

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

ページ

○同	(環境生活部所管分)	(環境生活部総務課)	一四一
○同	(保健福祉部所管分)	(保健福祉部総務課)	一四二
○同	(経済部所管分)	(経済部総務課)	一四六
○同	(農政部所管分)	(農政課)	一五二
○同	(水産林務部所管分)	(水産林務部総務課)	一五八
○同	(建設部所管分)	(建設部総務課)	一五九

公 告

○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定

等の決定	(総務部所管分)	(総務部総務課)
○同	(総合企画部所管分)	(総合企画部総務課)
○同	(環境生活部所管分)	(環境生活部総務課)
○同	(保健福祉部所管分)	(保健福祉部総務課)
○同	(経済部所管分)	(経済部総務課)
○同	(農政部所管分)	(農政課)
○同	(水産林務部所管分)	(水産林務部総務課)
○同	(建設部所管分)	(建設部総務課)
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正	(総合企画部所管分)	(総合企画部総務課)

(総務部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨

補助対象者

補助対象経費

補助率等

交付申請書に添付すべき関係書類

実績報告書に添付すべき関係書類

交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先

摘要

1 北海道私費外国人留学生修学奨励事業

北海道内の大学等に在籍する外国人留学生の奨学及び研究活動を奨励し、本道の国際化を推進するため、予算の範囲内で補助する。

修学に要する経費

2 納税貯蓄組合連合会運営事業

納税貯蓄組合法(昭和26年法律第145号)第10条の2に規定する納税貯蓄組合

納税貯蓄組合連合会

納税貯蓄組合連合会が行う会員の指導及び育成に関する事務、会員の行う事業についての連絡及び調整に関する事務、その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るために行う事務等に関する経費

次の各号により算出した額の合計額以内
(1) 1連合会につき1万

共通第2号様式
共通第18号様式
共通第20号様式
共通第32号様式
共通第17号様式

共通第2号様式
共通第29号様式
共通第31号様式

提出部数
提出期限
提出先
1部
別に指示する日
支行又は道税事務

書類は、在籍する大学等の長を通じて提出すること。

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第556号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を定める告示及び北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部を改正する告示を、平成14年4月1日、次のとおり本庁の掲示場に掲示して示達した。

北海道知事 堀 達 也

公 告

連合会（1の市町村の区域内の組合を構成員とする連合会に限る。）の健全な発達を図るため、予算の範囲内で補助する。			4,000円 (2) 平成14年4月1日現在の構成員である組合1組合につき150円 (3) 平成14年4月1日現在の連合会の間接の構成員である組合員1人につき28円 （当該連合会の所在する市町村の平成13年度の個人の住民税の徴収率が96パーセント以上98パーセント未満であるときは42円、98パーセント以上であるときは58円）	別に指示する様式		所	
3 私立高等学校管理運営事業 私立高等学校教育の振興を図るため、私立高等学校の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第9条に規定する高等学校における教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支予算書（前年度のもの） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部学事課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計画書については、私立学校振興助成法第14条第2項の

								規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
4 私立高等学校授業料軽減事業 経済的理由により修学困難な生徒の教育機会の確保と父母負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業料軽減事業について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立高等学校を設置する学校法人が行う授業料軽減事業に要する経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書（前年度のもの） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 総務部学事課	1部 別に指示する日 総務部学事課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
5 私立中学校管理運営事業 私立中学校教育の振興を図るため、私立中学校の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立学校振興助成法第9条に規定する中学校における教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書（前年度のもの） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 総務部学事課	1部 別に指示する日 総務部学事課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
6 私立幼稚園管理運営事業 私立幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の管理運営に要する経費について	学校法人	私立学校振興助成法第9条に規定する幼稚園における教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 総務部学事課	1部 別に指示する日 総務部学事課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算

て、予算の範囲内で補助する。					収支予算書（前年度のもの）別に指示する様式	課 事	書及び収支計算書について
7	私立学校特殊教育対策事業 私立幼稚園の特殊教育の振興を図るため、障害幼児の教育又は研究に必要な経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人	私立学校振興助成法第9条に規定する幼稚園における特殊教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 障害幼児一覧表 収支計算書（前年度のもの） 別に指示する様式	1部 別に指示する日 総務部学事課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。
8	私立専修学校等管理運営事業 私立専修学校等の教育の振興を図るため、私立専修学校等の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含み、看護婦養成を目的とする学校及び学科を除く。）	私立専修学校及び外国人子女教育を行う各種学校における教育に係る経常的経費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 収支予算書 収支計算書（前年度のもの） 別に指示する様式	1部 別に指示する日 総務部学事課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。

								きる。
9 私立大学等生涯学習推進事業 私立大学等の生涯学習教育に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	学校法人、市町村等	私立大学等の生涯学習教育に要する経費で次に掲げるもの 1 公開講座事業に要する経費	2分の1以内 (ただし、開催規模や内容の拡充等を伴わない継続事業は3分の1以内) 2分の1以内 3分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 収支予算書 収支計算書(前年度のもの) 学則別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 納品検査調査の写し 別に指示する様式	提出部数 1部 別に指示する日 総務部学課	交付申請書に添付すべき関係書類のうち、収支予算書及び収支計算書については、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により既に提出済みの学校法人においては省略できる。	
10 北方領土隣接地域振興等事業 北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	根室支庁管内の市町 公共的団体等	次に掲げる事業に要する経費(市又は町が1の事業を行う公共的団体等に対して補助する場合には、公共的団体等が行う当該事業に要する経費) 1 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業 (1) 北方領土隣接地域の特性に即した基幹的な産業の振興に資するための事業 (2) 教育施設、文化施設、生活環境施設及び厚生施設の整備に関する事業 2 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業 3 北方地域元居住者の援護等に関する事業 (1) 北方地域元居住者とその能力に適合した職業に就くことができるようにするための技能研修その他その生活の安定及び福祉の増進を図るための事業 (2) 北方地域元居住者が北方領土問題	2分の1以内 					

北海道告示第 557 号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

(総合企画部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 移動通信用鉄塔施設整備事業 電気通信事業者による自動車電話・携帯電話等の移動通信サービスの見込みのない地域の解消を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 施設・設備費 (2) 用地取得・道路費	10分の7以内	共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別 に 指 示 す る 様 式	共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別 に 指 示 す る 様 式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 総合企画部 I T 推進室情報政策課	書類は、支庁長を経由すること。
2 情報通信技術講習推進事業 情報通信技術に関する基礎的な技能の習得の推進を図るため、市町村等が行う情報通信技術講習に要する経費を予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 広域連合	情報通信技術講習の開催に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 講習事業費 (2) 事務費	10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 総 企 第 22 号 様 式 別 に 指 示 す る 様 式	共通第29号様式 共通第31号様式 総 企 第 23 号 様 式 別 に 指 示 す る 様 式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 総合企画部 I T 推進室情報政策課	書類は、支庁長を経由すること。
3 離島振興対策事業 離島住民の生活の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条の規定により離島振興対策実施地域に指定された離島の地域を有する町	住民生活安定対策事業 (プロパンガス価格安定事業) に要する経費	10分の6以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 総 企 第 21 号 様 式	共通第29号様式 共通第31号様式 総 企 第 21 号 様 式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	

4 離島航路旅客定期航路事業 離島における民生の安定と産業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	離島航路旅客定期航路事業者	離島航路旅客定期航路事業に要する経費				提出部数 提出先 1部 別に指示する日 総合企画 部交通企画室 企画課	
	(1) 離島航路事業	航路損益計算書により算出された純損失額	補助対象経費から離島航路整備法（昭和27年法律第226号）に基づき交付される国庫補助金額を差し引いた額以内	共通第14号様式 総企第17号様式 総企第19号様式 総企第20号様式 別に指示する様式	総企第18号様式		実績報告は要しない。
	(2) 運賃割引事業	離島航路旅客定期航路事業を行う場合における1月から12月までに係る離島住民の旅客運賃割引額（各航路区間ごとの昭和55年1月1日現在の1キロ当たりの認可運賃から13円50銭を差し引いた額に当該航路区間のキロ数を乗じて得た額（その額が現行の運賃の5分の1に相当する額を下回るものについては、当該運賃の5分の1に相当する額。10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。）に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額）	10分の10以内	共通第14号様式 総企第17号様式 総企第18号様式 別に指示する様式	総企第18号様式		
5 新千歳空港国際航空定期便就航促進奨励事業 新千歳空港発着の国際航空貨物定期便及び国際航空旅客定期便の就航を促進するため、航空会社が空港及び空港周辺で行う事業に対し、予算の範囲内で補助する。	新千歳空港で国際航空定期便を就航させる航空会社（国際航空旅客定期便にあつては、運休路線の再開の場合を含む。）	次に掲げる経費 1 国際航空貨物定期便 （1）就航初年度において新千歳空港及びその周辺で行う国際航空貨物定期便の運航に必要な施設整備等に要する経費（旅客輸送業務に係る経費を除く。）のうち、次に掲げるもの。 ただし、北海道企業立地促進条例（平成9年北海道条例第29号）で助成申請を行うものについては、この	(1)の経費については3分の1以内、(2)の経費については定額 ((1)及び(2)を合わせて1億円を限度とする。ただし、(1)にあつては、3,000万	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 総合企画 部交通企画室	

		限りでない。 ア 倉庫及び上屋等建築整備に要する経費 イ 設備及び備品の購入に要する経費 ウ 5年以上賃借する建物、設備等に要する経費 (2) 新千歳空港発着の国際航空貨物定期便の運航に直接要する経費 2 国際航空旅客定期便 新千歳空港発着の国際航空旅客定期便の運航に直接要する経費	円を限度とする。 (1億円を限度とする。)					
6 地域振興特別対策事業 新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。	苫小牧市 千歳市	苫小牧市及び千歳市が行う地域振興特別対策事業に要する経費のうち、起債償還事業費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 総合企画 部交通企画課	1部 別に指示する日 総合企画 部交通企画課	この補助金は、市負担(地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市負担)を軽減するために交付するものである。
7 運輸事業振興助成事業 旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の安全運行の確保、輸送サービスの改善、輸送コストの上昇の抑制等に資するため、予算の範囲内で補助する。	社団法人北海道バス協会 社団法人北海道トラック協会 札幌市 函館市 苫小牧市	震災等災害発生時における緊急物資輸送体制の整備、安全運行の確保等交通安全及び自動車交通公害対策に関する事業等に要する経費	定額	別に指示する様式	別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 総合企画 部交通企画課	1部 別に指示する日 総合企画 部交通企画課	

北海道告示第 558 号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

(環境生活部所管分)

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨		補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 資源リサイクル道民運動事業 資源リサイクルの取組を道民運動事業として推進し、リサイクル社会の構築を図るため、予算の範囲内で補助する。		活動の本拠が道内にあり、各種リサイクル運動を道内で実施又は実施を予定している団体であって、知事が適当と認めるもの	資源リサイクル道民運動事業に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料に限る。）	10分の10以内 （知事が別に定める額を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 5月31日 提出先 部環境生活部環境室廃棄物対策課	
		2 ごみ処理の広域化推進事業 北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」で示すごみ処理の広域化プロック（以下、「プロック」という。）におけるごみ処理の広域化実施計画の策定を支援するため、予算の範囲内で補助する。	プロックにおける広域化実施計画の策定に要する経費（委託料に限る。）	4分の1以内 （500万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 部環境生活部環境室廃棄物対策課	書類は、支庁長を経由すること。
		3 リサイクル設備整備事業 循環型社会形成のため、廃棄物の分別収集及び再生利用の向上を目的として実施するリサイクル設備の整備事業に対し、予算の範囲内で補助する。					提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 部環境生活部環境室廃棄物対策課	書類は、支庁長を経由すること。
(1) 容器包装リサイクル設備整備事業			容器包装廃棄物の分別収集に係る機械設備の整備に要する経費（備品購入費及び据付工事に係る工事請負費に限る。）	3分の1以内 （1設備当たり400万円を限度とする。）	共通第6号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 その他事業の参考となる資料	共通第6号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 その他事業の参考となる資料		
		(2) 蛍光管リサイクル設備	蛍光管の再利用に係る破砕機等の整備	3分の1以内	共通第6号様式	共通第6号様式		

整備事業		に要する経費（備品購入費及び工事請負費に限る。）	（1）設備当たり400万円を限度とする。）	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 その他事業の参考となる資料	共通第30号様式 共通第31号様式 その他事業の参考となる資料	提出部数 正副2部 別に指示する日 環境生活 部環境保 全課	書類は、支 庁長を経由 すること。
4 合併処理浄化槽設置整備事業 合併処理浄化槽の普及促進のために、市町村が行う合併処理浄化槽設置整備事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合	合併処理浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	(1) 前年度公表の生活排水施設総合普及率が全国の污水处理施設設置備率を下回る場合にあっては、3分の1以内 (2) 前年度公表の生活排水施設総合普及率が90%未満で、全国の污水处理施設設置備率を上回る場合にあっては、3分の1以内 (補助対象経費が900万円を超える場合にあっては、当該超える部分について6分の1以内) (3) 前年度公表の生活排水施設総合普及率が90%以上の場合にあっては、6分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 環生第1号様式 環生第2号様式 環生第3号様式	共通第31号様式 環生第4号様式 環生第5号様式 環生第6号様式	提出期限 提出先 環境生活 部環境保 全課	書類は、支 庁長を経由 すること。
5 自然公園美化清掃事業	清掃活動実施団体	自然公園美化清掃事業に要する経費の	清掃活動実施団	共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数 1部	

国立公園、国定公園及び 道立自然公園の自然環境を 清潔に保持するため、予算 の範囲内で補助する。	網走、十勝、釧路 及び根室支庁管内 の市町村	うち、次に掲げるもの 1 事業費 (1) 材料費 (2) 役務費 (3) その他直接経費 (4) 一般管理費 2 事務費 旅費及び庁費	体（自然公園主 要清掃地域） 3分の1以内 清掃活動実施団 体（国立公園重 点清掃地域） 4分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出期限 別に指示 する日 提出 先 支庁	
		6 エゾシカ個体数管理事業 「エゾシカ保護管理計 画」に基づくエゾシカの個 体数管理を適正に推進する ため、予算の範囲内で補助 する。	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 環生第17号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 環生第17号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出 先 支庁	
		7 北の生活・スポーツ文化 振興事業 生活文化及びスポーツ文 化の振興を図るため、予算 の範囲内で補助する。	2分の1以内 (知事が特に必 要と認める場合 を除き、100万 円を限度とす る。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出 先 支庁（当 該事業を 札幌市の 区域内に おいて行 う者及び 2以上の 支庁の所 管区域に わたり行 う者にあ っては、 環境生活	
(1) 生活文化振興事業	団体（市町村及び 学校（学校教育法 （昭和22年法律第 26号）第1条、第 82条の2及び第83 条第1項に定める ものをいう。）を 除く。）及び知事 又は支庁長が、特 に適当と認める個 人	1 地域活動事業 次に掲げる事業（補助対象経費が20 万円未満のもの及び国の補助金又は道 の他の補助金の交付を受けているもの を除く。）に要する経費（職員費、食 糧費及び備品購入費を除く。） (1) 衣食住等の生活の分野における創 意工夫、普及等の活動 (2) 教養・趣味等の分野における創作、 発表、奨励、普及等の活動 (3) 地域の生活文化史、文化的遺産 （国又は地方公共団体の指定する文 化財を除く。）等の調査研究活動 (4) 映画の鑑賞（常設の映画館のある 市町村を除く。） (5) その他生活文化の振興を図るため					

	知事又は支庁長が特に必要と認める活動	2 連携促進事業 複数の市町村や文化団体等が連携し、共同企画・協力（協働）、人材育成、文化創造の充実・促進を図って、北国らしい文化の発信を目指す事業（補助対象経費が、100万円未満のもの及び国の補助金又は道の他の補助金の交付を受けているものを除く。）に要する経費（職員費、食糧費及び備品購入費を除く。）	2分の1以内 （知事が特に必要と認める場合を除き、300万円を限度とする。）				提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活文化・青少年室文化振興課		
(2) スポーツ文化振興事業	団体（市町村及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第82条の2及び第83条第1項に定めるものをいう。）を除く。）及び知事又は支庁長が、特に適当と認める個人	1 地域活動事業 次に掲げる事業（補助対象経費が20万円未満のもの及び国の補助金又は道の他の補助金の交付を受けているものを除く。）に要する経費（職員費、食糧費及び備品購入費を除く。） (1) スポーツ文化の普及・奨励等の活動 (2) その他スポーツ文化の振興を図るため知事又は支庁長が特に必要と認める活動	2分の1以内 （知事が特に必要と認める場合を除き、100万円を限度とする。）				提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 該事業を札幌市の区域内において行う者にとっては、環境生活文化・青少年室生活振興課		
		2 広域活動事業 参集範囲が2以上の支庁にわたる次に掲げる事業（補助対象経費が、100万円未満のもの及び国の補助金又は道の他の補助金の交付を受けているものを除く。）に要する経費（職員費、食糧費及び備品購入費を除く。） (1) スポーツ文化の交流促進を図るた	2分の1以内 （知事が特に必要と認める場合を除き、300万円を限度とする。）				提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活文化・青少年室生活振興課		

		めの普及・奨励等の活動 (2) その他又スポーツ文化交流促進を図るため知事が特に必要と認める活動						
8 地域文化ネットワーク形成促進事業 本道の個性豊かな地域文化の創造に向け、文化活動を通じて地域住民の交流の場・稽古場・工房などの機能を有する施設（以下「地域創造アトリエ」という。）の整備を促進し、地域・分野を越えた広範なネットワークの形成と、舞台芸術をはじめとした地域における文化活動の一層の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条の規定により設立された法人、市町村及び文化団体等で構成する任意の団体その他知事が適当と認める者	地域創造アトリエとして必要な施設、附帯設備の整備等に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 改修費（地域創造アトリエとして、一体的に整備する必要があると認められる経費を含む。） 2 附帯設備費 3 設計料 4 監理費 5 その他知事が特に必要と認める経費	2分の1以内 (2,000万円を限度とする。)	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 その他別に指示する様式 その他参考となるべき書類	共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 その他別に指示する様式 その他参考となるべき書類	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 環境生活文化・青少年室文化振興課	書類は、事業実施地の支庁長を経由すること。	
9 市町村金融広報事業 金融広報を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	次に掲げる事業に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料並びに原材料費に限る。） 1 金融学習グループ等の育成指導事業 2 金融及び貯蓄に関する消費者教育・啓発を実施する事業	2分の1以内 (1市町村当たり5万円以上とし、20万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 平成14年6月28日 環境生活文化・青少年室生活振興課	書類は、支庁長を経由すること。	
10 消費生活情報地域ネットワークシステム事業 道が構築した消費生活情報地域ネットワークシステムへの市町村の参画を促し、もって、消費生活に関する相談処理及び情報収集の迅速・効率化を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	市町村	消費生活情報地域ネットワークシステムへの接続に必要な機器の導入等に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 環境生活文化・青少年室生活振興課	書類は、支庁長を経由すること。	

11 青少年センター活動促進事業 青少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市（人口7万人以上の市に限る。）	青少年センターが行う、次の事業に要する経費（食糧費を除く。） 1 青少年非行の早期発見と未然防止に関する経費 2 有害環境の浄化に関する経費 3 住民意識の啓発に関する経費	2分の1以内 （40万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	書類は、支庁長を経由すること（ただし、札幌市に所在する団体及び2以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあっては、この限りでない。）。
12 広域補導活動促進事業 青少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	非行防止活動等を行う市町村で構成された団体	広域補導連絡協議会が行う、次の事業に要する経費（食糧費を除く。） 1 青少年非行の早期発見と未然防止に関する経費 2 有害環境の浄化に関する経費 3 住民意識の啓発に関する経費	2分の1以内 （15万3,000円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
13 男女平等参画推進イコール・パートナー事業 男女平等参画を一層推進し、地域活動の中心的な役割を担う団体を育成し、地域のネットワークの形成に資するため、予算の範囲内で補助する。	知事が適当と認める民間団体	次に掲げる事業（補助対象経費が20万円未満のもの及び国の補助金又は道の他の補助金の交付を受けるものを除く。） 要する経費（職員費、建物賃借料、食糧費及び備品購入費を除く。） 1 地域における男女平等参画を推進するためのネットワーク形成に資する事業 2 男女平等参画の視点に立った自主的な活動を推進するための交流事業 3 知事が特に必要と認める事業	2分の1以内 （20万円を限度とする。）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 環境生活部男女平等参画推進室	書類は、支庁長を経由すること（ただし、札幌市に所在する団体及び2以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあっては、この限りでない。）。
14 交通通児対策事業 交通通児等の教育の機会の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	学校教育法に基づく公立若しくは私立の高等学校又は高等専門学校学校の設置者	公立若しくは私立の高等学校又は高等専門学校学校の設置者が当該高等学校等に在学する交通通児等に対して、その授業料を減免する場合の当該減免額	10分の10以内 （知事が別に定める額を限度とする。）	環生第18号様式	環生第19号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 環境生活部交通安全対策室	書類は、高等学校等の所在する地域を所管する支庁長を経由すること。
15 アイヌ生活上推進事業 アイヌの人たちの生活と福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 生活相談員設置事業	市町村	生活相談員の設置に要する経費	3分の2以内	共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数 正副2部	書類は、支

				共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出期限 別に指示 する日 提出先 環境生活 部総務課	庁長を経由す ること。
(2) 専修学校等進学奨励事業	経済的な理由により修学が困難な者	次に掲げる経費 1 専修学校又は各種学校の修学に必要な経費 2 専修学校又は各種学校の入学時に必要な支度に要する経費	定額	環生第33号様式 学校長が証明する在学証明書 社団法人北海道ウタリ協会の支部長又は市町村長の推薦書 平成13年分の所得を証明する書類	環生第34号様式 学校長が証明する卒業又は修了等を確認することができる書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(3) 高等学校等進学奨励事業	経済的な理由により修学が困難な者	次に掲げる経費 1 高等学校又は高等専門学校の修学に必要な経費 2 高等学校又は高等専門学校の入学時に必要な通学用品等の購入に要する経費	定額	環生第31号様式 学校長が証明する在学証明書 社団法人北海道ウタリ協会の支部長又は市町村長の推薦書 平成13年分の所得を証明する書類	環生第32号様式 学校長が証明する卒業又は修了等を確認することができる書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(4) 高等学校通学費補助事業	経済的な理由により修学が困難な者	高等学校又は高等専門学校の通学に要する経費	定額	環生第35号様式 学校長が証明する通学証明書	環生第36号様式 学校長が証明する通学の終了又は中止を確認することができる書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(5) 生活館運営費補助事業	市町村	次に掲げる経費 1 生活館運営費 2 生活館活動推進事業費	4分の3以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 1の経費に係る場合	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 1の経費に係る場合 環生第27号様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 環境生活 部総務課	書類は、支 庁長を経由すること。

				環生第27号様式 環生第29号様式 2の経費に係る 場合 環生第28号様式	環生第29号様式 環生第30号様式 2の経費に係る 場合 環生第28号様式		
(6) 生活館整備事業	市町村	次に掲げる経費 1 施設整備費 2 設備整備費	4分の3以内	(施設整備の場合) 共通第20号様式 環生第21号様式 環生第24号様式 (設備整備の場合) 共通第20号様式 環生第22号様式 環生第24号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 環生第26号様式 工事請負契約書 建築確認通知書 検査済証、工事着工届、しゅん工届、しゅん工検査証、工事受渡書、工事完成図面及び工事設計書の写し並びに完成写真	提出部数 別に指示する日 提出先 環境生活部総務課	書類は、支庁長を経由すること。
(7) 生活館改修事業	市町村	生活館の改修に要する経費	2分の1以内	共通第20号様式 環生第21号様式 環生第25号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 環生第26号様式 工事請負契約書、工事着工届、しゅん工届、しゅん工検査証、工事受渡書、工事完成図面及び工事設計書の写し並びに完成写真	提出部数 別に指示する日 提出先 環境生活部総務課	書類は、支庁長を経由すること。

北海道告示第 559 号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

(保健福祉部所管分)

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨		補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 国民健康保険財政健全化対策事業 国民健康保険財政の健全化を促進するため、予算の範囲内で補助する。		市町村 広域連合 国民健康保険組合	福祉医療の実施及び入院患者の転入に伴う医療費増加分に係る保険者の負担に必要な経費	定額	共通第31号様式 保福第7号様式 国民健康保険組合にあっては、別に指示する様式	共通第2号様式 共通第4号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 国民健康保険課	1 書類は、市町村及び広域連合にあっては支庁長を経由し、国民健康保険組合にあっては直接提出すること。 2 実績報告は要しない。
2 国民健康保険組合育成事業 国民健康保険組合の健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。		国民健康保険組合	次に掲げる経費 (1) 適正受診に関する経費 (2) 被保険者として実践すべき健康管理の促進に関する経費 (3) その他健康管理に資すると認められる経費	定額	共通第2号様式 共通第4号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第4号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 国民健康保険課	
3 公的病院等運営事業 公的病院（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。以下同じ。）及び民間病院（知事が適当と認める者が開設する病院をいう。以下同じ。）の経営の健全化等を推進し、もって地域住民の医療の確保・充実を図るため、予算の範囲内で補助する。		日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会 その他知事が適当と認める者	公的病院等運営事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの 1 がん診療施設、小児医療施設、医学的リハビリテーション施設及び救急医療施設を有する公的病院、在宅医療を行っている公的病院並びに不採算地区にある公的病院（前年度末で累積欠損金又は不良債務を有するものに限る。）の運営に必要な経費 2 救急医療施設を有する民間病院及び在宅医療を行っている民間病院の運営に必要な経費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第26号様式（申請者が公的病院の開設者の場合に限る。） 保福第27号様式（申請者が公的病院の開設者の場合を除く。） 保福第28号様式から保福第30号	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

			様式まで（申請者が公的病院の開設者の場合に限る。）別に指示する様式			書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
4 医療施設近代化施設整備事業 医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、療養型病床群への転換整備を進めるとともに、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備等を促進し、もって医療施設の経営の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人 健康保険組合及びその連合会 その他知事が適当と認める者	次に掲げる医療施設の整備に必要な経費（患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善及び療養型病床群の整備等に必要な工事費又は工事請負費に限る。） 1 病院（改修により療養型病床群を整備する病院は除く。） (1) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）	3分の1以内 ただし、別に指示する病院については次による。 ア 地方公共団体が開設する病院 15分の6以内 ただし、整備病床数が100床を超える場合には、次に掲げる率を乗じて得た額の合計額とする。 (ア) 3分の1 (イ) 15分の1 に整備病床数（300床を限度とする。）分の100を乗じて得た率 イ ア以外の病	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課（病院整備のうち精神病院に係るもの及び結核病棟改修等整備事業にあつては、保健福祉部保健予防課）

[illegible]

		群を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等(外来部門を除く。))	いては、30分の13以内とする。					
		5 介護基盤整備促進事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) 6 療養型病床群療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等)	3分の1以内 3分の1以内					
5 へき地中核病院事業 へき地における医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が指定した病院の開設者		10分の10以内			提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課	正副2部別に指示する日	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)
(1) 設備整備事業		へき地中核病院として必要な医療機器の整備に要する経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第33号様式別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式			
(2) 運営事業		へき地中核病院の運営に必要な医療活動費、研究費、研修費、医療費及び伝送装置経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第36号様式 保福第37号様式			

6	へき地診療所事業 へき地における医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会		2分の1以内	村である場合を除く。） 保福第34号様式 保福第35号様式 別に指示する様式		提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課（国民健康保険直営診療所にあるのは、保健福祉部国民健康保険課）	書類は、国民健康保険直営診療所にあるのは支庁長を経由し、その他のものにあつては保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
(1)	施設整備事業		へき地診療所の整備に必要な経費のうち、次に掲げるもの 1 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護婦居室、玄関、廊下等） 2 医師住宅 3 看護婦住宅 4 ヘリポート		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第32号様式 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 契約書の写し 建物の全景及び概要を示す写真 建物の構造概要及び平面図 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 しゅん工検査書の写し 別に指示する様式		
(2)	設備整備事業		へき地診療所として必要な医療機器の整備に要する経費		共通第16号様式 共通第18号様式	共通第30号様式 共通第31号様式		

				共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第33号様式 契約書の写し等		
7 へき地患者輸送車整備事業 へき地における医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するために必要な患者輸送車等並びにへき地診療所施設整備費補助金の交付を受けて設置した診療所及び国民健康保険直営診療所の医師往診用小型雪上車の整備に必要な経費	2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 契約書の写し等	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)
8 地域医療サポーターセンター整備事業 地方・地域センター病院の医療機能高めるとともに、医療支援活動を強化し、地域ごとに均衡のとれた医療供給体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会					提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)
(1) 設備整備事業		地方・地域センター病院として必要な医療機器(別に指示する医療機器に限る。)の整備に要する経費(備品購入費に限る。)	3分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式		
(2) 運営事業		地方・地域センター病院が行う次の事業に必要な経費		共通第16号様式 共通第18号様式	共通第30号様式 共通第31号様式		

		(1) 地域医療支援室運営事業 地方センター病院における地域医療支援室の設置・運営に必要な経費 (2) 医師等派遣事業 地方センター病院における地域の医療機関に対する医師等の派遣に必要な経費 (3) 研修会等開催事業 ア 地方センター病院における高度・専門的な研修会等の開催に必要な経費 イ 地方・地域センター病院における研修会及び症例検討会等の開催に必要な経費 ウ 地方・地域センター病院における院内で開催する研修会及び症例検討会等の開催に必要な経費	定額 2分の1以内 2分の1以内	共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第39号様式の1(医師等派遣事業の場合に限る。) 保福第39号様式の2(研修会等開催事業の場合に限る。) 保福第40号様式の1(地域医療支援室運営事業の場合に限る。) 保福第40号様式の2(医師等派遣事業の場合に限る。)	保福第39号様式の1(医師等派遣事業の場合に限る。) 保福第39号様式の2(研修会等開催事業の場合に限る。) 保福第40号様式の1(地域医療支援室運営事業の場合に限る。) 保福第40号様式の2(医師等派遣事業の場合に限る。)		
(3) 基金造成事業		市町が地域医療サポートセンター整備事業償還基金の造成事業を行う場合における当該事業に必要な経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式		
9 離島等特定地域病院設備整備事業 離島や地理的条件などから地域センター病院を利用することが困難な地域における中心的な医療機関の機	市町村 一部事務組合	離島等特定地域病院として必要な医療機器(別に指示する医療機器に限る。)の整備に要する経費	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること。

能の充実及び強化を図るため、予算の範囲内で補助する。								
10 院内感染対策施設設備整備事業 MRSA等の耐性菌による院内感染症に適切に対応するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人 健康保険組合及びその連合会 国民健康保険組合及びその連合会 その他知事が適当と認める者	病院の個室整備に必要な工事費又は工事請負費	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。	
11 救命救急センター事業 初期救急医療施設、病院群輪番制による第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、重篤救急患者の救命医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協同組合連合会		3分の2以内			提出部数 提出期限 提出先 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。	
(1) 設備整備事業		救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者備品の整備に要する経費（備品購入費）		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式			
(2) 運営事業		救命救急センターの運営に必要な経費のうち、次に掲げるもの 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（薬品		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第41号様式 別に指示する様式			

		費、診療材料費、医療消耗備品費等）、経費（福利厚生費、消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等）、その他の費用（研究研修費、図書費等）	（申請者が市町村である場合を除く。） 保福第38号様式 保福第41号様式 別に指示する様式				
12 広域救急医療対策事業 初期救急医療施設と救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、休日及び夜間における入院治療を必要とする重篤救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村		3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉 部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
(1) 設備整備事業		市町村が行う病院群輪番制病院の設備整備事業に必要な経費（備品購入費）又は病院の開設者が行う病院群輪番制病院の設備整備事業に対して市町村が補助する場合における当該補助に必要な経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 保福第48号様式 保福第49号様式 別に指示する様式		
(2) 運営事業		市町村が行う病院群輪番制病院の運営事業に必要な経費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）又は病院の開設者が行う病院群輪番制病院の運営事業に対して市町村が補助する場合における当該補助に必要な経費		共通第18号様式 共通第20号様式 保福第45号様式 保福第47号様式 保福第48号様式	共通第31号様式 保福第48号様式 保福第49号様式 別に指示する様式		
13 災害拠点病院整備事業 多発外傷、挫減症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うとともに、広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、応急用資機材の貸出し機能等を有する災害拠	市町村 日本赤十字社 北海道厚生農業協 同組合連合会 社会福祉法人北海 道社会事業協会 その他知事が適当と認める者	災害拠点病院として必要な医療機器の購入に要する経費（備品購入費）	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 保健福祉 部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

点病院を整備するため、予算の範囲内で補助する。					式				
14 救急医療啓発普及事業 休日及び夜間における救急医療体制の確保並びに救急医療知識の普及啓発を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う救急医療啓発普及事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの 報償費、需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料、賃金その他の費用（会場借上料、備品購入費等）	3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第44号様式 共通第45号様式 共通第46号様式	共通第31号様式 共通第46号様式 共通第49号様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。	
15 休日夜間急患センター設備整備事業 地域における休日・夜間の急病患者の診療体制を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	休日夜間急患センターとして必要な医療機器の購入に要する経費（備品購入費）	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 共通第33号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。	
16 看護師宿舍等施設整備事業 看護師宿舍の個室整備及び看護師詰め所等の環境改善整備を行い、看護職員の離職防止及び就業定着を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人 北海道厚生農業協同組合連合会 健康保険組合及びその連合会 国民健康保険組合及びその連合会 その他知事が適当と認める者	看護師宿舍等施設の整備に必要な経費（看護師宿舍及び看護師勤務環境改善施設の工事費に限る。）	3分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第19号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。	
17 遠隔医療情報通信機器整備事業 通信技術に応用した遠隔医療を実施することにより医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 知事が認める医療施設の開設者	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入に要する経費	2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 共通第33号様式 見積書	共通第30号様式 共通第31号様式 共通第33号様式 契約書の写し 検収（査）調書の写し その他参考となる書類	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。	

18	結核予防事業 結核予防法（昭和26年法律第96号）第56条の規定により補助する。	学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。）の長又は結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第1条で定める施設の長（札幌市及び旭川市の区域外に所在する学校又は施設の長に限るものとし、国又は市町村を除く。）	結核予防法第4条第1項の規定による定期の健康診断又は同法第13条第1項から第3項までの規定によるツベルクリン反応検査若しくは定期の予防接種に要した経費	3分の2	共通第31号様式 保福第54号様式 保福第55号様式 別に指示する様式	提出部数 別に指示する日 提出先 保健所（小樽市及び函館市にあっては保健福祉部保健予防課）	実績報告は、要しない。
19	地域精神医療確保対策事業 地域の精神科医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が適当と認める病院の開設者	精神科医師等の派遣に必要な経費（報酬、職員給与費、法定福利費、賃金、報償費及び旅費）	2分の1以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第186号様式 別に指示する様式	提出部数 別に指示する日 提出先 保健所	
20	北海道医療給付事業 重度心身障害者、母子家庭等の母と児童及び乳幼児並びに老人の健康の保持と福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	北海道医療給付事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの 1 医療費 2 事務費（共済費、賃金、需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）委託料及び備品購入費に限る。）	医療費 市にあっては10分の5.4（財政力指数が0.31未満の市にあっては30分の17）以内、町村にあっては30分の17以内 事務費 2分の1以内	共通第31号様式 保福第58号様式 保福第60号様式 保福第80号様式	提出部数 別に指示する日 提出先 保健所（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市にあっては、保健福祉部保健予防課）	

21	地域リハビリテーション 広域支援センター事業 高齢者の様々な状況に応じたリハビリテーションサービスが適切かつ円滑に提供される体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が地域リハビリテーション広域支援センターとして指定した団体	地域リハビリテーションに関する研修会の開催等に必要な経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 別に表示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に表示する様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
22	歯科衛生士養成所臨床実習事業 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき厚生労働大臣の指定を受けた歯科衛生士養成所の教育内容の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「民法法人」という。） 学校法人	歯科衛生士養成所の巡回臨床実習教育に必要な経費（講師等謝金（特殊教育講師謝金及び指導教員雇い上げ謝金に限る。）、旅費（指導教員及び学生に係るものに限る。）及び需用費（医薬材料費、消耗器材費及び自動車燃料費に限る。）に限る。）	10分の10以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 保福第50号様式 保福第51号様式 別に表示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第50号様式 保福第52号様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
23	心身障害者（児）歯科診療事業 心身障害者（児）の歯科診療を促進するため、口腔保健センター等で専門的に歯科診療を行い、もって心身障害者（児）歯科医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市 社団法人北海道歯科医師会	市が実施する心身障害者（児）歯科診療事業に必要な経費又は社団法人北海道歯科医師会が、都市区歯科医師会に対して補助する場合における当該補助の対象となる経費	3分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 （申請者が市の場合を除く。） 別に表示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に表示する様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
24	成人歯科保健事業費補助金 歯科健康診査及び歯科保健指導を受ける機会に恵まれない地域住民に対して歯科疾患の予防及び普及啓発を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	成人歯科保健事業に必要な経費（報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料並びに使用料及び賃借料、備品購入費に限る。）	3分の2以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に表示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に表示する様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
25	外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業	市町村	在日外国人高齢者・障害者に対し、福祉給付金として支給する扶助費等	定額	共通第14号様式 共通第18号様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 別に指示	書類は、支庁長を経由す

国民年金制度上、無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者・障害者が、地域で自立し、安定した生活を続けていくことを支援し、これらの方々の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。				共通第20号様式 保福第89号様式	保福第89号様式	提出先 保健福祉 部地域福 祉課	ること。
26 いのちの電話相談事業 いろいろな悩みを持つ者に対し、その悩みを解決し、安心して生活することができよう電話を通して行う相談事業の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人北海道いのちの電話 社会福祉法人旭川いのちの電話	いのちの電話相談事業のうち、次に掲げる事業に必要な経費 (1) 電話相談員の養成及び訓練事業 (2) 相談に関する調査及び研究事業 (3) いのちの電話の宣伝及び普及事業	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉 部地域福祉課	
27 民間社会福祉施設整備資金 金利子補給事業 民間社会福祉施設の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人、民法法人、日本赤十字社、宗教法人及び医療法人（札幌市及び旭川市の区域外に所在する社会福祉施設を運営する社会福祉法人、民法法人、日本赤十字社、宗教法人及び医療法人に限る。）	社会福祉施設の整備のため、社会福祉・医療事業団から借り入れた資金に係る平成14年度における支払利息	平成8年3月31日以前の契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3.65パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率（3.0パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とす	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第87号様式 借入契約をしたことを証する書類（金銭消費貸借契約証書及び償還年次表の写し）	共通第31号様式 保福第87号様式 利息を納入したことを証する書類（領収証等）	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

			る。) によって 算出した額 平成10年 4月 1日以降の契約 締結分について は、借入利率か ら開設者負担率 (1.5/パーセン ト) 相当を減じ た利率 (1.5/パ ーセント)を上限 とする。) によ って算出した額			
28 高齢者事業団訪問開拓員 設置事業 就労を通じて生きがいの 充実を図ろうとする高齢者 の就業機会を増大するとし ても、高齢者事業団の健全 な育成及び充実を図るため、 予算の範囲内で補助する。	市町村 (札幌市及 び旭川市を除く。)	高齢者事業団に対し訪問開拓員の設置 に必要な人件費を補助する場合における 当該補助に必要な経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第17号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁
29 軽費老人ホーム運営事業 老人福祉法 (昭和38年法 律第133号) に基づく軽費 老人ホームの運営の健全化 を図るため、予算の範囲内 で補助する。	市町村 (札幌市及 び旭川市を除く。) 社会福祉法人 (札 幌市及び旭川市の 区域外に施設を設 置している者に限 る。) ケアハウスにつ いては、前記のほ か社会福祉法 (昭 和26年法律第45 号) 第62条第2項 の規定により知事 の許可を受けた法 人 (札幌市及び旭 川市の区域外に施	軽費老人ホーム運営事業に必要な経費 のうち、次に掲げるもの 1 社会福祉法人経理規程を適用する施 設 職員俸給、職員諸手当、賃金、社会 保険料事業主負担金、旅費、庁費、修 繕費、委託費、利用者保健衛生費及び 備品購入費等並びに人件費引当金、修 繕引当金、備品等購入引当金及び本部 会計繰入金に充当する経費 2 社会福祉法人会計基準を適用する施 設 職員俸給、職員諸手当、賃金、社会 保険料事業主負担金、旅費、庁費、修 繕費、委託費、利用者保健衛生費及び 備品購入費等並びに人件費積立金、修	市町村 3分の1以内 社会福祉法人等 10分の10以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 保福第108号様 式 保福第109号様 式 別に指示する様 式	共通第31号様式 保福第108号様 式 保福第110号様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁

	設を設置している者に限る。)	備積立金、備品等購入積立金及び本部会計経理区分繰入金(ただし、指定介護老人福祉施設等会計処理等指針を適用する場合は「本部会計区分繰入金」)に充当する経費					
30 在宅サービス促進特別対策事業 過疎地域等における在宅介護サービスの立ち上げを支援することにより、高齢者の多くができる限り住み慣れた家庭や地域で老後の生活を送ることができるよう、24時間対応の在宅介護支援体制の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村及び地方公共団体の組合 (「厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年厚生省告示第99号)」により指定された地域に該当する又は当該地域を含む市町村及び当該市町村を含む地方公共団体の組合に限る。)	訪問介護サービス時間延長事業、訪問入浴サービス事業及び通所介護ホリデーサービス事業に直接従事する職員の人件費に必要な経費(ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第6項の規定(同法第53条第4項の規定により準用される場合を含む。))により市町村から支払われる当該指定居宅サービスに要した費用の額に当該居宅要介護被保険者又は当該居宅要支援被保険者から支払われる利用料相当額を加えた額に当該総事業費に占める当該人件費の割合を乗じて得た額を除く。))又は当該経費については市町村等が補助等を行う場合における当該補助等に必要な経費(委託料又は補助金に限る。)	2分の1以内 ただし、補助事業者が地方公共団体の組合の場合又は複数の市町村が広域的に取り組む場合は、3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第90号様式 保福第91号様式	共通第31号様式 保福第90号様式 保福第92号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
31 介護老人保健施設整備資金 金利子補給事業 介護老人保健施設の安定的整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	平成14年4月1日現在において介護老人保健施設を開設している医療法人、社会福祉法人、日本赤十字社、北海道厚生農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会及び厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当である	介護老人保健施設を開設するための新築及び増改築に係る建築資金(痴呆専門棟を設置するための増改築を含む。))に對する社会福祉・医療事業団又は年金福祉事業団から借り入れた資金に係る平成14年度における支払利子。ただし、支払利子の算出に係る借り入れた資金の未償還額が2億円(特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行うものとして、知事に届出を行ってある施設については3億円)を超える場合は、その超えた額に相当する支払利子を除く。	平成8年3月31日以前の契約締結分については、借入利率から開設者負担率(4.05パーセント)相当を減じた利率(1.5パーセントを上限とする。)によって算出した額 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの契約締結分については、借入	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第111号様式	共通第31号様式 保福第111号様式 利子を納入したことを証する書類(領収証等)	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉課	書類は、保健所長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。))。

[illegible]

34	地域療育推進体制整備事業 業 心身に障害のある児童の地域療育推進体制の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）地域療育推進協議会（札幌市及び旭川市の区域外に設置しているものに限る。）	地域療育推進協議会の設置及び運営に必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に係る経費を除く。）及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）並びに使用料及び賃借料に限る。）	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 保福第129号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第129号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支 行	
35	心身障害児（者）療育等支援施設事業 心身障害児（者）療育等支援施設に在宅福祉を担当する職員を配置し、在宅療育等に関する相談及び各種福祉サービスの提供に係る調整等を行い、在宅心身障害児（者）及びその家庭の福祉向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が支援施設として指定した知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害児施設、知的障害児通設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設又は重症心身障害児施設を経営する社会福祉法人（札幌市の区域外に施設を設置している者に限る。）	心身障害児（者）療育等支援施設事業の実施に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に係る経費を除く。）及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費及び広告料に限る。）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支 行	
36	重症心身障害児（者）通園事業 在宅の重症心身障害児（者）に、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要	社会福祉法人（札幌市の区域外に施設を設置している者に限る。）	重症心身障害児（者）通園事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの 1 事務費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費並びに使用料及び賃借料に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支 行	

な療育を行い、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させるため、予算の範囲内で補助する。		2 事業費（需用費（食糧費（会食に係る経費を除く。）、指導用材料費、賄材料費、医療材料費、光熱水費、燃料費、修繕費、消耗品費等）、委託料並びに備品購入費（指導訓練器具費、医療器材等）に限る。）		式		提出部数 1 部 別に指示する日 提出先 支庁	
37 知的障害者地域援助センター活動事業 知的障害者の職場定着並びに施設入所者及び在宅の知的障害者の就労等による地域社会への参加の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	知的障害者援助施設を設置する市町村（札幌市及び旭川市を除く。）社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	地域援助センターの活動に必要な経費（報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に係る経費を除く。）及び印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料並びに使用料及び賃借料に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村の場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 別に指示する日 提出先 支庁	
38 知的障害者自立促進援助事業 知的障害者の社会的自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	知的障害者生活療の運営に対し助成を行う場合の当該助成の対象となる経費のうち、次の掲げるもの (1) 管理人又は指導職員に係る人件費 (2) 建物の維持・補修に必要な経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第127号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第127号様式	提出部数 1 部 別に指示する日 提出先 支庁	
39 障害者地域共同作業所運営事業 在宅の障害者に対して通所による生活訓練及び作業訓練等を行うとともに就労の場を設けることにより、その自立の促進と福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び心身障害者を主体とする障害者地域共同作業所において、旭川市を除く。）	市町村が障害者地域共同作業所運営事業を自ら実施する場合の当該事業に必要な経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費のうち会食に係る経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料並びに負担金に限る。）又は障害者地域共同作業所運営事業を実施する福祉団体等に対し市町村が補助等を行う場合の当該補助等に必要な経費（委託料又は補助金に限る。）	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第128号様式 位置図 位置図 平面図 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第128号様式 別に指示する様式	提出部数 1 部 別に指示する日 提出先 支庁又は保健所（精神障害者を主に対象にして運営している地域共同作業所にあつては保健所、	

						それ以外の地域共同作業所において は支庁。 ただし、倶知安保健所にあつては小樽市の区域、渡島保健所にあつては函館市の区域、上川保健所にあつては旭川市の区域に係るものを含む。）	
40 障害者小規模通所授産施設運営事業 雇用されることが困難な障害者に自活に必要な訓練等を行うことにより、自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市並びに身体障害者及び知的障害者小規模通所授産施設にあつては、旭川市を除く。）	市町村が障害者小規模通所授産施設を自ら運営する場合の当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費のうち、会食に係る経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等）又は障害者小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対し市町村が補助等を行う場合の当該補助等に必要な経費（補助金又は委託料に限る。）	運営費 4分の3以内 活動支援特別対策事業費及び特別指導費加算 2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第185号様式 別に指示する様式	共通第20号様式 共通第31号様式 保福第185号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁又は保健所（精神障害者小規模通所授産施設にあつては保健所、それ以外の障害者小規模通所授産施設にあつては支庁。	

						ただし、 俱知安保 健所にあ つては小 樽市の区 域、渡島 保健所に あつては 函館市の 区域、上 川保健所 にあつて は旭川市 の区域に 係るもの を含む。)	
41 福祉工場運営費補助事業 心身障害者の地域におけ る自立と社会参加を促進す るため、予算の範囲内で補 助する。	社会福祉法人（礼 幌市及び旭川市の 区域外に施設を設 置している者に限 る。）	知的障害者福祉工場又は身体障害者福 祉工場の運営に必要な経費（報酬、給料、 職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用 費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、 医薬材料費及び建物等に係る修繕料に限 る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、 委託料、使用料及び賃借料並びに備品購 入費（製造に必要な備品に要する経費を 除く。）に限る。）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
42 障害児施設機能強化事業 児童福祉法（昭和22年法 律第164号）に基づき重症 心身障害児施設に入所して いる障害児（者）の処遇の 向上を図るため、予算の範 囲内で補助する。	社会福祉法人（礼 幌市の区域外に所 在する施設に施設 介護員を設置して いる者に限る。）	施設介護員の設置に必要な経費（報酬、 給料、職員手当等及び賃金に限る。）	10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第113号様 式 保福第114号様 式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第113号様 式 保福第114号様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
43 身体障害者福祉ホーム運 営事業 身体障害者の社会自立の 促進を図るため、予算の範	社会福祉法人（礼 幌市及び旭川市の 区域外に施設を設 置している者に限	身体障害者福祉ホームの運営に必要な 経費（報酬、給料、職員手当、賃金、旅 費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製 本費、光熱水費及び修繕料）、役務費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	

圏内で補助する。		る。）	(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等)		共通第32号様式		
44 知的障害者福祉ホーム運営事業 知的障害者の社会自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	知的障害者福祉ホームの運営に必要な経費（給料、需用費（消耗品費、建物の修繕料に限る。）及び委託料）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
45 精神障害者共同住居運営事業 精神障害者の社会的自立の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	精神障害者共同住居運営事業を実施する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 管理人及び指導職員に係る人件費 (2) 建物の維持及び補修に必要な経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第130号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第130号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 保健所	
46 精神障害者地域生活支援センター運営事業 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。） 精神障害者社会復帰施設を運営する非営利法人（札幌市の区域外に設置している者に限る。）	施設を運営するために必要な職員の給料、職員手当（扶養手当、管理職手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、単身赴任手当等）、共済費及び賃金並びに施設を運営するのに必要な各所修繕費、その他事務の執行に伴う報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 保健所	
47 精神障害者社会復帰施設運営事業 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者社会復帰施設等	市町村（札幌市を除く。） 非営利法人等（札幌市の区域外に設置している者に限る。）	精神障害者社会復帰施設等の運営に必要な経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 保健所	

の運営に要する経費に対し、
予算の範囲内で補助する。

48 日常生活用具給付等事業

(1) 重度身体障害者日常生活用具給付等事業
重度身体障害者に対し
浴槽等の日常生活用具の
支給又は貸与を行うこと
などにより、これらの者
の日常生活の便宜を図る
ため、予算の範囲内で補
助する。

市町村（札幌市及
び旭川市を除く。）

次に掲げる用具の購入等に必要な経費
盲人用テーブリーコーダー、盲人用時計、
盲人用タイムスライツ、点字タイプライ
ター、盲人用電卓、電磁調理器、盲人用
体温計（音声式）、盲人用秤、点字図書、
盲人用体重計、視覚障害者用拡大読書器、
歩行時間延長信号機用小型送信機、点字
デイスラレイ、聴覚障害者用屋内信号装
置、聴覚障害者用通信装置、文字放送デ
コーダー、浴槽（湯沸器を含む。）、便
器（手すりを含む。）、特殊便器、特殊
マット、特殊寝台、ワードプロセッサ
ー（肢体不自由者用）、特殊尿器、入浴担
架、体位変換器、重度障害者用意志伝達
装置、携帯用会話補助装置、入浴補助用
具、移動用リフト、歩行支援用具、居宅
生活動作補助用具（住宅改修費）、透析
液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネプライ
ザー、火災警報器、自動消火器、電気式
たん吸引器、障害者用電話、フックス
及び視覚障害者用ワードプロセッサ

2分の1以内
（町村にあって
は、4分の3以
内）

共通第16号様式
共通第18号様式
共通第20号様式
保福第115号様
式

共通第30号様式
共通第31号様式
保福第115号様
式

提出部数 1部
提出期限 別に指示
する日
提出先 支庁

村である場合を
除く。）
別に指示する様
式

市町村（札幌市及
び旭川市を除く。）

次に掲げる用具の購入等に必要な経費
電磁調理器、火災警報器、自動消火器及
び老人用電話

(2) 老人日常生活用具給付
等事業
要援護老人に対し電磁
調理器等の日常生活用具
の支給又は貸与を行うこ
となどにより、これらの
者の日常生活の便宜を図
るため、予算の範囲内で
補助する。

次に掲げる用具の購入等に必要な経費
電磁調理器、火災警報器、自動消火器及
び老人用電話

3分の2以内

共通第16号様式
共通第18号様式
共通第20号様式
保福第115号様
式

共通第30号様式
共通第31号様式
保福第115号様
式

提出部数 1部
提出期限 別に指示
する日
提出先 支庁

(3) 重度障害児・者日常生

市町村（札幌市及

次に掲げる用具の購入等に必要な経費

2分の1以内

共通第16号様式

共通第30号様式

提出部数 1部

活用器具給付等事業 重度障害児（者）に対し浴槽等の日常生活用具の支給又は貸与を行うことなどにより、これらの者の日常生活の便宜を図るため、予算の範囲内で補助する。	び旭川市を除く。）	浴槽（湯沸器を含む。）、便器、特殊マット、テラレコオーダー、訓練いす、特殊便器、ワードフロセッター（肢体不自由者用）、点字タイプライター、盲人用電卓、点字図書、歩行時間延長信号機用小型送信機、訓練用ベット、火災警報器、自動消火器、特殊尿器、入浴担架、盲人用体温計（音声式）、盲人用秤、視覚障害者用拡大読書器、体位変換器、透析液加温器、頭部保護帽、電磁調理器、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、歩行支援用具、重度障害者用意志伝達装置、ネグライザー、電気式たん吸引器、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）及び視覚障害者用ワードフロセッター	(町村にあっては、4分の3以内)	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第115号様式	共通第31号様式 保福第115号様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支行	
(4) 障害者情報バリアフリー化支援事業 重度の視覚障害児者及び上肢不自由児者が情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するに当たり、必要となる周辺機器、アプリケーション等（以下「周辺機器等」という。）の購入費用の一部を補助することにより、障害者のバリアフリー化を推進し、社会参加の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	次の各号のすべてに該当する者 (1) 道内（札幌市を除く。）に住所を有する者 (2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する視覚障害1級若しくは2級又は上肢不自由1級若しくは2級の身体障害者手帳所持者 (3) パーソナルコンピュータの使用により社会参加が見込まれる者	情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するに当たり、必要となる周辺機器、アプリケーションソフト等の購入に直接要した経費	3分の2以内 (10万円を限度とする。)	共通第14号様式 身体障害者手帳の写し 周辺機器等の購入に要した費用が記載された業者からの領収書の写し 周辺機器等の保証書など納品が確認できるものの写し 別に指示する様式		提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支行	実績報告は、要しない。

(2) 障害児加算							
			放課後児童指導員を増配置するために必要な経費		共通第20号様式 保福第156号様式	保福第156号様式	
50 養護児童グループホーム運営事業 養護を必要とする児童のうち、集団生活になじめない児童や家庭での生活体験のない児童等に対して、専門性を備えた養育者が家庭的な雰囲気の中で専門的養育を行うことにより、児童の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	施設分園型ホームの指定を受けた社会福祉法人 里親型ホームの指定を受けた里親	次に掲げる養護児童グループホームの運営に必要な経費 (1) 施設分園型ホーム (ア) 増配置職員、休日等代替職員及び宿直専門員に係る人件費 (イ) 借家等家賃 (ロ) 光熱水費等維持費 (ニ) 開設準備費（開設年度のみ） (2) 里親型ホーム (ア) ヘルパー座上げに係る人件費 (イ) 専任養育者に対する養育手当 (ロ) 開設準備費（開設年度のみ）	10分の10以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 （申請者が里親である場合を除く。） 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 （申請者が里親である場合を除く。）	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部児童家庭課	書類は、里親にあっては、児童相談所長を経由すること。
51 入所児童健全育成促進事業 児童養護施設に入所している児童に対して、短期間一般家庭での生活体験を行うことにより、児童の健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	児童養護施設を設置する市町村（札幌市を除く。）（社会福祉法人（札幌市の区域外に施設を設置している者に限る。））	委託家庭訪問等に要した交通費、ボランティア保険加入費、委託謝礼金及び児童送迎等に要した交通費	定額	共通第14号様式 共通第31号様式 保福第158号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部児童家庭課	実績報告は、要しない。
52 子育てサポート推進事業（低年齢児保育対策事業） 保育所における小規模な特別保育事業を円滑に実施することにより、児童の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	低年齢児保育対策事業に必要な経費（委託料、扶助費（保育士の人件費に限る。））	2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第149号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第149号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部児童家庭課	書類は、支庁長を経由すること。
53 障害児保育特別対策事業	市町村（札幌市及	障害児保育特別対策事業に必要な経費	2分の1以内	共通第16号様式	共通第30号様式	提出部数 1部	

54 社会福祉施設産休等代替職員設置事業 社会福祉施設等に勤務する産休等職員の職務を、臨時的に任用した代替職員に Rowe せることにより、施設における正常な業務体制を確保するため、予算の範囲内で補助する。	ひ旭川市を除く。）	(保育士の人件費に限る。)		共通第18号様式 共通第20号様式 保福第151号様式	共通第31号様式 保福第151号様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）社会福祉施設等を設置する者（札幌市及び旭川市の区域外に施設を設置している者に限る。）	代替職員の任用に必要な次に掲げる経費 (1) 産休職員の出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から産後8週間を経過する日までの期間内における賃金 (2) 病休職員の休暇を開始して30日を経過した日から、その日から起算して60日を経過する日までの期間内における賃金	施設の職員に係るもの 10分の10以内 民間社会福祉施設の専任職員に係るもの 3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 保福第138号様式の1又は保福第138号様式の2	共通第31号様式 保福第139号様式の1又は保福第139号様式の2	提出部数 提出期限 1部 産休の場合にあっては任用日の1か月前、病休の場合にあっては任用日の10日前 提出先 支庁	

北海道告示第 560 号

北海道が平成14年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

(経済部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 休廃止鉱山鉱害防止対策事業 休廃止鉱山（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。）に係る鉱害の防止を図るため、予算の範囲内で補助する。	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱（昭和46年7月13日付け46保第789号）第21条に規定する鉱業権の消滅している鉱山	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（休廃止鉱山鉱害防止工事費）交付要綱に基づき、北海道鉱山保安監督部長が算定した坑廃水処理補助対象経費	4分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 国庫補助申請書（添付書類を含む。）の写し 別 に 指 示 す る 様 式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 国庫補助実績報告書（添付書類を含む。）の写し	提出部数 提出期限 1部 別に指示する日 提出先 経済部資源工ネルギー課	

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

2 特定発電所周辺地域対策事業 特定発電所の立地町村及びこれと密接な関係を有する町村が実施する原子力安全対策事業、地域活性化事業及び基金造成事業に対し、予算の範囲内で補助する。	共和町 岩内町 泊村 神恵内村	町村が行う原子力安全対策事業、地域活性化事業及び基金造成事業に要する経費	3分の2以内	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源工ネルギー課	
3 原子力発電施設周辺地域特別対策事業 原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため、予算の範囲内で補助する。	電源立地特別交付金交付規則（平成12年科学技術庁、通商産業省告示第10号）に規定する企業導入・産業近代化措置及び福祉対策措置を講ずる市町村並びに原子力立地給付金交付事業を行う者（原子力発電施設等の設置の円滑化に資する事業を行う民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人に限る。）	次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 企業導入・産業近代化措置 (2) 福祉対策措置 (3) 原子力立地給付金交付事業	電源立地特別交付金交付規則で定める原子力発電施設等周辺地域交付金の額の範囲内	共通第20号様式 経済第18号様式 経済第19号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 経済第20号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源工ネルギー課	
4 新エネルギー導入促進事業	新エネルギーの利用を行うおとする	実証試験事業に要する経費のうち、次に掲げるもの	2分の1以内 (500万円を限	共通第2号様式 共通第14号様式	共通第2号様式 共通第18号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示	

新エネルギーの導入の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	者	(1) 機械設備等購入費 (2) 設備設置に係る工事費 (3) 実証試験に要する機器購入費又はリーヌ料 (4) 啓発に係る看板、表示器等設置費 (5) その他知事が特に認める経費	度とする。)	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出先 経済部資源工ネルギー課	
5 省エネルギー・新エネルギー普及促進事業 省エネルギーの推進及び新エネルギーの開発・導入の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	省エネルギー及び新エネルギーの普及に関する事業を実施する民間団体等	省エネルギー・新エネルギーに要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 旅費（参加者の旅費は除く。） (2) 講師等謝金 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 広告宣伝費 (7) 会場・機器使用料及び会場設営費 (8) その他知事が特に認める経費	2分の1以内 (50万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 共通第23号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 経済部資源工ネルギー課	
6 住宅用太陽光発電システム導入支援事業 住宅用太陽光発電システムの導入の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	1 市町村が住宅用太陽光発電システム及び省エネナヒを導入する者に対し、当該事業に要する経費を補助する場合における当該補助に要する経費 2 市町村が新エネルギーの開発・導入及び新エネルギーの促進に関する普及促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。) 2分の1以内 (35万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 経済部資源工ネルギー課	
7 地域新産業創造活動事業 地域における新規成長分野を中心とした新産業の創造を促進するため、中小企業者等で組織する組合、団体等であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 中小企業等 協同組合等 (2) 民法法人 (3) その他支厅长が特に認める者	中小企業者で組織する組合、団体等であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 中小企業等 協同組合等 (2) 民法法人 (3) その他支厅长が特に認める者	調査検討事業、研究・技術開発事業、技術・ノウハウ等交流事業、研究会・研修会等開催事業、技術者等派遣事業、専門家等招へい事業、展示会・商談会等開催事業、品評会・競技会等開催事業、その他支厅长が特に認める事業のうち、次に掲げるもの (1) 派遣・招へい及び調査等旅費 (2) 講師等謝金 (3) 会場・機器使用料及び会場設営費 (4) 資材等購入費 (5) 機器購入費	2分の1以内 (100万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 共通第23号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	

		(6) 外注加工費 (7) 印刷製本費 (8) 図書購入費 (9) 通信運搬費 (10) 調査・視察等営業車借上費 (11) 募集等広告宣伝費 (12) 参加負担金 (13) 調査等委託費及び講習会開催等外部委託費 (14) その他支庁長が特に認める経費				
8 地域産業集積活性化計画 支援事業 中小企業の特定期中小企業集積の活性化に寄与する事業の分野への進出を図るため、予算の範囲内で補助する。	(1) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号。以下「地域産業集積活性化法」という。）第23条の規定に基づく進出計画の承認を受けた中小企業者及び組合等であって、次のいずれかに該当するもの ア 地域産業集積活性化法第2条第5項第1号から第3号のいずれかに該当する中小企業者（当該中小企業者が他の企業、組合等、大学等高等教育研究機関又は試験研究機関と	次に掲げる事業に要する経費のうち、支庁長が必要かつ適当と認めるもの（地域産業集積活性化法第2条第5項第1号から第3号のいずれかに該当する中小企業者が行う事業については、情報提供事業及び指導事業を除く。） (1) 新商品・新技術開発事業 (2) 販路開拓事業 (3) 人材養成事業 (4) 新事業動向等調査事業 (5) 情報収集事業 (6) 情報提供事業 (7) 調査研究事業 (8) 指導事業	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁

平成十四年五月十四日

火 曜 日

四六

連携及び協力
して事業を实
施するものに
限る。)

イ 商工組合
ウ 事業協同組
合及び事業協
同小组並び
に協同組合連
合会

エ 水産加工業
協同組合及び
水産加工業協
同組合連合会
オ 4以上の中

小企業者であ
って、共同し
て地域産業集
積活性化法に
基づく進出計
画の承認を受
けたもの

カ 4以上の中
小企業者(2
分の1以上が
地域産業集積
活性化法に基
づく進出計画
の承認を受け
た中小企業者
であるものに
限る。)が協
力して事業を
行おうとする
場合であつて
経済産業局長
が適当と認め
たもの

	(2) 地域産業集積 活性化法第25条 の規定に基づく 進出円滑化計画 の承認を受けた 組合等であって、 次のいずれかに 該当するもの ア 商工組合 イ 事業協同組 合及び協同組 合連合会 ウ 水産加工業 協同組合及び 水産加工業協 同組合連合会 エ 社団法人で あって、当該 社団法人の直 接又は間接の 構成員の3分 の2以上が地 域産業集積活 性化法第2条 第5項に規定 する中小企業 者であるもの							
9 関連機関支援強化事業 特定中小企業集積の活性 化を支援するため、予算の 範囲内で補助する。	地域産業集積活性化 法第21条の規定 による同意を受け た特定中小企業集 積活性化計画に位 置付けられた支援 機関	特定中小企業集積活性化計画に記載さ れた支援事業に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 提出期限 提出先 支庁	正副2部 別に指示 する日	
10 創造的中小企業技術開発 事業 中小企業の技術開発の促	中小企業の創造的 事業活動の促進に 関する臨時措置法	研究開発事業に要する経費のうち、次 に掲げるもの (1) 原材料費	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式	提出部数 提出期限	正副2部 別に指示 する日	

	進及び技術の改善を図るため、中小企業者が行う研究開発事業に対し、予算の範囲内で補助する。	(平成7年法律第47号)第4条第1項の規定による認定を受けた研究開発等事業計画に基づき研究開発事業を行う中小企業者	(2) 構築物費 (3) 機械装置、工具器具費 (4) 外注加工費 (5) 技術指導受入費 (6) 直接人件費 (7) その他知事が特に必要と認める経費	共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第31号様式	提出先 経済部産業振興課	
	11 地域産業支援センター整備事業 地域の企業活動を技術開発からマーケティングなどの面まで幅広く支援するものとして、相談コーディネート機能、マーケティング機能、情報ネットワーク機能、創業支援機能などを備えた地域産業支援センターを整備する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	財団法人室蘭テクノセンター 社団法人北見工業技術センター運営協会 財団法人函館地域産業振興財団 株式会社旭川産業高度化センター 財団法人十勝圏振興機構	地域産業支援センター事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 相談コーディネート機能強化事業 (2) マーケティング機能強化事業 (3) 情報ネットワーク機能強化事業 (4) 創業支援機能強化事業 (5) 産業支援センター運営事業	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 経済部産業振興課	
12	中小企業経営革新支援対策事業 経済的環境に即応して中小企業が行う新たな取組による経営の向上を支援することにより、中小企業の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第4条の規定に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業、組合等	次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 新商品・新技術開発事業 (2) 新商品・新技術の企業化に関する事業 (3) 販路開拓事業 (4) 人材養成事業	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 経済部産業振興課	
13	小規模事業指導推進事業 小規模事業者の振興と安定を図るため、小規模事業指導推進事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所	商工会又は商工会議所が経営指導員等を設置して経営改善普及事業を行う場合における当該事業に要する経費	共通第32号様式 経済第21号様式 経済第24号様式 経済第26号様式 経済第27号様式 別に指示する様式	経済第21号様式 経済第24号様式 経済第29号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 経済部産業振興課	書類は、支庁長を経由すること。
14	指導体制強化対策事業 小規模事業者の振興と安定	商工会 商工会議所	商工会又は商工会議所が指導体制強化対策事業を行う場合における当該事業に	共通第2号様式 共通第14号様式	共通第2号様式 共通第29号様式	提出部数 1部 別に指示	

定を図るため、指導体制強化対策事業に対し、予算の範囲内で補助する。		要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 専任事務局長設置費 (2) 記帳機械化促進事業費	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度とする。) 2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第20号様式 共通第32号様式別に指示する様式	共通第31号様式別に指示する様式	提出先 する日 支庁	
15 地域中小企業支援センター事業 創業、経営革新等を支援するため、地域中小企業支援センター事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所 北海道商工会連合会 北海道中小企業団体中央会	商工会等がコーディネーターを配置するなどして地域中小企業支援センター事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第20号様式 共通第32号様式別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 経済産業省振興課	
16 商工会館等建設事業 地域商工業の振興を図るため、商工会館等の建設事業に対し、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所	商工会館等建設事業に要する経費のうち、次に掲げるもの(ただし、道から既存施設に係る移転補償金が支払われる場合は、当該補償金のうち建物部分に係るものを除く。) (1) 建設費 (2) 建物の買収費(買収時の増改築費を含む。) (3) 増改築費(国庫補助事業に係る場合を除く。)	道費単独補助事業の場合は、次に掲げる額のうち最も低い額。ただし、現に使用している商工会館等の耐用年数の2分の1を経過していない場合において、新たに商工会館等を建設し、買収し、又は増改築する場合は、別に知事が定める額 (1) 補助対象経費の10分の3(地区内商工業者数が300人未満のもの	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 会館建設に関する総会(総代会)の議事録謄本 所要資金調達計画書 道費単独補助の場合、上記に加え、市町村補助金に係る市町村予算議決書の抄本又は市町村補助金負担承諾書 内商工業者等に別に指示する様式	共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 会館建設経過報告書	提出部数 提出期限 提出先 正副2部 別に指示する日 支庁	

平成十四年五月十四日

火 曜 日

五〇

にあつては、
10分の4)
に相当する
額

(2) 市町村の
補助金の額
(地区内商
工業者数が
300人未満
のものにあ
つては、当
該補助金の
額に1.3を
乗じて得た
額)に相当
する額

(3) 地区内の
商工業者数
に応じ、次
に掲げる額
ア 300人
未満
1,000万
円
イ 300人
以上
1,000人
未満
1,500万
円
ウ 1,000
人以上
5,000人
未満
2,000万
円
エ 5,000
人以上

2,200 万円 国庫補助事業の場合にあっては、補助対象経費の2分の1以内（2,887 万5,000 円を限度とする。）		共通第2号様式 共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 正副2部別に指示する日 支庁	
17 中心市街地等商店街整備事業 商店街における公共的な共同施設整備事業等に対し予算の範囲内で補助する。	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会 商店街組合及びこれを会員とする商店組合連合会 地方公共団体が出資している法人 商工会及び商工会議所 市町村	1 商店街振興組合等が策定する中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の認定を受けた高度化事業計画に基づき整備される施設又は設備であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与するものの建設又は取得に要する経費（土地の取得・造成費を除く。）及び中小小売商業者等の経営基盤の強化に寄与するものの建設又は取得に要する経費 2 商店街振興組合等が策定する中心市街地活性化法（平成10年法律第92号）の認定を受けた中小小売商業高度化事業計画に基づき整備される施設又は設備であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与するものの建設又は取得に要する経費（土地の取得・造成費を除く。）並びに商店街・商業集積の活性化を図る事業に要する経費	2分の1以内 ただし、事業主体が次に該当する場合3分の2以内 (1) 認定構想推進事業者であり、かつ、認定中小小売商業高度化事業者である商工会、商工会議所 (2) 認定構想推進事業者であり、かつ、認定中小小売商業		

[illegible]

	地方公共団体が出資している法人商工会及び商工会議所等	ＩＴ、高齢化対応その他の商店街の活性化を図るために行う先進的実験事業に要する経費					
19	地域食品加工技術センター運営事業 オホーツク圏及び十勝圏の食品加工技術力の高度化を促進し、本道食品工業の発展を図るため、道立地域食品加工技術センターにおいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	財団法人オホーツク地域振興機構及び財団法人十勝圏振興機構が道立地域食品加工技術センターにおいて行う事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 事業費 ア 維持運営費 イ 事務管理費 ウ 試験研究事業費 エ 技術指導事業費 オ 技術交流事業費 カ 情報提供事業費 キ 人材養成事業費 (2) 人件費	定額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 別に指示する日 経済部地域産業課	
20	卸売市場整備促進事業 生鮮食料品等の流通の円滑化を図るため、地方卸売市場の施設整備に対し、予算の範囲内で補助する。	地方卸売市場の施設整備に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 次に掲げる施設の工事費（施設の取得費を含む。）、実施設計費及び工事雑費 ア 売場施設 イ 貯蔵・保管施設 ウ 駐車施設 エ 構内舗装（門、柵、堀以外の基盤整備を含む。） オ 搬送施設 カ 衛生施設 キ 情報処理施設 ク 市場管理センター（保健医療関係の福利厚生施設を含む。） ケ 防災施設 コ 加工処理高度化施設 サ 総合食品センター機能付加施設 シ 附帯施設 ス 特認施設	1 地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者となっている者の場合 (1) 統合を伴う新設、改良 10分の3以内（知事が別に定める施設にあつては、2分の1以内） (2) (1)以外の新設、改良10分の3以内 (3) 附帯事務	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 経済第13号様式 別に指示する様式	共通第8号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 経済第13号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域産業課	書類は支厅长を経由すること。

		(2) 附帯事務費（地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者となっている者に限る。）	費 2分の1以 内 2 1以外の場 合 (1) 統合を伴 う新設、改 良 100分の8 以内 (2) (1)以外の 新設、改良 100分の5 以内		共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 経済第60号様式 経済第61号様式 当該補助事業に係る委託契約書の写し	共通第29号様式 共通第31号様式 経済第60号様式 当該補助事業に係る委託契約書の写し 受託企業等からの実績報告書の写し	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
21 緊急地域雇用創出特別対策推進事業 地域の緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 広域連合	緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図ることを目的として行う次の事業の実施に必要な経費。ただし、建設及び土木事業、当該事業の実施による直接的利益を見込んだ事業、国の補助金又は道の他の補助金の交付を受けている事業並びに既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替と判断される事業を除く。 (1) 委託事業 (2) 直接実施事業	10分の10		共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 経済第60号様式 経済第61号様式 当該補助事業に係る委託契約書の写し	共通第29号様式 共通第31号様式 経済第60号様式 当該補助事業に係る委託契約書の写し 受託企業等からの実績報告書の写し	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
22 人材確保支援事業 新規成長分野企業の安定経営を促進するため、即戦力となる多様な人材確保の機会を提供し、もって企業の振興を図るとともに、求職者の円滑な再就職を促進し、雇用情勢の改善に資することを目的として予算の範囲内で助成する。	次の各号のいずれ にも該当する事業 主 (1) 北海道内で事業を営む雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条に規定する雇用保険の適用事業の事業主（国又は地方公共団体を除く。）	事業主が対象労働者に支払う1か月間（創業が平成14年4月1日以降であり、かつ失業を経て創業した事業主の期間は2か月間）の賃金	2分の1 (1月当たり)10万円（トライアル雇用時において事務所設立5年以内の事業主は15万円）を限度とする。）	経済第62号様式 経済第63号様式			提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	実績報告は 要しない。

	(2) 「北海道新規成長分野産業振興ビジョン」による新規成長6分野の業務において、公共職業安定所又は民営職業紹介機関に求人登録票を出し、雇入れ日現在の満年齢が30歳以上で、職業安定所からの紹介を受けた、フルタイム就労の労働者（ただし、離職前の事業主に再び雇入れられた者を除く。以下「対象労働者」という。）をトライアル雇用した事業主						
23 シルバー人材センター育成事業 シルバー人材センターの健全な育成を図ることにより、高年齢者の就業機会の拡大と福祉の増進に資するため、予算の範囲内で補助する。	七飯町、静内町及び紋別市	市町がシルバー人材センターに対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 訪問開拓員の設置に要する経費 (2) 普及及び啓もうに要する経費	2分の1以内 (150万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 経済部雇用対策課	
24 季節移動労働者援護事業 季節移動労働者の援護を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	次に掲げる経費 (1) 地域相談指導員の設置及び活動に要する経費 (2) 安全就労推進集会の開催に要する経費 (3) 就労前の健康診断の実施に要する	10分の10以内	共通第14号様式 共通第17号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 経済第32号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 経済第32号様式 経済第33号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	

		経費 (4) 留守家族訪問の実施に要する経費 (5) 季節移動労働者指導資料作成送付に要する経費		式				実績報告は要しない。
25	緊急地域雇用促進奨励事業 緊急地域雇用特別対策推進事業及び緊急地域雇用創出特別対策推進費に係る委託事業において臨時応急的に雇用された者の再就職の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	緊急地域雇用特別対策推進事業又は緊急地域雇用創出特別対策推進事業に係る委託事業を受託した事業主	緊急地域雇用特別対策推進事業又は緊急地域雇用創出特別対策推進事業に係る委託事業を受託し、臨時応急に雇用した者を、常用労働者として再雇用した場合における、当該雇用者に支払う雇入れ日以降6か月間の賃金	定額	経済第47号様式 経済第50号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
26	市町村勤労者共済会育成事業 中小企業で働くパートタイム労働者の福利厚生の実及び市町村勤労者共済会の事業の安定化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村（補助対象経費に係る市町村補助額が200万円未満であるものを除く。）がパートタイム労働者を加入対象とし共済事業を行う市町村勤労者共済会に対し補助する経費のうち、次に掲げるもの (1) 人件費 (2) 一般運営費 (3) パートタイム労働者対策費	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
27	ファミリーサポートセンター設置推進事業 仕事と育児を両立することができ環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、労働者の福祉増進及び児童の福祉向上を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する。	市町村（札幌市を除く。）	次に掲げる経費（報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費及び公課費に限る。） (1) ファミリーサポートセンターの運営に要する経費 (2) ファミリーサポートセンターの会員等に対する講習会等の開催に要する経費 (3) アドバイザー及びサプ・リーダーの連絡調整会議の開催に要する経費 (4) ファミリーサポートセンターと協力保育所との連絡調整会議の開催に要する経費 (5) シルバー人材センター等と連携した高齢者を対象とした講習会等の開催	4分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副各1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働福祉課	書類は、支庁長を経由すること。

		催に要する経費 (6) 広報誌の発行に要する経費 (7) その他知事が必要と認める経費				提出部数 1 部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	実績報告は、 要しない。
28 パートタイム労働者退職 金共済制度加入促進事業 パートタイム労働者の退 職金制度の普及を図ること により、パートタイム労働 者の福祉の増進に資するた め、予算の範囲内で補助す る。	中小企業事業主	パートタイム労働者を対象として、新 規に中小企業退職金共済契約又は特定退 職金共済契約を締結する場合における退 職金共済掛金（知事が別に定める期間に 係るものに限る。）	掛金月額に對す る補助率等は次 の補助期間に応 じた額 退職金共済契約 の成立した日の 属する月から起 算して4月を経 過する月から15 月を経過する月 までの期間 2分の1以内 （5,000 円を限 度とする。） ただし、掛金が 5,000 円未満の 場合は、次に定 める額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第31号様式			
(1) 2,000 円 未満100分 の65を乗じ て得た額 (2) 2,000 円 以上4,000 円未満100 分の60を乗 じて得た額 に100円を 加算した額 (3) 4,000 円 以上5,000 円未満 2,500円 退職金共済契約 の成立した日の							

			属する月から起算して16月を経過する月から63月を経過する月までの期間 4分の1以内 (5,000円を限度とする。) 平成12年度以前に補助の対象となっていたもの 3分の1以内 定額					提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 経済部労政福祉課	実績報告は、要しない。 書類は、支庁長を経由すること。
29 ワークシェアリング推進 モデル事業 雇用の創出を図るワーク シェアリングのモデル事業 を実施し、労働福祉の向上 と雇用情勢の改善を図るた め、予算の範囲内で奨励金 を支給する。					経済第64号様式 経済第66号様式				
(1) 育児と仕事両立支援型 モデル奨励金	中小企業事業主	次に掲げる経費 (1) 育児休業取得者の代替要員を3か 月以上雇用した場合における当該雇 用に要した経費（育児休業取得者の 代替要員に対し雇入れ日以降3か月 間に支払う賃金に限る。） (2) 育児に係る短時間勤務の措置利用 者の代替要員を3か月以上雇用した 場合における当該雇用にあつた経費 （短時間勤務の措置利用者の代替要 員に対し雇入れ日以降3か月間に支 払う賃金に限る。） (3) 育児休業又は短時間勤務の措置終 了後も代替要員を継続して雇用した 場合における当該雇用にあつた経費 （代替要員の継続雇用後2か月間に 支払う賃金に限る。）							

(2) 労働時間短縮促進型モデル奨励金	常時使用する労働者の数が1人以上9人以下の商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場の事業主	週所定労働時間を1時間以上短縮するために新たに労働者を雇い入れ、6か月以上雇用した場合における当該雇用に必要な経費（新たに雇用した労働者の雇入れ日以後6か月間に支払う賃金に限る。）	経済第65号様式 経済第67号様式			
	30 事業内職業訓練事業 事業内職業訓練の振興及び技能労働者の育成確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	集合して行う認定職業訓練に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 職業訓練指導員、講師及び教務職員の手当 (2) 建物の借上料及び維持費 (3) 機械器具等の設備費 (4) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費 (5) 教科書その他教材費 (6) 先端技術に関する訓練に要する経費 (7) 管理運営に要する経費のうち、特に必要と認める経費	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第32号様式 経済第34号様式 経済第35号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 経済第36号様式 経済第37号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
31 事業内職業訓練設備整備事業 事業内職業訓練の充実向	(1) 長期訓練実施事業 認定職業訓練（普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練に限る。）を行う中小企業事業主等					
	(2) 短期訓練実施事業 認定職業訓練（短期課程の普通職業訓練及び専門短期課程の高度職業訓練に限る。）を行う中小企業事業主等					
	市町村 職業訓練実施団体	集合して行う認定職業訓練に供するための設備の整備に要する経費	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 経済第41号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 正副2部

上を図るため、予算の範囲内で補助する。			共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 経済第38号様式 経済第40号様式 別に指示する様式		提出先 支庁 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部人材育成課	
32 地域人材開発センター事業 地域における人材育成の振興を図るため、地域人材開発センターの運営に対し予算の範囲内で補助する。	社団法人留萌地域人材開発センター運営協会 社団法人遠紋地域人材開発センター運営協会 職業訓練法人岩内地域人材開発センター運営協会 社団法人日高地域人材開発センター運営協会 社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会 社団法人富良野地域人材開発センター運営協会 社団法人檜山地域人材開発センター運営協会 社団法人美瑛地域人材開発センター運営協会	地域人材開発センターの運営に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 維持運営費 (2) 事業費	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。) 共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部観光振興課	書類は、支庁長を経由すること。
33 国際観光ボランティア活動促進モデル事業 観光ボランティア通訳を育成し、外国人観光客の受入体制の充実を図るため、	市町村、市町村観光団体又はこれらの団体が構成員となつて組織する協議会等	次に掲げる事業の実施に要する経費 (1) 観光ボランティア通訳の調査等に関する事業 (2) 観光ボランティア通訳の活動に関する事業	2分の1以内 (100万円を限度とする。) 共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部観光振興課	書類は、支庁長を経由すること。

予算の範囲内で補助する。					(申請者が市町村である場合を除く。)別に指示する様式			
34	コンベンション誘致促進事業 コンベンション誘致促進とその開催の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	国際又は全国規模のコンベンションを開催する主催者。ただし、次のものは除く。 (1) 国又は地方公共団体が主催するもの (2) 宗教団体又は政治団体が主催・共催するもの (3) 営利目的及び収益目的のもの (4) 他の道費補助を受けるものの (5) その他不適当と認められるもの	次に掲げる国際及び全国規模のコンベンションの開催に要する経費 (1) 学会 (2) 総会 (3) 会議 (4) 大会 (5) 見本市・展示会 (6) その他知事が適当と認めるコンベンション	定額	共通第3号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第3号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 関係部課	
35	観光事業振興事業 各地域における観光事業の振興を図り、地域観光の振興並びに地域の活性化に資するため、予算の範囲内で補助する。	地区観光連盟等 (1支庁のエリアを区域とする地区観光連盟等)	次に掲げる事業の実施に要する経費 (1) 宣伝誘致事業 (2) 受入体制整備事業	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部観光振興課	書類は、支庁長を経由すること。
36	イベント推進事業 北海道観光の振興と北海道経済の活性化に寄与するため、観光客を誘致すること	大規模イベントを主催する実行委員会等	大規模イベント開催事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 設営及び催事実施に要する経費 (2) 広報宣伝に要する経費	2分の1以内 (300万円以上1,000万円以内とする。ただし、	共通第2号様式 共通第3号様式 共通第14号様式 共通第18号様式	共通第2号様式 共通第3号様式 共通第18号様式 共通第29号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部観	

とを主な目的として開催する大規模イベントに対し、予算の範囲内で補助する。		(3) その他知事が特に必要と認める経費	知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。))	共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第31号様式	光振興課	
37 石狩湾新港地域企業立地促進事業 石狩湾新港地域への企業立地の促進を図り、当地域の開発を推進するため、小樽市及び石狩市が行う企業立地を促進するための助成事業に対して、予算の範囲内で補助する。	小樽市、石狩市	小樽市及び石狩市が石狩湾新港地域の造成用地を取得した企業等に対して、当該造成用地の取得に要した経費を補助する場合における当該補助に要する経費	補助対象経費の算出基礎となった土地の面積に1平方メートル当たり6,000円を乗じた以内の額	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第3号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業立地課	実績報告は、要しない。

北海道告示第 561 号
北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

(農政部所管分)							
補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 農業・農村コンセンサス形成総合推進事業 農業・農村に対する道民の理解の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。					共通第29号様式 共通第31号様式 農政第3号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 草の根交流促進事業	市町村	市町村が草の根交流促進事業を行う農業者が組織する団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第3号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2) 農業・農村応援団づくり促進事業	市町村 知事が適当と認め	知事が適当と認める団体が農業・農村応援団づくり促進事業を行う場合又は市	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示	

	る団体	町村が農業・農村応援団づくり促進事業を行う主たる構成員が農業者以外の団体等若しくは教育関係機関等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費		共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第3号様式 別に指示する様式	農政第3号様式	提出先 する日 支行 (事業が2つ以上の支行の所管区域にわたる場合にある場合は、農政部農業企画室)	
(3) コンセンサスづくり活動推進事業	知事が適当と認める団体	知事が適当と認める団体がコンセンサスづくり活動推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第3号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 農政部農業企画室	
2 農業・農村チャレンジ21推進事業(新農業・農村創造地域活動促進事業) 地域の農業者等が取り組む、地域農業のシステム化や新たな産業おこしを進めるための地域活動を支援し農業・農村の構造改革を促進するため、予算の範囲内で補助する。	営農集団 農業協同組合 支庁長が適当と認める団体	農業改良普及センターと地域の農業者・農協・市町村等とが共同で取りまとめる農業・農村の構造改革の推進方向に沿った、次に掲げる取組の実施に必要な機械・施設の整備等に要する経費 (1) 地域農業のシステム化 通年農業経営の確立、高齢者・農村女性・都市住民等による営農の展開、農作業の受委託、大規模な農業の協業化、集落単位の農業経営の確立、新規就農者の確保育成などの地域農業のシステム化の取組 (2) 農村新産業の創造 地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開などの農村における新たな産業おこ	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第44号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第44号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支行	

しの取組											
3 食料・環境基盤緊急確立 対策事業 土地基盤及び畜産環境の 整備に係る農業者の負担を 軽減し、これらの整備の促 進を図るため、予算の範囲 内で補助する。	市町村	市町村が食料・環境基盤緊急確立対策 事業を行う場合における当該事業に要す る経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示 する日 支庁				
4 農地保有合理化事業 農業経営の規模拡大、農 地の集団化等農地保有の合 理化及び農用地の流動化を 促進するため、予算の範囲 内で補助する。											
(1) 道公事業	財団法人北海道農 業開発公社	財団法人北海道農業開発公社が農地保 有合理化事業を行う場合における当該事 業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農地保有合理化促進事業費 ア 事業推進体制整備費 イ 業務費 ウ 事業費 (2) 土地買入資金助成費 a 有利子事業（一般タイプ） b 無利子事業 (a) 事業関連タイプ (b) 特別タイプ ① 担い手育成タイプ （5年貸付タイプ） ② 長期育成タイプ （10年貸付タイプ） (4) 小作料前払資金助成費 a 一般タイプ (5) 農業用機械・施設リース事業 費 エ 経営転換タイプ (2) 農地保有合理化緊急加速事業費 ア 利子助成費	10分の10以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の8.5以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の6以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第58号様式 別に指示する様 式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第58号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示 する日 農政部農 地調整課				

		1 借入助成費 (3) 農作業受委託促進特別事業費 ア 受委託促進事業業務費 イ 受委託促進事業費	10分の6以内 10分の10以内					
(2) 市町村公社等事業	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第3項の規定により市町村の基本構想に定められた農地保有合理化法人（以下「市町村公社等」という。）	市町村公社等が農地保有合理化事業（農地保有合理化促進事業に限る。）を行う場合における当該事業に要する経費のうち、合理化事業業務費	10分の6以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 農政第59号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第59号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		
5 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給事業 天災によって損失を受けた農林漁業者の経営に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から天災によって損失を受けた農林漁業者に融通された経営資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	別記1のとおり	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。	
6 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う損失補償事業 天災によって損失を受けた農林漁業者の経営に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から被害農林漁業者に融通された経営資金につき当該融資機関との契約により損失補償を行う場合における当該損失補償に要する経費	市町村が交付する当該損失補償費の100分の80に相当する額と当該損失補償の対象となった融資機関ごとの貸付金総額の100分の40に相当する額のいずれか低い額	共通第12号様式 共通第13号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政・農林・農政経済課	1 書類は支庁長を経由すること。 2 実績報告は、要しない。	
7 農業災害融資利子補給事業 北海道農業災害融資促進	市町村	市町村が融資機関から被害農業者に融通された営農資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における	別記2のとおり	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日	実績報告は、要しない。	

		る当該利子補給に要する経費				提出先 支行	
規則（昭和40年北海道規則第103号）に基づき指定された天災によって損失を受けた農業者の営農に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。							実績報告は、要しない。
8 酪農経営負債整理資金利子補給事業 負債を有する酪農家の経営の安定に必要な負債整理資金の融通を円滑にし、もって酪農経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農家に融通された酪農経営負債整理資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資残高につき年0.77パーセントの割合で計算した額以内	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支行	実績報告は、要しない。
9 農業経営基盤強化資金利子補給事業 経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費	別記3のとおり	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支行	実績報告は、要しない。
10 農家負担軽減支援特別対策 自作農維持資金利子助成事業 農業経営の改善を推進しようとする農業者に対し、その障害となっている既往債務の負担の軽減を図るのに必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	農業者	農業者が農家負担軽減支援特別対策に係る自作農維持資金の償還円滑化資金及び再建整備資金を借り入れた場合における当該融資残高につき次の割合で計算した額 (1) 平成7年度及び平成8年度に貸し付けられたものにあつては、年0.5パーセント (2) 平成9年度に貸し付けられたものにあつては、年0.65パーセント (3) 平成10年度に貸し付けられたものにあつては、年1.2パーセント (4) 平成11年度に貸し付けられたものにあつては、年0.8パーセント (5) 平成12年度に貸し付けられたものにあつては、年0.75パーセント	10分の10	農政第86号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支行	1 農業者に代わつて融資機関が申請する場合には、委任状を添付すること。 2 実績報告は、要しない。

11 21世紀農業フロンティア 融資事業（利子助成事業） 新たに農業を開始する新 規参入者及び入植者の確 保・育成を図るため、予算 の範囲内で補助する。	市町村	市町村が21世紀農業フロンティア融資 事業（利子助成事業）により農業経営基 盤強化資金を借り入れた農業者に対し利 子助成を行う場合における当該利子助成 に要する経費	別記4のとおり	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	実績報告は、 しない。
12 次世代農業者支援融資事 業（利子助成事業） 農業経営継承者の安定的 な確保を図るため、予算の 範囲内で補助する。	市町村	市町村が次世代農業者支援融資事業開 連資金を借り入れた農業者に対し利子助 成を行う場合における当該利子助成に要 する経費	別記5のとおり	共通第18号様式 農政第26号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	実績報告は、 しない。
13 稲作経営安定緊急対策資 金（利子補給事業） 米の需給緩和に伴う自主 流通米価格の下落等によっ て収入減となった農業者の 経営の維持・安定に必要な 資金の融通の円滑化を図る ため、予算の範囲内で補助 する。	市町村	市町村が融資機関から減収農業者に融 通された稲作経営安定緊急対策資金につ き当該融資機関との契約により利子補給 を行う場合における当該利子補給に要す る経費	市町村が交付 する当該利子補 給の対象となっ た融資機関ごと の融資残高につ き年1.0パーセ ントの割合で計 算した額	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	実績報告は、 しない。
14 有珠山噴火農業災害融資 事業 有珠山の火山活動により 被害を受けた農業者の経営 の安定を図るため、予算の 範囲内で補助する。	市町村	市町村が有珠山噴火農業災害融資事業 により自作農維持資金（災害）及び農林 漁業施設資金（災害復旧施設）を借り入 れた農業者に対し利子助成を行う場合に おける当該利子助成に要する経費	市町村が交付 する当該利子助 成の対象となっ た農業者ごとの 融資残高につ き次の割合で計算 した額 (1) 年1.9パー ーセント資 金及び2.0 パーセント 資金にあっ ては、年 0.65パーセ ント (2) 年2.1パー	共通第18号様式 農政第24号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	実績報告は、 しない。

			ーセント資金にあっては、年0.7パーセント					
15 農業災害補償事業 農業災害補償事業の健全な発展を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業共済組合 農業共済組合連合会	市町村、農業共済組合又は農業共済組合連合会が農業災害補償事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業共済事業事務費 (2) 農業共済事業特別事務費 (3) 農業共済事業運営基盤強化対策費	定額 10分の10以内 10分の10以内	(市町村及び農業共済組合に係る場合) 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第18号様式 別に指示する様式 (農業共済組合連合会に係る場合) 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 農政第20号様式 別に指示する様式	(市町村及び農業共済組合に係る場合) 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第18号様式 (農業共済組合連合会に係る場合) 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第20号様式	提出部数 別に指示する日 提出先 支庁 (2)以上の支庁の所管区域にわたる区域を地区とする農業共済組合にあっては主たる事務所の所在地を所管区域とする支庁、農業共済組合連合会にあっては農政 部農業経済課)		
16 農業協同組合経営指導強化対策事業（農業系統事業・組織改革推進事業） 農業系統の事業・組織の効率化及び経営の健全化を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道農業協同組合中央会 農業協同組合	北海道農業協同組合中央会及び農業協同組合が農業系統事業・組織改革推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 農政第73号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第73号様式	提出部数 正副1部 別に指示する日 提出先 農政 部農業経済課 (農業協同組合にあっては、支庁)		

17 土地改良区総合強化対策事業 土地改良区の活性化構想の策定並びに土地改良区の統合整備及び土地改良施設の管理再編整備を促進することにより、土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	土地改良区 北海道土地改良事業団体連合会	土地改良区又は北海道土地改良事業団体連合会が土地改良区総合強化対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第112号様式 その3	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (北海道土地改良事業団体連合会にあっては、農政部土地改良指導課)	
18 土地改良施設維持管理適正化団地化対策事業 生産調整の実施に伴う土地改良施設の適正な管理を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合	市町村、土地改良区、土地改良区連合又は農業協同組合が一定率以上の作物作付けの団地化に伴い土地改良施設の整備補修を行う場合における当該整備補修に要する経費（別記6に掲げる事業費の20パーセント相当額を限度とする。）	3分の2以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
19 中山間地域施設管理体制整備支援事業 中山間地域等のうち、土地改良施設等の管理体制の整備の必要性が高い地域を対象に、土地改良施設等の適正かつ合理的な管理体制の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が中山間地域施設管理体制整備支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
20 土地改良施設修繕保全事業 土地改良施設の機能の維持保全及び安全管理の徹底を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、土地改良区連合又は知事が適当と認める者が土地改良施設修繕保全事業を行う場合における当該事業に要する次の経費 (1) 基幹水利施設に係る管理設備の修繕 (2) 基幹水利施設の保全	事業費 3分の2 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第101号様式 その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

				式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式		
21 国営造成施設管理体制整備促進事業 国営造成施設の操作技術の習熟、操作体制の整備及び管理体制の整備に係る地域の取組の促進並びに管理台帳に係る業務の省力化等を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合	1 市町村、土地改良区又は土地改良区連合が行う国営土地改良事業の実施期間中に当該事業に係る工事が完了した基幹水利施設及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設に係る操作業務に関する技術の習得及び操作体制の整備に要する経費 2 市町村が国営造成施設若しくはこれと一体不可分な道営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合を対象として行う次に掲げる事業に要する経費（市町村が²の事業を行う土地改良区又は土地改良区連合に対して補助する場合においては、当該補助に要する経費及び附帯事務費） (1) 管理体制整備の推進活動に関する事業 (2) 管理体制の整備・強化に関する事業 3 土地改良区又は土地改良区連合が国営造成施設に係る施設及び土地の諸元、各種図面等データの管理情報システムに入力を行う場合における当該入力に要する経費	事業費 100分の85 事務費 100分の50	共通第20号様式 別に指示する様式 1の経費に係る場合 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第101号様式 その1 2の経費に係る場合 共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第18号様式 共通第32号様式	共通第31号様式 1の経費に係る場合 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その2 2の経費に係る場合 共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 農政第112号様式 その2 3の経費に係る場合 共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
22 農業水利施設台帳整備事業	市町村 土地改良区	市町村、土地改良区、土地改良区連合又は知事が適当と認める者が農業水利施設	事業費 3分の2	共通第20号様式 共通第32号様式	共通第31号様式 農政第101号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示

農業水利施設台帳の整備を促進し、もって農業水利施設をめぐる諸情勢の変化に対処し、適正な維持管理の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	土地改良区連合 知事が適当と認める者	設台帳整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	事務費 100分の50	(申請者が市町村である場合を除く。) 農政第101号様式その1別に指示する様式	式その1 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式その1	提出先 支庁	
23 基幹水利施設管理事業 基幹水利施設の適正な管理を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が基幹水利施設管理事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の60 事務費 100分の50	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第112号様式その2	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
24 農村パートナーシップ意識啓発推進事業 農業・農村における女性と男性とのパートナーシップの確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農村パートナーシップ意識啓発推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第22号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
25 先進的女性農業経営者育成事業 出産・育児期の女性農業者の経営参画環境の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が先進的女性農業経営者育成事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第46号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第46号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
26 地域農業経営支援プラットフォーム構築事業 地域における経営支援プラットフォームを構築する観点から、市町村又は農協を実施主体として各種診断機材等の体制整備を図り、地域における技術支援の拠点としての機能を強化し、地域農業改良普及センター等の関係機関がこれら拠点	市町村	市町村が地域農業経営支援プラットフォーム構築事業を行う場合又は市町村が地域農業経営支援プラットフォーム構築事業を行う農業協同組合に対し当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第96号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

[illegible]

			畜産振興総合対策事業で実施する場合にあっては、農政第8号様式 新山村振興等農林漁業特別対策事業で実施する場合にあっては、農政第92号様式別に指示する様式	策事業で実施する場合にあっては、農政第8号様式 新山村振興等農林漁業特別対策事業で実施する場合にあっては、農政第92号様式	
31	農村環境計画策定事業 環境に配慮した農業農村整備推進を図るための農村環境計画の策定について、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農村環境計画を策定する場合における当該策定に要する経費	2分の1以内 共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
32	農業振興地域整備促進事業 農業振興地域の整備の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農業振興地域整備促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第10号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
33	農村振興基本計画作成事業 多様な主体の参加の下、個性ある地域づくりを図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 広域事務組合	市町村又は広域事務組合が農村振興基本計画を策定する場合における当該策定に要する経費	2分の1以内 共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
34	グリーン・ツーリズム推進事業 グリーン・ツーリズムを一層定着させるため、地域における実践計画の策定や	市町村	1 地域育成事業 市町村が地域育成事業を行う場合又は市町村が地域育成事業を行う支庁長が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要	2分の1以内 共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁

	実践活動、子どもや高齢者等の自然・農業体験等の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。		する経費又は当該補助の対象となる経費 2 子ども交流対策事業 市町村が子ども交流対策事業を行う場合又は市町村が子ども交流対策事業を行う支庁長が適当と認める団体に対する当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費 3 農村生活体験交流事業 市町村が農村生活体験交流事業を行う場合又は市町村が地域育成事業を行う支庁長が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	式				
35	経営構造対策推進事業 望ましい農業構造の確立を図るために必要な計画の策定等を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会等 北海道農業構造改善推進協議会	1 市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会等が経営構造対策推進事業を行う場合における当該事業に要する経費 2 北海道農業構造改善推進協議会が経営構造対策推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 指導推進会議費 ア 経営構造コンダクター設置費 イ 指導推進費 (2) 合意形成支援活動費 (3) 情報の収集・提供活動費 (4) 市町村マネジメント組織の活動状況調査費 (5) 経営確立指導調査費 (6) 対象事業の点検評価・指導費 (7) 調査研究活動費	2分の1以内 2分の1以内 ただし、(1)のア、(2)、(3)、(5)及び(6)については10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第34号様式 (申請者が北海道農業構造改善推進協議会である場合を除く。) 農政第35号様式 (申請者が北海道農業構造改善推進協議会である場合に限る。)	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第34号様式 (申請者が北海道農業構造改善推進協議会である場合を除く。) 農政第35号様式 (申請者が北海道農業構造改善推進協議会である場合に限る。)	提出部数 提出期限 正副2部別に指示する日 提出先 支庁 (北海道農業構造改善推進協議会にあっては、農政部農村振興課)	
36	経営構造対策事業 効率的・安定的な経営体	市町村 農業協同組合	1 市町村が経営構造対策事業の実施に関する指導推進を行う場合における当	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 正副2部別に指示	

37	新山村振興等農林漁業特別対策事業 地域の個性を活かした多様な地域産業振興、山村・都市交流とこれを支援する豊かな自然環境、地域の担い手の確保等の山村等中山間地域の振興を一層促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が新山村振興等農林漁業特別対策事業実施の指導等を行う場合における当該指導等に要する経費 2 市町村が新山村振興等農林漁業特別対策事業を行う場合又は市町村が新山村振興等農林漁業特別対策事業を行う農林漁業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 山村振興等地域連携推進事業費 (2) 農林漁業振興事業費 (3) 就業機会創出事業費 (4) 山村・都市交流促進事業費 (5) 自然景観保全推進事業費 (6) 定住促進生活環境整備事業費 (7) 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業費 (8) 特認事業費	2分の1以内 (別記8に掲げる事業にあっては、当該事業ごとに掲げる率)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第92号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第92号様式	提出部数 提出期限 提出先 支 出 支 行	正副2部 別に指示する日	
38	アイヌ農林漁業対策事業 アイヌ系住民居住地区の農林漁家の経営安定と所得水準の向上を図るため、予	市町村	市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う場合又は市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う農林漁業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に	30分の23以内 (市町村が事業主体である場合にあっては、3	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第62号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第62号様式	提出部数 提出期限 提出先 支 出 支 行	正副2部 別に指示する日	

算の範囲内で補助する。		要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 農林業生産基盤整備事業費 (2) 農林漁業経営近代化施設整備事業費 (3) 特認事業費	分の2以内)	別に指示する様式		提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 支庁	
39 就業機会創出支援事業 農村地域の就業環境の整備と就業機会の創出を図る取組等を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が就業機会創出支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 就業環境整備支援活動の実施に要する経費 (2) 地域資源利活用支援活動の実施に要する経費 (3) 工業等導入促進支援活動の実施に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第32号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第32号様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 支庁	
40 特定農山村総合支援事業 特定農山村地域における高収益・高付加価値型農業の展開等に向けて行う新規作物の導入試験及び消費者への産地直接販売体制の整備等の実践的なソフト活動を計画的に実施するため、市町村が行う中山間地域振興基金の造成に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が中山間地域振興基金の造成事業を行う場合における当該事業に必要な経費	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第93号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第93号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 支庁	
41 中山間地域等直接支払交付金等交付事業 中山間地域等直接支払制度の確かつ円滑な実施を図るため、予算の範囲内で補助する。				農政第136号様式	農政第141号様式	提出部数 正副2部 別に指示する日 提出先 支庁	1 変更承認申請書は、農政第137号様式によること。 2 中止(廃止)承認申請書は、農政第138号様式によること。
(1) 中山間地域等直接支払交付金事業	市町村	市町村が中山間地域等直接支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額				

(2) 中山間地域等直接支払推進事業	市町村	市町村が中山間地域等直接支払推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 推進事務に要する経費 (2) 確認事務に要する経費 (3) 交付事務に要する経費	2分の1以内				3 執行遅延 (不能) 報告書は、農政第139号様式によること。 4 概算払申請書は、農政第140号様式によること。
	市町村	市町村が農村振興整備支援事業(地区支援事業)を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 住民参加による施設の整備・維持管理・利活用の体制整備に要する経費 (2) 住民参加による地域づくりの啓発普及に要する経費 (3) 住民参加による簡易な整備に要する経費 (4) 新しい農村集落形成に対する支援に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第63号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第63号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
42 農村振興整備支援事業 農村振興総合整備事業等の個別地区を対象に、地域住民の主体的な参画による活力と個性ある地域づくりを推進する活動を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業者等が組織する団体が適当と認めるもの	事業費 100分の50 (農業生産基盤整備事業にあっては、100分の70(農道整備に係るものにあつては、100分の55)) 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第103号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第103号様式 農政第104号様式(農業用排水施設整備、ほ場整備又は農用地開発に係る事業を含む場合に限る。) 農政第105号様式 農政第106号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
43 農村総合整備モデル事業 農業生産基盤の整備と併せて農村における生活環境の整備を促進し、もって農業及び農村の健全な発展を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業者等が組織する団体が適当と認めるもの					

					農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 その1 農政第113号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
44 農村基盤総合整備事業 農業集落を単位として農業生産基盤の整備及びこれと関連を持つ農村生活環境の整備を総合的に実施し、農村地域社会の発展を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認めるもの	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業者等が組織する団体であって知事が適当と認めるものが農村基盤総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備事業費 (2) 農村生活環境基盤整備事業費 (3) 集落農園基盤整備事業費 (4) 特認事業費	事業費 100分の55 (市町村が補助対象者である場合にあつては、100分の50)ただし、農業生産基盤整備事業にあつては、100分の60(市町村が補助対象者である場合にあつては、100分の55) 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第103号様式 別に指示する様式			

					農政第112号様式 その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		
45	農村総合整備事業 農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて都市と農村の交流促進のための条件整備等を推進し、もって農村地域社会の発展を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認めるもの	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認めるものが農村総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備事業費 (2) 農村生活環境基盤整備事業費 (3) 農村交流基盤整備事業費 (4) 特認事業費	事業費 100分の50 (農業生産基盤整備事業にあつては、100分の55(平成12年採択地区にあつては、100分の51)) 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第103号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第103号様式 農政第104号様式(農業用排水施設整備、ほ場整備又は農用地開発に係る事業を含む場合に限る。) 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日	
46	農村振興総合整備事業 地域住民を始めとする多様な関係機関等の参加連携により、農地や農業用水、自然・景観、歴史・文化等	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認めるもの	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認めるものが農村振興総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備事業費	事業費 100分の50 (農業生産基盤整備事業にあつては、100分の50)	共通第20号様式 農政第103号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第103号様式 農政第104号様式(農業用排水施設整備、ほ場整備又は農用地開発に係る事業を含む場合に限る。) 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日	

の地域資源を活用した活力と個性ある地域づくりを進める観点から、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤や農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施し、農村の総合的な振興を図るため、予算の範囲内で補助する。		(2) 農村生活環境基盤整備事業費 (3) 農村交流基盤整備事業費 (4) 特認事業費	51) 事務費 100分の50	水施設整備、(ほ場整備又は農用地開発に係る事業を含む場合に限る。) 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式		
47 農業集落排水事業 農業集落における汚水等 を処理する施設を整備し、 農業用排水の水質保全、 農業用排水施設の機能維持 及び農村生活環境の改善 を図るため、予算の範囲内 で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 農業者等が組織する 団体であって知 事が適当と認める もの	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業者等が組織する団体が農業集落排水事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の50 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第101号様式 その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁

				農政第111号様式 農政第112号様式 その1 農政第113号様式	提出部数 1部 別に指示 する日 提出先 支庁	
48 ふるさと水と土ふれあい事業 地域住民活動や地域外住民の活力の導入等を通じた共同活動の活性化及びその成果の広域的な普及を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区がふるさと水と土ふれあい事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の55以内 事務費 100分の50以内	共通第20号様式 農政第101号様式 その2 別に指示する様式 共通第31号様式 農政第101号様式 その2 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 その1 農政第113号様式	提出部数 1部 別に指示 する日 提出先 支庁	
49 田園地域マルチメディアモデル整備事業 高速、大容量及び双方向の通信を可能とする情報基盤をモデル的に整備し、情報化による農業の振興、農村生活の改善、都市農村交流の促進等を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が田園地域マルチメディアモデル整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の75以内 事務費 100分の50以内	共通第20号様式 農政第101号様式 その1 共通第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式	提出部数 1部 別に指示 する日 提出先 支庁	

				式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式		
50 農村振興地理情報システムデータ整備事業 図化縮尺2,500分の1デジタルオルソ画像をベースに農地・農業用施設及び生活環境施設等の諸データをデータベース化し、さらにGIS（地理情報システム）の活用により、農業・農村の振興に必要な幅広い施策の展開の基礎資料とするため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農村振興地理情報システムデータ整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の50以内 事務費 100分の50以内	共通第20号様式 農政第101号様式その1	共通第31号様式 農政第101号様式その1 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第111号様式 農政第112号様式その1	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
51 農業集落排水事業償還基金造成事業 農業集落排水施設の整備の促進、公共用水域の水質保全と農村地域の生活環境の改善を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が農業集落排水事業償還基金の造成事業を行う場合における当該事業に要する経費	10分の10以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
52 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業 ほ場整備事業等の実施を契機として、担い手への農	市町村 土地改良区 農業協同組合	市町村、土地改良区又は農業協同組合が別記10に掲げる事業と一体的に担い手育成基盤整備関連流動化促進事業（土地利用調整推進事業に限る。）を行う場合	2分の1以内 （別記11に掲げる額を限度とする。）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第52号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁

	用地の利用集積を図るため、予算の範囲内で補助する。	における当該事業に要する経費			(申請者が市町村である場合を除く。) 農政第52号様式別に指示する様式	農政第112号様式その3	提出部数 1部 別に指示する日	
53	担い手育成草地流動化促進事業 担い手育成草地整備改良事業の実施を契機として、担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村が担い手育成草地流動化促進事業のうち高生産性草地流動化事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第70号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第70号様式 農政第108号様式 農政第112号様式その3	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁		
54	自給飼料利用促進事業 公共牧場における省力的かつ経済的な放牧利用の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは知事が適当と認める団体 市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは知事が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第8号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第8号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁(2以上の支庁の所管区域にわたる区域とする農業協同組合連合会にあっては、農政部農地整備課)		
55	草地開発整備事業 草地開発整備事業を行い、農業経営の規模を拡大することによって農業構造の改善及び畜産の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。			共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)	共通第29号様式 共通第31号様式 その他次に掲げる事業ごとに定める様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁		

		別に指示する様式 その他次に掲げる事業ごとに定める様式	農政第71号様式		
(1) 草地畜産基盤整備事業	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 生産森林組合 財団法人北海道農業開発公社 知事が適当と認める団体	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、財団法人北海道農業開発公社又は知事が適当と認める団体が草地畜産基盤整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 団体営草地開発整備事業費 (1) 基本施設整備事業費	農政第71号様式	農政第71号様式	
	(2) 利用施設整備事業費	100分の50以内 (農用地開発事業実施要綱第5の4の(2)のイの(エ)のCの(a)のiiiの要件に該当する事業で平成14年度以降に採択された地区にあつては、100分の45以内)			
(3) 湿地牧野改良事業費		100分の45以内 (牧場用機械施設整備について、は3分の1以内、家畜保護施設整備及び牧場用機械施設整備について事業実施地区が別記12のいずれかに該当する場合の家畜排せつ物処理機械施設にあつては、100分の50以内)			

		(4) 土地利用円滑化事業費 (5) 附帯事務費 2 農業公社牧場設置事業費 (1) 基本施設整備事業費 (2) 利用施設整備事業費	(市町村が補助対象者である場合にあっては、100分の50以内) 100分の45以内 100分の50以内		
		(3) 附帯事務費	100分の50以内 100分の45以内 (牧場用機械施設整備について は3分の1以内、 家畜保護施設整備及び 牧場用機械施設整備につ いて事業実施地区が別記12のい ずれかに該当する場合の家畜排 せつ物処理機械施設にあっては、 100分の50以内) 100分の50以内		
(2) 畜産基盤再編総合整備事業	市町村 財団法人北海道農業開発公社	1 市町村が畜産基盤再編総合整備事業の実施に関する協議等を行う場合における事務費 2 財団法人北海道農業開発公社が畜産基盤再編総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 基本施設整備事業費 (2) 農業用施設整備事業費 (3) 農機具等導入事業費 (4) 土地利用円滑化事業費 (5) 附帯事務費	100分の50以内 (基本施設整備事業(平成14年度以降に採択された地区にあっては、草地造成改良、草地整備改良及び用排水施設整備に限る。)及び農業用施設整備事業のうち家畜排せ	農政第71号様式	農政第71号様式

				つ物処理施設整備については、100分の70以内（入植型農家にあっては、100分の75以内））				
56	地域用水機能増進事業 地域用水機能を維持・増進するための諸活動や組織化への取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合	市町村、土地改良区又は土地改良区連合が、地域用水機能増進事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の75 事務費 100分の50	共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第101号様式 農政第101号様式 別に表示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
57	公共牧場利用推進事業 基幹となる公共牧場の経営の改善と合理化を図るため、予算の範囲内で補助する。	農業協同組合連合会 2以上の市町村が出資者又は構成員となっている法人 支庁長が適当と認める団体	農業協同組合連合会、2以上の市町村が出資者若しくは構成員となっている法人又は支庁長が適当と認める団体が公共牧場利用推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	20分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第72号様式 別に表示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第72号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
58	畑地帯産地形成基盤整備 支援対策事業 野菜等畑作物の産地形成、環境と調和した循環型農業に向けた地域の取組を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が畑地帯産地形成基盤整備支援対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 農政第128号様式 農政第129号様式	共通第31号様式 農政第128号様式 農政第129号様式	提出部数 正副1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
59	農地整備関連連麦大豆等生	市町村	市町村が農地整備関連連麦大豆等生産拡	2分の1以内	共通第18号様式	共通第31号様式	提出部数 正副1部	

産拡大推進事業 水田の汎用化のための基盤整備を契機とした麦・大豆・飼料作物の産地形成に向けた地域の取組を促進するため、予算の範囲内で補助する。		大推進事業を行う場合における当該事業に要する経費		共通第20号様式 農政第130号様式 農政第131号様式	農政第130号様式 農政第131号様式	提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
60 小規模土地改良事業 散在する小規模農用地の整備及び農用地等の高度利用を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める者が小規模土地改良事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 生産基盤事業費 (2) 防災保全事業費 (3) 特認事業費	事業費 100分の50以内 (生産基盤事業 の中の区画整理 にあつては、 100分の45以内) ただし、補助金 の額は、400万 円を限度とする。	共通第20号様式 農政第101号様式 その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
61 基盤整備促進事業 農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める者が基盤整備促進事業を行う場合における当該事業に要する経費		共通第20号様式 農政第101号様式 その1 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	

平成十四年五月十四日

火 曜 日

八八

(1) 基盤整備事業		農業用排水施設、農道、暗きょ排水、客土若しくは区画整理のいずれかを行う事業又は当該事業と次に掲げるものとを併せ行う事業に要する経費 (1) 農業用排水施設 ア 農業用排水施設	事業費 別記13に掲げる当該事業ごとに掲げる率 事務費 100分の50 事業費 100分の50 ただし、別記14に掲げる事業にあつては、100分の55 事務費 100分の50 事業費 別記13に掲げる当該事業ごとに掲げる率		農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式 その他次に掲げる事業ごとに定める書類		
(2) 農道							

(2) 農用地等集団化事業		(3) 暗きょ排水	事務費 100分の50		
			事業費 別記13に掲げる当該事業ごとに掲げる率		
			事務費		
			100分の50		
			事業費 100分の51		
(2) 農用地等集団化事業		(4) 客土	ただし、別記14に掲げる事業にあっては、100分の56		
			事務費		
			100分の50		
			事業費		
			100分の51		
(2) 農用地等集団化事業		(5) 区画整理	ただし、別記14に掲げる事業にあっては、100分の56		
			事務費		
			100分の50		
			事業費		
			100分の51		
(2) 農用地等集団化事業		農用地等の集団化事業の一環として行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 交換分合 (2) 経営体育成促進進換地等調整 (3) 交換分合附帯農道等整備	事務費 100分の50		
			事業費 別記13に掲げる当該事業ごとに掲げる率		
			事務費 (交換分合に係るものを除く。)		
			100分の50		

イ 農用地等集団化事業 (促進事業費)			事業費 100分の24			平成12年度以降に新規採択された地区で、アの事業を申請した場合に限る。
(3) 地形図作成事業		区画整理実施予定地区の地形図作成等を行う場合における当該事業に要する経費				
ア 地形図作成事業			事業費 100分の51 ただし、別記14に掲げる事業にあつては、100分の56 事務費 100分の50			
イ 地形図作成事業 (促進事業費)			事業費 100分の24			
62 農地・農業用施設災害復旧事業 農地及び農業用施設の災害復旧事業を行い、農業の維持及び経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める者が農地又は農業用施設の災害復旧事業を行う場合における当該事業に要する経費	別記15のとおり	共通第20号様式 農政第102号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 農政第102号様式 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁

63	肥料低コスト化推進事業 肥料費の低コスト化を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会	市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会が肥料低コスト化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第47号様式別に指示する様式	農政第112号様式その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
64	地域ぐるみ農作業事故防止 口運動推進事業 農作業事故の未然防止と農作業安全の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会	市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会が地域ぐるみ農作業事故防止口運動推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第27号様式別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第27号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
65	北の大地のめぐみ愛食総 合推進事業 道産農畜産物の需要拡大を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道農畜産物需要拡大推進本部 北海道米販売拡大委員会 農業者・農業協同組合・市町村等が組織する団体であって支庁長が適当と認めるもの 北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会	1 北海道農畜産物需要拡大推進本部が北海道農産物ブランド確立事業を行う場合における当該事業に要する経費 2 北海道米販売拡大委員会が北海道米販路拡大促進事業のうち、道内食率向上事業及び道外販路拡大事業を行う場合における当該事業に要する経費 3 農業者・農業協同組合・市町村等が組織する団体であって支庁長が適当と認めるものが北海道米販路拡大促進事業のうち、広域ブランド育成事業を行う場合における当該事業に要する経費 4 北海道農畜産物海外市場開拓推進協	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第81号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第81号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 1及び4の事業にあつては農政部道産食品安全室、2の事業にあつては農政部農産園芸課、	

		議会が海外マーケット開拓事業を行う場合における当該事業に要する経費				3の事業 にあって は支庁	
66	フードシステム連携強化・循環推進事業 地域農水産物の加工利用を促進し、地域の農水産業及び食品産業の振興・高度化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 事業協同組合 社団法人北海道食品産業協議会 知事又は支庁長が適当と認める団体	市町村、事業協同組合、社団法人北海道食品産業協議会若しくは知事若しくは支庁長が適当と認める団体がフードシステム連携強化・循環推進事業を行う場合又は市町村がフードシステム連携強化・循環推進事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 連携強化・循環推進組織化・企画検討事業費 (2) 連携強化・循環推進実験実証事業費 (3) 連携強化販売推進実験実証事業費 (4) 連携強化・循環推進技術・経営指導事業費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第82号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第82号様式 提出先 支庁(全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部道産食品安全室)	
67	特定農産加工工業体質強化事業 農産物の自由化等の影響を被る特定農産加工業者の体質強化に必要な特定農産加工資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	特定農産加工業者 特定農産加工業者を直接又は間接の構成員とする特定事業協同組合等 関連農産加工業者 関連農産加工業者を直接又は間接の構成員とする関連事業協同組合等 承認事業提携計画に基づき設立された法人	特定農産加工業者等が国民金融公庫又は中小企業金融公庫、系統金融機関等から特定農産加工資金を借り入れた場合における借入平均残高に別記16に掲げる年率を乗じて得た額	10分の10以内	農政第33号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部道産食品安全室	実績報告は 要しない。
68	クリーン農業総合推進事業 クリーン農業の生産面から流通、消費にわたる情報の収集、提供等の指導・啓	北海道有機農業研究協議会 市町村 農業協同組合 営農集団	1 北海道有機農業研究協議会が有機農業技術普及促進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費 2 市町村がクリーン農業産地拡大事業	2分の1以内 2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第89号様式 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁(北海道有機	

	支庁長が適当と認める団体	を行う場合又は市町村がクリーン農業産地拡大事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費		村である場合を除く。） 農政第89号様式別に指示する様式	農業研究協議会にあっては、農政部道産食品安全室）	
69 農業生産資材廃棄物処理適正化事業 農業用廃プラスチックのリサイクルを推進し、快適な農村環境づくりに資するため、予算の範囲内で補助する。	北海道農業用廃プラスチック適正処理対策協議会 知事が適当と認める団体	1 北海道農業用廃プラスチック適正処理対策協議会が廃プラリサイクル推進事業を行う場合における当該事業に要する経費 2 知事が適当と認める団体が地域リサイクル活動強化事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第121号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第121号様式 提出先 北海道農業用廃プラスチック適正処理対策協議会にあっては、農政部道産食品安全室）	
70 米消費拡大総合対策事業 米の地位を見直し、その消費の拡大を図るため、予算の範囲内で補助する。						
(1) 広域米消費拡大推進事業	北海道・米消費拡大推進協議会	北海道・米消費拡大推進協議会が広域米消費拡大推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第19号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第4号様式 農政第152号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第4号様式 農政第152号様式 提出先 農政部農産園芸課	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 農政部農産園芸課
(2) 地域米消費拡大推進事業	市町村	市町村が地域米消費拡大推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 正副2部 別に指示

(3) 米飯学校給食環境整備等支援事業	市町村	市町村が米飯学校給食環境整備等支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	3分の1以内	共通第19号様式 共通第20号様式 農政第4号様式 農政第152号様式 別に指示する様式	農政第4号様式 農政第152号様式	提出先	する日 支庁		
71 水田地域振興作物定着促進事業 地域振興作物の導入・定着により、活力ある安定した水田農業の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が水田地域振興作物定着促進事業を行う場合又は市町村が水田地域振興作物定着促進事業を行う農業協同組合若しくは農業者が組織する団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第94号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第94号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 支庁		
72 水田作付体系転換緊急推進事業 平成14年度において米の生産調整の緊急拡大が行われる中で、水田の有する生産力を維持・増進しつつ国内農業生産の維持・増大を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 知事が適当と認める団体	市町村若しくは知事が適当と認める団体が水田作付体系転換緊急推進事業を行う場合又は市町村が水田作付体系転換緊急推進事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 水田作付体系転換指導推進事業費 (2) 水田作付体系転換助成事業費	2分の1以内 定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 支庁		
73 新需要適合型乳牛改良モデル事業 牛乳及び乳製品等の新たな需要に応じた乳牛の資質	市町村 農業協同組合 知事が適当と認め	農業協同組合会若しくは知事が適当と認める団体が新需要適合型乳牛改良モデル事業を行う場合又は市町村が当該事業を行う農業協同組合若しくは知事が	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第7号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 支庁		

向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	る団体	適当と認める団体に対し、当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 新需要適成型受精卵導入モデル事業費 (2) MOET育種法実践モデル事業費	農政第7号様式別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。
74 大家畜経営体質強化資金 酪農経営及び肉用牛経営の体質強化に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営体質強化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき次の割合で計算した額以内 (1) 昭和63年度に貸し付けられたものにあつては、年0.52パーセント (2) 平成元年度に貸し付けられたものにあつては、年0.53パーセント (3) 平成2年度に貸し付けられたものにあつては、年0.68パーセント (4) 平成3年度に貸し付けられたものにあつては、年0.68パーセント		

平成十四年五月十四日

火 曜 日

九六

75 大家畜経営活性化資金利 子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営 の活性化に必要な資金の融 通の円滑化を図るため、予 算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉 用牛経営を行う農家に融通された大家畜 経営活性化資金につき当該融資機関との 契約により利子補給を行う場合における 当該利子補給に要する経費	(5) 平成4年 度に貸し付 けられたも のにあって は、年0.51 パーセント	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	実績報告は、 要しない。
			(5) 平成4年 度に貸し付 けられたも のにあって は、年0.51 パーセント				
			(1) 平成5年 度に貸し付 けられたも のにあって は、年0.336 パーセント (2) 平成6年 度に貸し付 けられたも のにあって は、年0.336 パーセント (3) 平成7年 度に貸し付 けられたも のにあって は、年0.154 パーセント (4) 平成8年 度に貸し付 けられたも のにあって は、年0.158 パーセント (5) 平成9年				

			度に貸し付けられたものにあっては、年0.116パーセント (6) 平成10年度及び平成11年度に貸し付けられたものは、年0.107パーセント (7) 平成12年度に貸し付けられたものにあっては、年0.112パーセント	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式				実績報告は、要しない。
76 養豚経営安定資金利子補給事業 養豚経営の安定に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から養豚経営を行う農家に融通された養豚経営安定資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき年0.51パーセントで計算した額以内	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 支庁	実績報告は、要しない。
77 養豚経営活性化資金利子補給事業 養豚経営の活性化に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から養豚経営を行う農家に融通された養豚経営活性化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき次の割合で計算した額以内 (1) 平成5年度に貸し付けられたも	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 支庁	実績報告は、要しない。

平成十四年五月十四日

火 曜 日

のにあつては、年0.336パーセント

(2) 平成6年度に貸し付けられたものにあつては、年0.336パーセント

(3) 平成7年度に貸し付けられたものにあつては、年0.154パーセント

(4) 平成8年度に貸し付けられたものにあつては、年0.158パーセント

(5) 平成9年度に貸し付けられたものにあつては、年0.116パーセント

(6) 平成10年度及び平成11年度に貸し付けられたものにあつては、年0.107パーセント

(7) 平成12年度に貸し付けられたもの

			のにあつては、年0.112パーセント	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、 要しない。
78 大家畜経営改善支援資金 利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善支援に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営改善支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントで計算した額以内	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、 要しない。
79 養豚経営改善支援資金利子補給事業 養豚経営の経営改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から養豚経営を行う農家に融通された養豚経営改善支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントで計算した額以内	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、 要しない。
80 大家畜経営維持資金利子補給事業 牛海綿状脳症の発生により経済的に影響を受けた酪農経営及び肉用牛経営の維持に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農及び肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営維持資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき年1.01パーセントで計算した額以内	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、 要しない。
81 道産牛肉等消費向上対策推進事業 安心な表示と確認できるシステムによる販売を促進するため、予算の範囲内で補助する。	農業協同組合 農業協同組合連合会 食肉事業者 食肉事業協同組合連合会 支庁長が適当と認める団体	1 農業協同組合、農業協同組合連合会、食肉事業者が新たな牛肉流通システム実践事業を行う場合における当該事業に要する経費 2 農業協同組合連合会、食肉事業協同組合連合会、支庁長が適当と認める団体が牛肉等消費回復事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内 2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 1にあっては農政 部酪農畜産課、2 にあっては支庁	

別記1

1 平成10年豪雨等による天災に係る資金
年1.1/パーセント資金
市町村が交付する当該利子補給費の4分の3に相当する額と融資機関ごとの当該利子補給の対象となった融資残高につき年0.9/パーセントの割合で計算した額のいずれか低い額

別記2

1 平成10年7月以降の低温、日照不足及び8月大雨による天災に係る資金
年1.1/パーセント資金
市町村が交付する当該利子補給費の100分の60に相当する額と融資機関ごとの当該利子補給の対象となった融資残高につき年0.72/パーセントの割合で計算した額のいずれか低い額

別記3

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

- 1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金
- (1) 年2.0/パーセント資金にあっては、年0.25/パーセント
 - (2) 年1.9/パーセント資金にあっては、年0.265/パーセント
 - (3) 年1.8/パーセント資金にあっては、年0.285/パーセント
 - (4) 年1.7/パーセント資金にあっては、年0.3/パーセント
 - (5) 年1.6/パーセント資金にあっては、年0.315/パーセント
 - (6) 年1.3/パーセント資金にあっては、年0.365/パーセント
 - (7) 年1.1/パーセント資金にあっては、年0.4/パーセント

2 平成13年5月1日以降に貸し付けられた資金

- (1) 年1.6/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.25/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (2) 年1.55/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.2/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (3) 年1.5/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.15/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (4) 年1.45/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.1/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (5) 年1.4/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.1/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント
- (6) 年1.35/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.05/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント

- (7) 年1.35/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.0/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (8) 年1.3/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.05/パーセント) にあっては、年0.185/パーセント
- (9) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.0/パーセント) にあっては、年0.185/パーセント
- (10) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.95/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント
- (11) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.9/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (12) 年1.2/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.95/パーセント) にあっては、年0.185/パーセント
- (13) 年1.2/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (14) 年1.15/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント
- (15) 年1.15/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.8/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (16) 年1.05/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.75/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント
- (17) 年1.05/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.7/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (18) 年0.95/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.65/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント
- (19) 年0.95/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.6/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (20) 年0.9/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.6/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント
- (21) 年0.9/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント
- (22) 年0.85/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55/パーセント) にあっては、年0.175/パーセント
- (23) 年0.85/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.5/パーセント) にあっては、年0.16/パーセント

別記4

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金

- (1) 年2.0/パーセント資金にあっては、年1.25/パーセント
 - (2) 年1.9/パーセント資金にあっては、年1.265/パーセント
 - (3) 年1.8/パーセント資金にあっては、年1.285/パーセント
 - (4) 年1.7/パーセント資金にあっては、年1.3/パーセント
 - (5) 年1.6/パーセント資金にあっては、年1.315/パーセント
 - (6) 年1.3/パーセント資金にあっては、年1.065/パーセント
 - (7) 年1.1/パーセント資金にあっては、年0.9/パーセント
- 2 平成13年5月1日以降に貸し付けられた資金

- (1) 年1.6/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.25/パーセント) にあっては、年1.16/パーセント
- (2) 年1.55/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.2/パーセント) にあっては、年1.11/パーセント
- (3) 年1.5/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.15/パーセント) にあっては、年1.06/パーセント
- (4) 年1.45/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.1/パーセント) にあっては、年1.01/パーセント
- (5) 年1.4/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.1/パーセント) にあっては、年0.975/パーセント
- (6) 年1.35/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.05/パーセント) にあっては、年0.925/パーセント
- (7) 年1.35/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.0/パーセント) にあっては、年0.91/パーセント
- (8) 年1.3/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.05/パーセント) にあっては、年0.885/パーセント
- (9) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.0/パーセント) にあっては、年0.835/パーセント
- (10) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.95/パーセント) にあっては、年0.825/パーセント
- (11) 年1.25/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.9/パーセント) にあっては、年0.81/パーセント
- (12) 年1.2/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.95/パーセント) にあっては、年0.785/パーセント

- (13) 年1.2/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85/パーセント) にあっては、年0.76/パーセント
- (14) 年1.15/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85/パーセント) にあっては、年0.725/パーセント
- (15) 年1.15/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.8/パーセント) にあっては、年0.71/パーセント
- (16) 年1.05/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.75/パーセント) にあっては、年0.625/パーセント
- (17) 年1.05/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.7/パーセント) にあっては、年0.61/パーセント
- (18) 年0.95/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.65/パーセント) にあっては、年0.525/パーセント
- (19) 年0.95/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.6/パーセント) にあっては、年0.51/パーセント
- (20) 年0.9/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.6/パーセント) にあっては、年0.475/パーセント
- (21) 年0.9/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55/パーセント) にあっては、年0.46/パーセント
- (22) 年0.85/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55/パーセント) にあっては、年0.425/パーセント
- (23) 年0.85/パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.5/パーセント) にあっては、年0.41/パーセント

別記5

1 平成9年度認定

- (1) 次世代スーパール資金
年2.0/パーセント資金
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0/パーセントの割合で計算した額
- (2) 次世代自作農維持資金
年2.5/パーセント資金
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.5/パーセント、8年目から15年目まで年0.5/パーセントの割合で計算した額
年2.2/パーセント資金
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.5/パーセント、8年目から15年目まで年0.5/パーセントの割合で計算した額

ら7年目まで年1.2/パーセント、8年目から15年目まで年0.2/パーセントの割合で計算した額

(3) 次世代負担軽減資金

年2.5/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.75/パーセント、8年目から15年目まで年0.25/パーセントの割合で計算した額

年2.2/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.6/パーセント、8年目から15年目まで年0.1/パーセントの割合で計算した額

(4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金

年3.8/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.4/パーセント、8年目から15年目まで年0.9/パーセントの割合で計算した額

年3.5/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.25/パーセント、8年目から15年目まで年0.75/パーセントの割合で計算した額

年3.15/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.075/パーセント、8年目から15年目まで年0.575/パーセントの割合で計算した額

年3.0/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0/パーセント、8年目から15年目まで年0.5/パーセントの割合で計算した額

年2.2/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.6/パーセント、8年目から15年目まで年0.1/パーセントの割合で計算した額

(5) リフレッショ資金

年3.5/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日か

ら7年目まで年1.25/パーセント、8年目から15年目まで年0.75/パーセントの割合で計算した額

2 平成10年度認定

(1) 次世代スーパール資金

年1.1/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.5/パーセントの割合で計算した額

(2) 次世代自作農維持資金

年2.5/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.9/パーセント、8年目から15年目まで年1.4/パーセントの割合で計算した額

年2.2/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.6/パーセント、8年目から15年目まで年1.1/パーセントの割合で計算した額

年1.1/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.5/パーセントの割合で計算した額

(3) 次世代負担軽減資金

年2.5/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.95/パーセント、8年目から15年目まで年0.7/パーセントの割合で計算した額

年2.2/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.8/パーセント、8年目から15年目まで年0.55/パーセントの割合で計算した額

年1.1/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.25/パーセントの割合で計算した額

(4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金

年3.8/パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.6/パーセント、8年目から15年目まで年1.35/パーセントの割合で計算

した額 年3.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.45/パーセント、8年目から15年目まで年1.2/パーセントの割合で計算した額 年3.15/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.275/パーセント、8年目から15年目まで年1.025/パーセントの割合で計算した額 年3.0/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.2/パーセント、8年目から15年目まで年0.95/パーセントの割合で計算した額 年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.8/パーセント、8年目から15年目まで年0.55/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.85/パーセント、8年目から15年目まで年0.6/パーセントの割合で計算した額 年2.3/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0/パーセントの割合で計算した額 年2.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.6/パーセント、8年目から15年目まで年0.6/パーセントの割合で計算した額	年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.3/パーセント、8年目から15年目まで年0.3/パーセントの割合で計算した額 年1.9/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.2/パーセントの割合で計算した額 (3) 次世代負担軽減資金 年2.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.8/パーセント、8年目から15年目まで年0.3/パーセントの割合で計算した額 年2.2/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.65/パーセント、8年目から15年目まで年0.15/パーセントの割合で計算した額 年1.9/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.5/パーセントの割合で計算した額 年1.1/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.1/パーセントの割合で計算した額 (4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金 年3.8/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.45/パーセント、8年目から15年目まで年0.95/パーセントの割合で計算した額 年3.5/パーセント資金 市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.3/パーセント、8年目から15年目まで年0.8/パーセントの割合で計算した額 年3.15/パーセント資金
--	---

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.125パーセント、8年目から15年目まで年0.625パーセントの割合で計算した額

年3.0パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.05パーセント、8年目から15年目まで年0.55パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.65パーセント、8年目から15年目まで年0.15パーセントの割合で計算した額

年1.9パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.5パーセントの割合で計算した額

年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.1パーセントの割合で計算した額

(5) リフレッシュ資金

年3.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.1パーセント、8年目から15年目まで年0.6パーセントの割合で計算した額

4 平成12年度認定

(1) 次世代スーパール資金

年2.0パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0パーセントの割合で計算した額

(2) 次世代自作農維持資金

年2.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.5パーセント、8年目から15年目まで年0.5パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.2パーセント、8年目から15年目まで年0.2パーセントの割合で計算し

た額

年2.0パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0パーセントの割合で計算した額

年1.9パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.9パーセントの割合で計算した額

年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.1パーセントの割合で計算した額

(3) 次世代負担軽減資金

年2.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.75パーセント、8年目から15年目まで年0.25パーセントの割合で計算した額

年2.2パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.6パーセント、8年目から15年目まで年0.1パーセントの割合で計算した額

年2.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.55パーセント、8年目から15年目まで年0.05パーセントの割合で計算した額

年1.9パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.45パーセントの割合で計算した額

年1.1パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.05パーセントの割合で計算した額

(4) 次世代大家畜資金及び次世代養豚資金

年3.8パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.4パーセント、8年目から15年目まで年0.9パーセントの割合で計算した額

年3.5パーセント資金

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.25パーセント、8年目から15年目まで年0.75パーセントの割合で計算した額	年3.15パーセント資金
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.075パーセント、8年目から15年目まで年0.575パーセントの割合で計算した額	年3.0パーセント資金
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.0パーセント、8年目から15年目まで年0.5パーセントの割合で計算した額	年2.2パーセント資金
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.6パーセント、8年目から15年目まで年0.1パーセントの割合で計算した額	年2.1パーセント資金
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.55パーセント、8年目から15年目まで年0.05パーセントの割合で計算した額	年1.9パーセント資金
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.45パーセントの割合で計算した額	年1.1パーセント資金
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年0.05パーセントの割合で計算した額	(5) リフレッショ資金
年3.35パーセント資金	年3.35パーセント資金
市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき貸付日から7年目まで年1.175パーセント、8年目から15年目まで年0.675パーセントの割合で計算した額	
別記6	
土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱	
(昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通達)第11の1に基づく事業	
別記7	
10分の4以内。ただし、新たに事業に着手する市町村(エゾシカ侵入防止対策事業(平成	

8年8月1日付け農政第996号農政部長通達)を実施している市町村を除く。)のうち、新たに着手する年度の農業被害率が既着手市町村(エゾシカ侵入防止対策事業を実施している市町村を含む。)の農業被害率の平均未満であり、かつ、農業被害額が1,500万円未満の市町村にあっては、4分の1以内とする。	
別記8(経営構造分)	
1 経営体質強化施設整備事業のうち、別に定めるもの	3分の1以内
2 経営多角化等施設整備事業のうち、別に定めるもの	10分の4以内
別記9(新山村分)	
1 農林漁業振興事業	
(1) 農業振興事業	
ア 区画整理、農用地造成改良、かんがい排水、農道及び連絡農道、農地等防災	10分の5.5以内(ただし、別に定める場合に限る。)
イ 高生産性農業用機械施設、農林業基盤整備用機械及び乾燥調製施設のうち飼料調製貯蔵施設及びこれらの附帯施設	10分の4.5以内
ウ 農林水産物運搬施設及びこの附帯施設	10分の4以内
(2) 林業振興事業	
林業機械施設及びこの附帯施設	10分の4.5以内
(3) 漁業振興事業	
ア 種苗生産・畜養殖施設のうち保管作業施設、漁船用補給施設及び導船・漁船漁具保全施設のうち保全施設並びにこれらの附帯施設	10分の4.5以内
イ 種苗生産・畜養殖施設のうち施肥防除施設、水産物冷蔵・保管施設のうち製氷冷蔵施設及び導船・漁船漁具保全施設のうち通信施設並びにこれらの附帯施設	10分の4以内
2 定住促進生活環境整備事業のうち、集落道	10分の5.5以内(ただし、別に定める場合に限る。)
3 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業	
健康管理等情報連絡施設のうち情報末端機器	10分の4.5以内
4 地域特認事業費	10分の4.5以内
別記10	
1 ほ場整備事業実施要綱(昭和41年7月26日付け41農地D第1241号農林事務次官依命通達)第2に規定するほ場整備事業(担い手育成型)	
2 畑地帯総合整備事業実施要綱(平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通達)第3に規定する畑地帯総合整備事業(担い手育成型)	
3 土地改良総合整備事業実施要綱(昭和52年4月16日付け52構改D第217号農林事務次官依命通達)第3に規定する土地改良総合整備事業(担い手育成型)	

5 「酪農農道」とは、平成10年度までに採択されたもので、酪農及び肉用牛の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく集約酪農地域内において行われ、現況で受益戸数のおおむね60パーセント以上が酪農専業農家である地域において行う事業

別記14

離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域、豪雪地帯特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域及び急傾斜地帯（受益地内の平均斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））において行う事業

別記15

1 農地に係るものにあつては100分の50、農業用施設に係るものにあつては100分の65の比率とする。ただし、平成14年1月1日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。次項において「暫定措置法」という。）第3条第4項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。）に限り、その災害を受けた農地又は農業用施設の災害復旧の事業費（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。次項において「暫定措置法施行令」という。）第3条の規定により農林水産大臣が決定する事業費とする。以下この項において「事業費」という。）のうち、市町村ごとにその区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る事業費の総額（以下この項において「事業費総額」という。）が、この区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数（以下この項において「被害者総数」という。）に8万円を乗じた額を超える場合において、農地に係るものにあつては事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について100分の80（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については100分の90）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき100分の50の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率、農業用施設に係るものにあつては事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について100分の90（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については100分の100）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき100分の65の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率とする。

2 平成14年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた地域（暫定措置法施行令第5条の3第2項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が告示する市町村の区域とする。）内において平成14年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定にかかわらず、当該3年間の災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該3年間の災害が平成14年1月1日から12月31日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき暫定措置法第3条第4項の規定による指定がなされたものとみなして、前項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た率とする。ただし、この項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前項の規定により算出した同項の規定による補助の率が、この項の規定を適用して前項の規定により算出した同項の規定による補助の率を超える場合は、適用しない。

3 激甚災害を受けた地域（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「特別財政援助法施行令」という。）第14条第2項の規定により農林水産大臣が告示する区域とする。）における当該激甚災害に係る農地又は農業用施設の災害復旧事業費に対する補助の比率は、第1項の規定による額に、当該災害復旧事業に要する経費の額（第1項の規定による率により算定して得た額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。）のうち、市町村ごとに、特別財政援助法施行令第15条第1項に定める額に相当する部分の額を特別財政援助法施行令第16条第1号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額に、それぞれ次の各号に掲げる区分により、農地又は農業用施設について、当該各号に定める比率により算出して得た額の合計額を加えた額を当該災害復旧に係るそれぞれの事業費の総額で除して得た率とする。この場合において、特別財政援助法施行令第15条及び第16条の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。

- (1) 特別財政援助法施行令第16条第1号イに規定する額については、100分の70
- (2) 特別財政援助法施行令第16条第1号ロに規定する額については、100分の80
- (3) 特別財政援助法施行令第16条第1号ハに規定する額については、100分の90

別記16

融 資	機 関	年 率
1 融資機関が農業協同組合の場合 ア 中小企業で借入金額が2億7千万円までの部分	平成2年4月27日以降平成2年9月13日以前に資金の貸付を受けた場合 平成2年9月14日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合	2.6% 2.7%

イ 中小企業で借入金額が2億7千万円を超える部分又は大企業が借り入れたもの	平成2年12月11日以降平成3年11月18日以前に資金の貸付を受けた場合	3.05%
	平成3年11月19日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合	2.9%
	平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合	2.65%
	平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合	2.6%
	平成4年12月2日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合	2.35%
	平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合	1.95%
	平成2年4月27日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合	1.2%
	平成2年12月11日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合	1.55%
	平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合	1.3%
	平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合	1.5%
	平成4年12月2日以降平成5年6月3日以前に資金の貸付を受けた場合	1.45%
	平成5年6月4日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合	1.8%
2 融資機関が農業協同組合連合会等の場合 ア 中小企業で借入金額が2億7千万円までの部分	平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合	1.5%
	平成2年4月27日以降平成2年9月13日以前に資金の貸付を受けた場合	1.75%
	平成2年9月14日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合	1.9%
	平成2年12月11日以降平成3年11月18日以前に資金の貸付を受けた場合	2.2%
	平成3年11月19日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合	1.9%

イ 中小企業で借入金額が2億7千万円を超える部分又は大企業が借り入れたもの	平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合	1.7%
	平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合	1.6%
	平成4年12月2日以降平成5年6月3日以前に資金の貸付を受けた場合	1.25%
	平成5年6月4日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合	0.95%
	平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合	0.65%
	平成2年4月27日以降平成2年9月13日以前に資金の貸付を受けた場合	0.35%
	平成2年9月14日以降平成2年12月10日以前に資金の貸付を受けた場合	0.4%
	平成2年12月11日以降平成3年11月18日以前に資金の貸付を受けた場合	0.7%
	平成3年11月19日以降平成3年12月19日以前に資金の貸付を受けた場合	0.55%
	平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に資金の貸付を受けた場合	0.35%
	平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に資金の貸付を受けた場合	0.5%
	平成4年12月2日以降平成5年6月3日以前に資金の貸付を受けた場合	0.35%
	平成5年6月4日以降平成5年12月26日以前に資金の貸付を受けた場合	0.4%
	平成5年12月27日以降に資金の貸付を受けた場合	0.2%

北海道告示第562号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 とど被害防止対策事業 沿岸漁場の水域においてとどを駆除し、漁場環境の保全を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行うとど被害防止対策事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第11号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第12号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
2 野生水生動物共存対策事業 高強度漁網の導入により本道周辺に來遊するトドによる漁業被害を防止するため、予算の範囲内で補助する。	漁業協同組合	漁業協同組合が野生水生動物共存対策事業を行うのに要する経費のうち、高強度漁網を用いた袋網の購入に要する経費	8分の5以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 水林第1号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
3 海面環境保全推進事業 沿岸漁場として効用が低下している水域又は沿岸漁場として重要な水域に隣接した海浜において、流木等の廃棄物の回収及び処理を行うため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う海面環境保全推進事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第11号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第12号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
4 水産物産地流通加工施設高度化対策事業 安全かつ高品質な水産物を安定的に供給するための流通加工体制の高度化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村			共通第14号様式 共通第20号様式 水林第5号様式 水林第7号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第5号様式 水林第7号様式 事業の経過及び完了を証明する写真 請負契約書の写し	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 産地流通機能強化型施設整備事業		1 市町村が漁業協同組合等に対して行う産地流通機能強化型施設整備事業実施のための指導に要する経費 2 市町村が産地流通機能強化型施設整備	2分の1以内 3分の1以内				

		備事業を行う場合又は市町村が産地流通機能強化型施設整備事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する次の施設の設置に係る経費 (1) 産地市場機能高度化施設 (2) 安定供給機能高度化施設 (3) 広域流通機能高度化施設 (4) その他知事が特に必要と認める施設	(ただし、(2)のうち、別に定める基準を満たす処理加工施設及びその附帯施設については15分の8以内)					
(2) 環境対策等高度化施設整備事業		1 市町村が漁業協同組合等に対して行う環境対策等高度化施設整備事業実施のための指導に要する経費 2 市町村が環境対策等高度化施設整備事業を行う場合又は市町村が環境対策等高度化施設整備事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する次の施設の設置に係る経費 (1) 環境対策高度化施設 (2) 品質管理高度化施設	2分の1以内 2分の1以内 (ただし、別に定める基準を満たす製造加工施設及びその附帯施設については15分の8以内)					
(3) 無廃棄型水産加工団地基盤整備事業		1 市町村が漁業協同組合等に対して行う無廃棄型水産加工団地基盤整備事業実施のための指導に要する経費 2 市町村が無廃棄型水産加工団地基盤整備事業を行う場合又は市町村が無廃棄型水産加工団地基盤整備事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当	2分の1以内 2分の1以内					

			該補助の対象となる事業に要する次の施設の設置に係る経費 (1) 水産加工団地高度化施設					
5	水産物産地流通機能強化事業 消費者ニーズの高度化・多様化、大型量販店等からの安定供給への要請の高まりなどに産地が的確に対応するため、漁協等が主体となった産地市場の統合・機能分担等への取組を促進することにより市場の価格形成力をはじめとする産地における流通機能の強化を図るため予算の範囲内で補助する。	市町村 漁業協同組合 北海道漁業協同組合連合会 知事が適当と認める者		2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (北海道漁業協同組合連合会には、水産林務部水産経営課)	
(1)	産地市場統合等促進事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が産地市場統合等促進事業を行う場合又は市町村が産地市場統合等促進事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
(2)	新事業展開促進事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が新事業展開促進事業を行う場合又は市町村が新事業展開促進事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
(3)	地域流通機能強化事業		市町村、北海道漁業協同組合連合会等が地域流通機能強化事業を行う場合又は市町村が地域流通機能強化事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
6	水産加工経営改善促進資金	水産加工業者	水産加工経営改善促進資金を商工組合	10分の10以内	共通第10号様式		提出部数 1部	実績報告は

策事業 漁業生産力が低く、かつ、漁業依存度の高い日本海地域において、日本海地域漁業振興ビジョンに掲げる他のモデルとなる優良事例を育成し、早急に沿岸漁業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。		業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合青年部等のグループに対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費		共通第20号様式 水林第1号様式 水林第2号様式 その1からその9まで 別に指示する様式	共通第31号様式 水林第1号様式 水林第3号様式 その1からその8まで	提出期限 別に指示する日 提出先 支 行	
9 栽培漁業地域展開事業 一定の技術水準に達した魚種及び地域において、栽培漁業等の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 知事が適当と認める者	市町村若しくは知事が適当と認める者が栽培漁業地域展開事業を行う場合又は市町村が栽培漁業地域展開事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 推進活動費 (2) 育成強化費 (3) 育成漁場管理費	2分の1以内 10分の4以内 (ただし、湖沼性ニシン栽培漁業定着強化事業については3分の1以内) 3分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 支 行 (2以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う知事が適当と認める団体にあつては、水産林務部栽培振興課)	
10 水産基盤整備事業 水産基盤整備事業の実施を通じて水産資源の持続的利用と安全で効率的な水産物供給体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が水産基盤整備事業を行う場合又は市町村が水産基盤整備事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 水産資源環境整備事業費 (2) 漁場環境保全創造事業費	10分の6以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第8号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 支 行 正副2部別に指示する日	
11 沿岸漁業漁村振興構造改善事業 沿岸漁業の構造改善を促	市町村	1 市町村が漁業協同組合に対して行う沿岸漁業漁村振興構造改善事業実施のための指導に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式	提出部数 提出期限 正副2部別に指示する日	

進し、沿岸漁業の振興及び漁村地域の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。

2 市町村が沿岸漁業漁村振興構造改善事業を行う場合又は市町村が沿岸漁業漁村振興構造改善事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの

(1) 持続的漁業生産環境整備事業費

ア 沿岸漁場環境保全事業費

イ 増殖殖場造成改良事業費

ウ 資源培養推進施設整備事業費

エ 沿岸漁場管理強化施設整備事業費

オ 漁業近代化推進施設整備事業費

(ア) 養殖施設整備事業費

(イ) 水産鮮度保持施設整備事業費

(ウ) 漁船保全修理施設整備事業費

(エ) 燃油等補給施設整備事業費

(オ) 水産情報高度利用施設整備事業費

(カ) 漁業用作業保管施設整備事業費

(キ) 漁労等作業管理休養施設整備事業費

(ク) 水産廃棄物等処理施設整備事業費

(ケ) 高度情報漁業総合管理施設整備事業費

力 持続的漁業生産環境整備事業施設活用支援事業費

(2) 漁業経営・担い手対策事業費

ア 認定漁協支援事業費

(ア) 漁業総合管理施設整備事業費

(イ) 営漁指導拠点施設整備事業費

(ウ) 水産物荷さばき施設整備事業費

(エ) 水産鮮度保持施設整備事業費

(オ) 水産廃棄物等処理施設整備事業費

の2
水林第2号様式
その1からその9
まで
別に指示する様式

の2
水林第3号様式
その1からその8
まで

提出先 支庁

業費 (カ) 運搬施設（船舶に限る。）整備事業費 (キ) 漁協合併施設改修事業費	10分の4以内	ただし、漁協合併により漁協の経営基盤強化を図るために行う場合にあつては、次のとおり。 (ア)から(イ)までに掲げる事業は10分の6以内 (カ)に掲げる事業は、2分の1以内					
	イ 担い手対策事業費						2分の1以内
	(ア) 漁場の耕うん、整地、しゅんせつ及び有害生物等の除去事業費						
	(イ) 漁場環境管理施設整備事業費						2分の1以内
	(ウ) 築いそ事業費						2分の1以内
	(エ) 種苗生産施設整備事業費						2分の1以内
	(オ) 漁場管理強化施設整備事業費						2分の1以内
	(カ) 養殖施設整備事業費						2分の1以内
	(キ) 漁船保全修理施設整備事業費						10分の4以内
	(ク) 燃油等補給施設整備事業費						10分の4以内
	(ケ) 水産鮮度保持施設整備事業費						2分の1以内
	(コ) 海水処理施設整備事業費						2分の1以内
	(サ) 水産物加工処理施設整備事業費						10分の4以内
	(シ) 蓄養施設整備事業費						10分の4以内
	(ス) 運搬施設（船舶に限る。）整備事業費						10分の4以内
	(セ) 出荷資材保管施設整備事業費						10分の4以内
(ソ) 漁業用作業保管施設整備事業費	2分の1以内						
(タ) 新規就業者活動拠点施設整備事業費	2分の1以内						

		(チ) 漁業研修施設整備事業費 ウ 女性の地位向上等事業費 エ 漁業経営・担い手対策事業施設 活用支援事業費 (3) 水産物流通高度化事業費 ア 流通等改善施設整備事業費 イ 水産物荷さばき施設整備事業 費 (イ) 水産鮮度保持施設整備事業費 (ロ) 水産物加工処理施設整備事業 費 (ハ) 畜養施設整備事業費 (ニ) 海水処理施設整備事業費 (ホ) 運搬施設（船舶に限る。）整 備事業費 (キ) 出荷資材保管施設整備事業費 (ケ) 高度情報漁業総合管理施設整 備事業費 (4) 漁業地域活性化事業費 ア 地域水産物交流事業費 イ 漁村景観対策事業費	2分の1以内 10分の6以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 10分の4以内 2分の1以内 10分の4以内 10分の4以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様 式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支庁	
12 漁村総合整備事業 漁業生産基盤である漁港 の機能増進とその背後の集 落における生活環境の改善 及び漁港景観の美化保全の 促進による漁港環境の快適 化を総合的に図るため、予 算の範囲内で補助する。	市町村		2分の1以内 (堆肥化施設に ついては3分の 1以内)	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様 式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支庁	
(1) 漁港環境整備事業		市町村が行う漁村総合整備事業に要す る経費のうち、漁港環境整備事業全体事 業計画又は漁港環境整備事業基本計画に 基づき実施するもの					
(2) 漁業集落環境整備事業		市町村が行う漁村総合整備事業に要す る経費のうち、漁業集落環境整備事業基 本計画に基づき実施するもの					

(3) 漁港漁村総合整備事業						
		市町村が行う漁村総合整備事業に要する経費のうち、漁港漁村総合整備事業基本計画に基づき実施するもの				
13 漁港漁村活性化対策事業 水産業の持続的発展の基盤としての役割を担っている漁村の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が漁港漁村活性化対策事業を行う場合又は市町村が漁港漁村活性化対策事業のうち、漁村振興対策を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費 2 市町村が漁業協同組合等に対して行う漁港漁村活性化対策事業実施のための指導に要する経費	2分の1以内 (漁村空間創造推進施設整備については10分の4以内)	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式の2 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式の2 別に指示する様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
14 船揚場整備事業 漁港の恩恵に浴しない辺地漁村集落における船揚場を整備し、沿岸漁業者の漁船の保全と操業の省力化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が船揚場整備事業を行う場合又は市町村が船揚場整備事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第2号様式 その1からその9まで 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第3号様式 その1からその8まで	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
15 元気な漁村づくり推進事業 地域資源を活用した個性あるコミュニティづくり、都市と漁村との共生・交流の促進等に向けた地域住民や漁業者の自主的な取組を効果的、効率的に推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う元気な漁村づくり推進事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
16 漁村漁場環境改善対策事業 汚水処理施設の整備を重点的に実施すべき市町村において、効率的かつ効果的な整備計画を策定するため、	市町村	市町村が行う漁村漁場環境改善対策事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁

予算の範囲内で補助する。							
17 漁業集落排水事業償還基金造成事業 漁業集落排水施設の整備の促進、漁港及び周辺水域の浄化並びに漁村地域の生活環境の改善を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う漁業集落排水事業に係る地方債償還のための基金（漁業集落排水事業償還基金）の造成に要する経費	10分の10以内 （市町村が漁業集落排水事業償還基金に積み立てる額と、前年度の漁業集落排水事業に要した経費（雨水排水施設を除く。）の15パーセントの額のいずれか低い額）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
18 海産ほ乳類混獲等管理促進事業（損害等補てん） 鯨類の救出及び死亡後の処理を円滑に行うため、鯨類の湾内への迷入、混獲、浜への座礁に際して、救出又は死亡後の埋設等を実施した市町村等に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 漁業協同組合	次に掲げる経費 （1）湾内に迷い込んだり、混獲された鯨類を生きたまま逃がす経費 （2）混獲されたり、座礁して死んだ鯨類を埋設又は焼却する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は要しない。
19 複合的資源管理型漁業促進対策事業 本道周辺海域における主要魚種の資源の回復、増大を図り水産資源を持続的に利用していくため、それぞれの地域の漁業実態に即した漁業者自らによる資源管理の取組を促進するため、予算の範囲内で補助する。			4分の3以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に提示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 （北海道指導漁業協同組合連合会にあっては、水産林務部資源管理課）	
(1) 指導・普及啓発事業	市町村 漁業協同組合	市町村、漁業協同組合、北海道指導漁業協同組合連合会が指導・普及事業を行う					

	北海道指導漁業協同組合連合会	う場合又は市町村が指導・普及事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会に對して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
(2) 情報収集・広報事業	市町村 漁業協同組合 北海道指導漁業協同組合連合会	市町村、漁業協同組合、北海道指導漁業協同組合連合会が情報収集・広報事業を行う場合又は市町村が情報収集・広報事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会に對して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
(3) 活動推進事業	市町村 漁業協同組合 北海道指導漁業協同組合連合会 漁業者等が組織する団体	市町村、漁業協同組合、北海道指導漁業協同組合連合会、漁業者等が組織する団体が活動推進事業を行う場合又は市町村が活動推進事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業者等が組織する団体に對して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
20 木材産業構造改革特別対策事業（構造改革企業群育成強化事業） 木材産業を営む者が行う構造改革に対する取組を支援し、体質の強い木材産業の構築を図るため、予算の範囲内で補助する。	木材産業を営む者	木材産業を営む者が行う木材産業構造改革特別対策事業のうち構造改革企業群育成強化事業に要する経費	2分の1以内	共通第6号様式 共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 実施設計書 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第8号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 提出先 支庁	1部 別に指示する日 支庁
21 木材需要促進対策事業 木材需要の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 地域住宅資材利用促進事業（地域材を使用した家の展示普及）	木材関連企業、工務店、設計士等の組織する団体	木材関連企業等の組織する団体が行う地域住宅資材利用促進事業のうち、地域材を利用した家の展示普及に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 別に指示する日 提出先 支庁	1部 別に指示する日 支庁

(2) 地域利用学校関連施設整備事業	市町村	市町村が行う地域材を利用した学校関連施設の木造・木質化の施設整備に要する経費	2分の1以内	共通第8号様式 団体の規約別に指示する様式	共通第8号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
	市町村	市町村が行う市町村森林整備計画強化促進事業	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第46号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
22 木材産業新用途開発促進事業 新商品の開発を通じて、木材産業と異業種との連携促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	木材・木製品製造業を営む企業及び団体、森林組合、森林組合連合会と異業種企業で構成する共同体	木材・木製品製造業を営む企業及び団体、森林組合、森林組合連合会と異業種企業で構成する共同体が行う木材産業新用途開発促進事業に要する経費	2分の1以内	共通第5号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 定款 別に指示する様式	共通第5号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 水産林務部木材振興課	
23 間伐材利用促進対策事業（間伐材用途開拓事業） 間伐材の利用拡大を図るため、環境に調和した公共土木資材等の試作、検証及び普及に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村 森林組合 林業者等の組織する団体	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体が行う間伐材用途開拓事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 定款 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁	
24 市町村森林整備計画強化促進事業 市町村の実情に応じた森林整備計画を策定し、林家の合意・参加による間伐材の解消、施業の共同化を促進し、かつ、林業事業	市町村	市町村が行う市町村森林整備計画強化促進事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第46号様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第46号様式	提出部数 1部 別に指示する日 提出先 支庁	

体及び林産業者との連携強化を推進する体制の構築を図るため、予算の範囲内で補助する。							
25 林道事業 民有林の開発及び林産物の合理的な生産を促進し、森林経営の合理化を図るため、予算の範囲内で補助する。				共通第14号様式 共通第18号様式 から共通第20号様式まで 水林第24号様式 維持管理規程又はその案別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第24号様式 から水林第26号様式まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 林道開設事業 市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う林道開設事業のうち、森林管理道開設事業に要する経費	森林管理道 100分の55以内 (森林組合が行う場合にあつては、100分の61以内) 森林管理道(間伐) 100分の55以内 (過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による公示又は山村振興法(昭和40年法律第64号)による指定に係る市町村の区域において市町村が行う事業にあつては、100分の61以内)					
(2) 林道改良事業 市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う林道改良事業に要する経費のうち、次に掲げるもの						

平成十四年五月十四日 火 曜 日

一 三 三

		(1) 森林管理道（幹線）の改良費	100分の51以内 （平成11年度か らの継続路線に あっては、100 分の55以内） 100分の31以内				
(3) 林道舗装事業	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う林道舗装事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 幹線林道の舗装費 (2) その他林道の舗装費	100分の51以内 300分の103以内				
(4) 森林居住環境整備事業	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う森林居住環境整備事業に要する経費	森林管理道整備事業にあって、市町村が行う場合、100分の55以内（過疎地域自立促進特別措置法による公示又は山村振興法による指定に係る市町村の区域において行う事業にあっては、100分の61以内） 森林基幹道改良事業にあって、市町村が行う場合、100分の51以内（過疎地域自立促進特別措置法による公示又は山村振興法による指定に係る市町村の区域において行う事業にあっては、100分の56以内） 森林利用施設整				

			備事業にあって、市町村が行う場合、100分の50以内 林業施設用地整備事業にあっては、100分の50以内（森林組合が行う場合にあつては、100分の60以内） 上記以外の事業にあって、市町村が行う場合、100分の50以内（過疎地域自立促進特別措置法による公示又は山村振興法による指定に係る市町村の区域において行う事業にあって、市町村が行う場合、100分の55以内）				
(5) 小規模林業地域整備事業 ア 経営林道事業 イ 山村活性化小規模基盤整備事業 ウ 林道周辺環境整備事業	市町村 森林組合 市町村 市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う経営林道事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 経営林道の開設費 (2) 経営林道の改良費 市町村が小規模な生活環境や保健休養施設の整備を行う場合に要する経費 市町村又は森林組合が行う森林レクリエーション施設にアケセスする林道の改良事業に要する経費	2分の1以内				
26 林道災害復旧事業 暴風雨、洪水その他の異常な天然現象によって災害	市町村 森林組合	市町村又は森林組合が行う林道災害復旧事業に要する経費	別記1のとおり	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第24号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日	

を受けた林道の復旧を促進し、もって林業の振興とその経営の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	森林組合連合会		2分の1以内 (合併組合施設整備にあつては、3分の1以内)	様式まで 水林第24号様式 別に指示する様式	から水林第26号 様式まで	提出先 支庁 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 森林組合 にあつては、支庁、森林組合連合会にあつては、水産林務部林業振興課	
27 森林組合合併促進総合対策事業 森林組合の活発化及び経営の安定化並びに合併組合の円滑な運営を図るため、予算の範囲内で補助する。	森林組合連合会	森林組合又は森林組合連合会が行う森林組合合併促進総合対策事業（森林組合合併協議促進利子補給金を除く。）に要する経費	2分の1以内 (合併組合施設整備にあつては、3分の1以内)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 森林組合 にあつては、支庁、森林組合連合会にあつては、水産林務部林業振興課	
28 林業構造改善対策事業 (地域林業経営確立林業構造改善事業) 林業の構造改善を促進し、もって林業総生産の増大、生産性の向上及び林業従事者の所得の増大を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が行う地域林業経営確立林業構造改善事業実施の指導等に要する経費 2 市町村が地域林業経営確立林業構造改善事業を行う場合又は市町村が地域林業経営確立林業構造改善事業を行う林業団体等（森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、農業協同組合連合会、農業協同組合、森林所有者の協業体、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、農事組合法人その他知事が定めるものをいう。）に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるものの (1) 地域林業経営集約化型林業構造改善事業費 (2) 資源循環利用推進型林業構造改善事業費	1の経費に係る場合 2分の1以内 2の経費のうち、基盤整備事業費及び機械施設費（林業機械類を除く。）にあつては、10分の6以内 2の経費のうち、林道事業費にあつては、100分の50 上記以外の事業にあつては、2分の1以内 (別記2の事業に係る経費にあつては、当該事業ごとに掲げる	共通第14号様式 共通第20号様式 1の経費に係る場合 共通第2号様式 水林第14号様式 2の経費に係る場合 水林第15号様式 水林第16号様式 実施設計書 市町村の補助規則等	共通第29号様式 共通第31号様式 1の経費に係る場合 共通第2号様式 水林第14号様式 2の経費に係る場合 水林第15号様式 水林第16号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

		ア 資源循環利用推進型 イ 間伐促進型 (3) ア 市町村推進事業費 ア 地域林業経営集約化型 イ 資源循環利用推進型	率)				
29 林業後継者育成事業 林業後継者等の広域的な 交流活動の連携及び強化を 図るため、予算の範囲内で 補助する。	市町村	市町村が行う林業後継者育成事業のうち、 林業後継者育成地域活動推進事業に 要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第30号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第30号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 森林づくりセンタ ー	
30 森林整備担い手対策推進 事業 林業労働力の確保及び森 林作業員の育成に必要な対 策を実施し、林業の振興と 森林整備の推進を図るため、 予算の範囲内で補助する。							
(1) 林業労働環境整備事業	森林組合 林業者等の組織する 団体	森林組合又は林業者等の組織する団体 が行う林業労働環境整備事業に要する経 費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
(2) 技能作業員養成事業	林業事業体	林業事業体が行う技能作業員養成事業 に要する経費	2分の1以内	共通第20号様式 共通第32号様式 水林第40号様式 水林第41号様式 別に指示する様 式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第40号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
31 北海道林業体力アップ事 業 地域の林業者等が自主 的・主体的に取り組む機械、 施設等の整備を促進するこ	市町村 森林組合、林業者 等の組織する団体、 木材関連業者等の 組織する団体又は	1 事業実施主体（事業実施主体の事務 所等の所在する市町村と事業実施主体 が事業を実施しようとする市町村が異 なる場合に限る。）が行う北海道林業 体力アップ事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様 式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	

32	森林整備活性化事業 森林施業の合理化を図り 林業経営コストの低減を通じて森林整備を推進するため、予算の範囲内で補助する。	森林整備合理化計画の認定を受けた者で、森林整備活性化資金と林業基盤整備資金を同時に借り入れようとするもの	次に掲げる事業の経費から当該事業に係る補助金額を差し引いた額 (1) 流域循環資源林整備事業 (2) 公的森林整備推進事業 (3) 流域公益保全林整備事業	7分の1	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 提出先 支庁	1部 別に指示する日 支庁	
33	地域林業システム推進対策事業 流域を単位として関係者により組織された流域森林・林業活性化センターが策定した流域林業活性化基本方針に基づき、流域林業の活性化のための取組を推進し、山づくりから木材加工及び流通までの一貫した低コストで安定的な供給体制の形成を図るため、予算の範囲内で補助する。	流域森林・林業活性化センター	流域森林・林業活性化センターが行う地域林業システム推進対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 流域森林・林業活性化促進対策事業 (2) 流域森林・林業活性化センター事業	2分の1以内 3分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 規約及び構成員名簿 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 提出先 支庁	1部 別に指示する日 支庁	
34	21世紀北の森づくり推進事業 針葉樹と広葉樹の入り交じった北海道らしい豊かな「ふるさとの山」の造成を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が21世紀北の森づくり推進事業を行う森林所有者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないものを除く。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、造林関係民法法人及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第	(1)及び(2)の事業に係る経費にあつては、27分の17以内（市町村が補助する場合における当該補助の対象となる	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 提出先 支庁	1部 別に指示する日 支庁	

		6号に規定する団体、森林施設計画作成主体、市町村と協定を締結した森林所有者に対し次に掲げる事業に要する経費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費 (1) 無立木地造林 (2) 複層林・混交林化 (3) 再造林	経費の100分の17を限度とする。 (3)の事業に係る経費にあっては、2分の1以内（市町村が補助する場合における当該補助の対象となる経費の100分の11を限度とする。）					
35	サロベツ湿原 ^{せう} 森林 ^{もり} づくり推進事業 道北のサロベツ湿原地域の無立木地の造林を緊急かつ集中的に実施するため、予算の範囲内で補助する。	市町	市町がサロベツ湿原 ^{せう} 森林 ^{もり} づくり推進事業を行う森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、林業者等の組織する団体で知事が適当と認めるもの及び森林所有者（中小企業基本法第2条に該当しないものを除く。以下同じ。）、森林施設計画作成主体、市町村と協定を締結した森林所有者に対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、附帯施設事業費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第47号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第47号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
36	北の森づくり緊急対策事業 間伐により森林の公益的機能の発揮を図り、もって健全で活力ある北の森づくりを推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が北の森づくり緊急対策事業を行う森林所有者（中小企業基本法第2条に該当しないものを除く。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、造林関係民法法人、森林法施行令第11条第6号に規定する団体、森林施設計画作成主体、市町村と協定を締結した森林所有者及び林業者等の組織する団体で知事が適当と認めるものに対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費	定額（市町村が1ヘクタールにつき1万4,000円以上補助する場合に限る。）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 水林第43号様式 市町村の補助規則等 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第43号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
37	森林保護事業 森林病害虫等を防除し、	民有林の森林病害虫等防除を行う者	民有林の森林病害虫等防除を行う者が行う森林保護事業に要した経費のうち、		水林第18号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 随時	民有林の森林病害虫等防

もって森林の保全を図るため、予算の範囲内で補助する。		次に掲げるもの (1) その他松くい虫伐倒駆除費 (2) 突発森林病害虫駆除費 (3) まいまいか駆除費 (4) 野ねずみ駆除費	10分の10 4分の3 4分の3 2分の1	式		提出先 支庁	除を行う者に代わって森林組合等が申請する場合は、委任状を添付すること。 実績報告は、要しない。
38 エゾシカ森林被害防止対策事業 エゾシカによる人工林及び天然林被害の軽減及び森林資源の保続並びに公益的機能の維持・増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がエゾシカ森林被害防止対策事業を行う場合又は市町村がエゾシカ森林被害防止対策事業を行う森林組合に対し当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第47号様式 別に指示する様式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 水林第47号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
39 小規模治山事業 林地の荒廃に起因する災害を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う小規模治山事業に要する経費	3分の2以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第19号様式 水林第20号様式 水林第22号様式 設計図書	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第19号様式 から水林第22号様式まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	事業の採択は、北海道小規模治山事業採択基準（平成14年4月1日付け治山第31号水産林務部長通達）による。
40 林地崩壊防止事業 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定により指定された激甚災害に伴う林地の崩壊を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う林地崩壊防止事業に要する経費	10分の8以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第19号様式 水林第20号様式 水林第22号様式 設計図書	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第19号様式 から水林第22号様式まで	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
41 災害関連山地災害危険地区対策事業	市町村	市町村が行う災害関連山地災害危険地区対策事業に要する経費	1 人家半壊以上の被害発生	共通第14号様式 共通第20号様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示	

山地災害危険地区において降雨等により発生した荒廃山地等について、次期降雨等による荒廃の拡大又は人家、公共施設等の被害を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。					
があり、かつ、公共施設に関連する箇所で実施する場合100分の95以内		水林第19号様式 水林第20号様式 水林第22号様式 設計図書	水林第19号様式 から水林第22号 様式まで	提出先	する日 支庁
2 人家半壊以上の被害発生があり、かつ、公共施設に関連しない箇所又は人家半壊以上の被害発生がなく、かつ、公共施設に関連する箇所 で実施する場合 100分の90以内					
3 その他の場合 100分の80以内					

別記1

1 奥地幹線林道に係るものにあつては事業費の10分の6.5、その他の林道に係るものにあつては事業費の10分の5の比率により算定して得た額とする。ただし、平成14年1月1日から同年12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。次項において「暫定措置法」という。）第3条第4項の規定により年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。）に限り、その災害を受けた林道の災害復旧事業の事業費（以下この項において「事業費」という。）のうち、市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年に発生した災害に係る事業費の総額（以下この項において「事業費総額」という。）が、当該復旧事業に係る林道の総延長のメートル数（以下この項において「林道総延長」という。）に1,000円を乗じた額を超える場合において、その超える部分の額を当該奥地幹線林道とその他の林道との事業費の額に応じてあん分した額に相当する部分（以下この項において「あん分額相当分」という。）については、奥地幹線林道に係るものにあつては10分の9（当該部分のうち、事業費総額が林道総延長に1,200円を乗じた額を超える場合において、あん分額相当分については、10分の10）、その他の林道に係るものにあつては10分の7.5（当該部分のうち、事業費総額が林道総延長に1,200円を乗じた額を超える場合において、あん分額相当分については、10分の8.5）の比率によるものとする。

2 平成14年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第5条の3に定める地域内において、平成14年1月1日から同年12月31日までに発生した災害により被害を受けた林道の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定にかかわらず、暫定措置法第3条の2に定める比率によるものとする。

号外第13号

報 公 刊

北 海 道 公 報

3 激甚災害を受けた激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「政令」という。）第14条に定める地域における当該激甚災害に係る林道の災害復旧事業については、第1項の規定による額に当該災害復旧事業に要する経費の額（第1項の規定による額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。）のうち、政令第15条第2号に定める額に相当する部分の額を政令第16条第2号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率により算出して得た額の合計額を加えた額とする。この場合において、政令第15条及び第16条の規定の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。 (1) 政令第16条第2号イに規定する額については、10分の7 (2) 政令第16条第2号ロに規定する額については、10分の8 (3) 政令第16条第2号ハに規定する額については、10分の9 4 査定用設計委託に係るものにあつては、林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱（昭和60年1月16日59林野道第605号農林水産事務次官通達）第4の規定により算出して得た額の2分の1以内とする。 別記2 1 森林空間活用施設整備事業のうち、簡易給排水施設、生活環境施設整備事業のうち、山村広場施設、集落防災施設及び簡易給排水施設並びに間伐材需要拡大施設整備事業のうち、需要拡大促進用機械にあつては、10分の4以内 2 効率化施設整備事業のうち、効率化作業基地整備及び林業生産施設にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率 (1) 市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 10分の6以内 (2) 上記以外 2分の1以内 3 効率化施設整備事業のうち、林業生産用機械、基盤整備用機械及び広域利用林業機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率 (1) 市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 100分の48以内 (2) 上記以外 10分の4以内 4 木材加工流通施設整備事業のうち、木材製材施設装置、集成材加工施設装置、プレスカット加工施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置及び木材集出荷販売施設装置、木材加工施設整備事業のうち、木材製材施設装置、集成材加工施設装置及びプレスカット加工施設装置並びに間伐材加工流通施設整備事業のうち、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、間伐材加工施設装置、間伐材処理加工用機械及び間伐材集出荷販売施設装置にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率 (1) 木材関連業者等が組織する団体以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 10分の6	
以内 (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合 3分の1以内 (3) 上記以外 2分の1以内 5 木材加工流通施設整備事業のうち、木材処理加工用機械及び木材集出荷用機械、木材加工施設整備事業のうち、木材処理加工用機械並びに間伐材加工流通施設整備事業のうち、間伐材処理加工用機械及び間伐材集出荷用機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率 (1) 木材関連業者等が組織する団体以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 100分の48以内 (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合 3分の1以内 (3) 上記以外 10分の4以内 6 森林バイオマス等活用施設整備事業のうち、森林バイオマス加工施設装置、森林資源再利用処理施設装置及び木質エネルギー等利用促進施設装置並びに間伐材等バイオマス活用施設整備事業のうち、間伐材等バイオマス加工施設装置、間伐材等バイオマス再利用処理施設装置及び木質エネルギー等利用促進施設装置にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率 (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 10分の6以内 (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合 3分の1以内 (3) 上記以外 2分の1以内 7 森林バイオマス等活用施設整備事業のうち、森林バイオマス再利用促進用機械及び木質エネルギー等利用促進用機械並びに間伐材等バイオマス活用施設整備事業のうち、間伐材等バイオマス再利用促進用機械及び木質エネルギー等利用促進用機械にあつては、次の各号に掲げる事業主体及び事業内容の区分に応じ当該各号に定める率 (1) 木材関連業者等が組織する団体及び市町村以外が事業主体となる基盤整備、機械施設 100分の48以内 (2) 木材関連業者等が組織する団体が事業主体となる場合 3分の1以内 (3) 上記以外 10分の4以内 8 需要拡大施設整備事業のうち、需要拡大促進施設装置、木材活用DIY施設装置、間伐材等利用推進モデル施設及び内装等木質化促進施設にあつては、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ当該各号に定める率 (1) 木材関連業者等が組織する団体 10分の4以内 (2) 上記以外 2分の1以内 9 活動拠点施設整備事業及び供給促進活動拠点施設整備事業のうち、林業総合センター（それぞれの施設規模が1,000平方メートル以下のものに限る。）にあつては、次の各号	

に掲げる施設規模の区分に応じ当該各号に定める算式による率以内。ただし、建築する面積は延べ床面積で整数とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

また、補助率は小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(1) 300平方メートル以下の施設 2分の1

(2) 301平方メートル以上の施設

$300 \times 1/2 + 1$ (建築する面積 - 300) $\times 4/10$ }

建築する面積

北海道告示第563号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

(建設部所管分)

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 河川環境整備特別対策事業 河川の堤外地における立木を伐開し、流水の疎通を円滑にすることにより、災害の未然防止を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が河川愛護組合等を指導監督して河川の堤外地の立木の伐開及び立木の伐開に伴う草刈りを行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	
2 都市小河川改修事業 河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づく指定区間内の一級河川又は二級河川において河川の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市	都市小河川改修事業（河川法第16条の3第1項の規定による協議に基づき施行することとなったものに限る。）に要する経費	3分の1以内	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	
3 河川環境整備事業 河川法の規定に基づく指定区間内の一級河川又は二級河川において河川の浄化又は河道整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	河川環境整備事業（河川法第16条の3第1項の規定による協議に基づき施行することとなったものに限る。）に要する経費	3分の1以内	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	
4 ハイジャック等防止対策事業	航空運送事業者	航空運送事業者が第三種空港において、エックス線透視手荷物検査装置又は金属	2分の1以内	共通第6号様式 （保安施設設置	共通第6号様式 （保安施設設置	提出部数 1部 提出期限 別に指示	

航空機不法奪取等の防止対策の一環として、乗客所持品の検査を行い、もって航空交通の安全を図るため、予算の範囲内で補助する。		探知機を使用して検査業務を実施する事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 検査業務委託費 検査業務の外注委託に要する経費 (2) 保安施設設置費 エックス線透視手荷物検査装置及び金属探知機又は監視装置の設置及び更新に要する経費		費の場合に限る。) 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 建設第12号様式 (検査業務委託費の場合に限る。)	費の場合に限る。) 共通第29号様式 共通第31号様式 建設第12号様式 (検査業務委託費の場合に限る。)	提出先 建設部空港港湾課	
5 地域防災がけ崩れ対策事業 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定に基づき指定され、又は指定されることとが確実である激甚災害に伴い発生し、又は拡大したがけ地の崩壊を防止し、もって民生の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	地域防災がけ崩れ対策事業に要する経費	10分の8以内	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
6 広域景観づくり活動促進事業 広域にわたる景観づくり活動を促進するため、予算の範囲内で補助する。	複数の市町村で構成する協議会等	次に掲げる事業（補助対象経費が100万円未満のもの及び国の補助金又は道その他の補助金の交付を受けているものを除く。）に要する経費 (1) 普及啓発事業 (2) 調査検討事業 (3) その他広域景観づくりを促進するため支庁長が特に必要と認める事業	2分の1以内 (100万円を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
7 地域景観形成推進事業 地域の個性が生かされた景観の形成を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村			共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

			式			
(1) 景観形成市町村事業		市町村が行う景観形成市町村事業に要する経費のうち、次に掲げるもの（400万円以上のものに限る。） (1) ポケットパーク及び花壇の整備並びに道路及び河川敷地等の緑化修景に要する経費 (2) 屋外における物品の集積又は貯蔵場所等の緑化修景に要する経費 (3) 景観形成の上で必要な電柱移設又は舗装の美化に要する経費 (4) 景観形成の上で必要な街灯、信号機、標識等の一体化又はデザイン化に要する経費 (5) バス停、ベンチ、モニュメント等のストリートファニチャーの整備に要する経費 (6) 地域のシンボルとなる建築物等のライトアップに要する経費 (7) その他特に地域の景観形成に資すると認める事業に要する経費	定額			
(2) 景観形成住民活動促進事業		市町村が次に掲げる事業を行う個人、法人、団体等に対し、当該事業に要する経費を補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 花壇、フラワーボットの設置及び植花、植樹等の緑化修景 (2) 屋外における物品の集積又は貯蔵場所等の緑化修景 (3) 景観形成の上で必要な屋外広告物の集約又は撤去（北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）、札幌市屋外広告物条例（平成10年札幌市条例第43号）又は旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）に違反するものを除く。） (4) 自動販売機の修景、セットバック	2分の1以内			

		部分の舗装の美化、デザインされた照明の設置等 (5) 通りを飾るイルミネーションの設置等 (6) その他特に地域の景観形成に資すると認める事業					
8 歴史的建造物保全推進事業 歴史的建造物等の保全を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	道が選定する歴史的建造物保全推進地区において、市町村が歴史的建造物等を保全するため補助金、負担金等を支出する事業又は自ら修復等を行う事業を実施する場合における次に掲げる経費 (1) 建築物の外観（保山上特に必要があると思われる場合は、構造耐力上主要な部分を含む。）の修復に要する経費 (2) 工作物の修復に要する経費 (3) 建築物の外観（保山上特に必要があると思われる場合は、構造耐力上主要な部分を含む。）の修復に要する経費 (4) 造景に要する経費	4分の1以内 （1建造物当たり300万円を限度とする。）	共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 建設部まちづくり推進課	書類は、支庁長を経由すること。
9 組合士地区画整理事業 士地区画整理事業の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	士地区画整理組合	士地区画整理組合が士地区画整理事業を行う場合における次に掲げる経費 (1) 工事費 ア 本工事費 （ア）街路工 （イ）橋りょう工 （ウ）舗装工 （エ）整地工 （オ）河川工 （カ）公園工 イ 補償費 ウ 附帯工事費 エ 測量及び試験費 オ 機械器具費 カ 営繕費 キ 換地諸費	10分の10以内 （施行地区内の都市計画において定められた道路で幅員12メートル以上の道路用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度とする。） ただし、市町の補助を受ける場合にあっては、2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 建設部都市環境課	書類は、市町村長を経由すること。

10	土地区画整理推進事業 中心市街地活性化法に規定される基本計画を策定する市町村が施行する土地区画整理事業の施行を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	(2) 事務費 市町村が土地区画整理事業を行う場合における次に掲げる経費 (1) 工事費 ア 本工事費 イ 街路工 ロ 橋りょう工 ハ 舗装工 ニ 整地工 ホ 河川工 ヘ 公園工 イ 補償費 ウ 附帯工事費 エ 測量及び試験費 オ 機械器具費 カ 営繕費 キ 換地諸費 (2) 事務費	4分の1以内	共通第2号様式 共通第9号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第9号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 建設部都市環境課	
11	電線類地中化推進事業 都市内の電線類地中化を推進するため、予算の範囲内で補助する。	市町	電線類地中化事業に要する経費のうち、電力事業、通信事業等の用に供する電線類の施設費及び敷設等に要する経費（電線管理者が負担する経費を除く。）	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 建設部都市環境課	
12	地域環境保全下水道事業 湖沼の水質汚濁防止下水道及び観光地の公共下水道事業の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が地域環境保全下水道事業（国庫補助対象を除く。）を行う場合に要する経費のうち、基本計画及び事業計画の策定に要するもの 2 市町村が地域環境保全下水道事業（単独事業を除く。）を行う場合に要する経費のうち、観光人口により増加する費用に係る地方償還費（普通交付税算入分を除く。） 3 平成8年度以前に湖沼汚濁防止下水道事業費補助金の交付を受けた市町村が公共下水道事業を行う場合に要する経費のうち、建設費と当該事業に係る	3分の1以内 （1,000万円を限度とする。） 定額 3分の2以内	共通第2号様式 （2の経費の場合に限る。） 共通第9号様式 （1と3の経費の場合に限る。） 共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 （2の経費の場合に限る。） 共通第9号様式 （1と3の経費の場合に限る。） 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 提出期限 提出先 建設部公園下水道課	

		地方債償還金（普通交付税算入分を除く。）との合計額から国庫補助金、地方債等の収入を控除した額				提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部建築指導課	
13 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業及び市街地環境の整備改善に資する良好な建築物の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 市街地再開発基本計画作成等事業	市町村	市街地総合再生基本計画、コーディネート業務、基本計画及び推進計画並びに地区再生計画、街区整備計画及び事業化促進計画の作成に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの	6 分の 1 以内	共通第18号様式 建設第20号様式 建設第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第3号様式 別に指示する様式		
(2) 市街地再開発事業	市町	市町が市街地再開発事業を施行する場合又は市町が当該事業を施行している若しくは施行しようとする者に対し補助する場合において、当該事業に要する次に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 調査設計計画費 (2) 土地整備費 (3) 共同施設整備費 (4) (1)から(3)までに係る附帯事務費	6 分の 1 以内 (政令指定都市の新規採択にある場合は、9 分の 1 以内)	共通第20号様式 建設第4号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第4号様式 別に指示する様式		
(3) 優良建築物等整備事業及び地区再開発事業	市町村	市町村が優良建築物等整備事業若しくは地区再開発事業を施行する場合又は市町村がこれらの事業を施行する者に対して補助する場合において、当該事業に要する次に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 調査設計計画費 (2) 土地整備費 (3) 共同施設整備費 (4) 耐震整備費	6 分の 1 以内 (政令指定都市の新規採択にあつては、9 分の 1 以内) ただし、(4)の経費及び(4)の経費に係る附帯事務費にあつては、12 分の 1 以内	共通第20号様式 建設第5号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第5号様式 別に指示する様式		

		(5) (1)から(4)までに係る附帯事務費	(政令指定都市の新規採択にあつては、18分の1以内)				
(4) 人にやさしいまちづくり整備計画作成事業	市町村	人にやさしいまちづくり整備計画の作成に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの	6分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 建設第3号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第3号様式 別に指示する様式		
(5) 人にやさしいまちづくり事業	市町村	市町村が人にやさしいまちづくり事業を行う場合又は市町村が当該事業若しくは認定建築物の整備事業を施行する者に対して補助する場合において、当該事業に要する次に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 屋内外の移動システムの整備費 (2) (1)に一体のバリアクスペースの整備費	6分の1以内 (政令指定都市の新規採択にあつては、9分の1以内)	共通第20号様式 建設第10号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第10号様式 別に指示する様式		
14 かけ地近接危険住宅移転事業 かけ地の崩壊等の危険のある区域における住宅の移転を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	1 市町村が危険住宅を除却する者に対し当該除却に要する経費を補助した場合における当該除却に要する経費 2 市町村が金融機関等から資金の融資を受けて危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(土地の購入を含む。)をする者に対し当該融資に係る利子補給をした場合における当該利子補給に要する経費 3 附帯事務費	4分の1以内	建設第1号様式	建設第1号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部建築指導課	書類は、支庁長を経由すること。
15 アイヌ住宅改良促進事業 老朽不良アイヌ住宅の改良を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が老朽不良アイヌ住宅の改良を行う者に対し当該改良に要する資金を貸付する場合における次に掲げる経費 (1) 貸付金(1戸当たり新築760万円、改修480万円、宅地取得590万円を限度とする。) (2) 事務費	4分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 建設第2号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 建設第2号様式 完了検査書の写し	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 建設部住宅課	書類は、支庁長を経由すること。
16 特定優良賃貸住宅供給促進事業	供給計画の認定を	1 中堅所得者向け優良賃貸住宅		共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数 1部	

20kg ボンベ	住民基本台帳 人口																			
10kg ボンベ	人 世帯数 世帯																			
8kg ボンベ																				
5kg ボンベ																				
合 計																				

2 プロパンガス販売店名（平成 年4月1日現在）

1		3		5		7	
2		4		6		8	

3 家庭用プロパンガス価格表（平成 年4月1日現在）

区	分	本土の供給基地となつてゐる市町村名及び販売価格	本事業を実施しない場合に予想される販売価格	本事業実施による販売価格 (運賃助成後の住民購入価格)	プロパンガス基準価格	
					金 額	設定時期
重量販売	5 kgボンベ	市町村名	円	(1本当たり)	円	年月日
	4.70m ³ 当たり	市町村名	円		円	年月日
	体積販売					
	9.40m ³ 当たり	市町村名	円		円	年月日

- 注1 この様式は、離島振興対策事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 プロパンガス価格安定事業費内訳書のa欄、b欄及びa＋b欄上段は4月から10月について、下段は11月から3月について記載すること。
- 3 プロパンガスに係る輸送運賃価格表及び離島地域の販売店におけるプロパンガス料金表を添付すること。

総企第22号様式（第3条第2項、第5条第1項）

平成14年度市町村講習事業実施計画書

市町村名

	開設予定数	募集人員（延べ人員）	講習事業費	所要見込額	所要見込額	20人換算講座数	1講座当たりの単価
	講座						

市 設 村 講 習	人	円	/			円
外 施 設 講 習	人	円	/			円
合 計	人	円 ^a	/	円 ^b	総 事 業	費 円 ^a + ^b
						%

注1 20人換算講座数とは、講習区分ごとに1講座の受講定員を20人として換算した講習区分ごとの講座数（募集人員÷20（小数点以下第2位まで求める。）をいう。
2 講座当たりの単価とは、講習区分ごとに講習事業費を20人換算講座数で除した額（1円未満四捨五入）をいう。
3 総事業費とは講習事業費所要見込額と事務費所要見込額を合計した額をいう。

総企第23号様式（第14条）

平成14年度市町村講習事業実績書

市町村名

市 設 町 講 習	開 講 座	設 数	募 集 人 員 (延べ人員)	人	講 習 事 業 費	円	事 務 費	20人換算講座数	1講座当たりの単価	円
外 施 設 講 習			人	人	円	/				円
合 計			人	円 ^a	円 ^b		総 事 業	費 円 ^a + ^b		%

- 注1 20人換算講座数とは、講習区分ごとに1講座の受講定員を20人として換算した講習区分ごとの講座数（募集人員÷20（小数点以下第2位まで求める。）をいう。
- 2 講座当たりの単価とは、講習区分ごとに講習事業費を20人換算講座数で除した額（1円未満四捨五入）をいう。
- 3 総事業費とは講習事業費と事務費を合計した額をいう。

北海道告示第 565 号

昭和49年北海道告示第807号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年 4月1日

北海道知事 堀 達 也

環生第21号様式末尾欄外の注の1及び環生第22号様式末尾欄外の注の1の事項中「生活環境施設改善整備事業」を「生活館整備事業及び生活館改修事業」に改める。

環生第23号様式を次のように改める。

環生第23号様式 削除

環生第24号様式末尾欄外の注の1の事項中「生活環境施設改善整備事業」を「生活館整備事業」に改め、同中の2の事項中

「(1) 生活館の場合

ア 隣保事業の内容

イ 特別の設備を必要とする場合の理由（初度設備費）」を（1）隣保事業の内容に、

「(2) 共同作業場の場合

ア 作業種目、作業課程、対象人員1人1箇月平均見込賃金、社会保険等

イ 運営方法

ウ 関係協力又は協議機関名（私的・公的）、所在地 を

エ 製品の販路

オ 純益の配分

カ 特別の設備を必要とする場合、その理由

「(2) 特別の設備を必要とする場合の理由（初度設備費）」に改める。

環生第25号様式を次のように改める。

環生第25号様式

事 業 計 画 表

生 活 館 名	建 築 年 度 (経 過 年 数)	
改 修 理 由		

事 業 効 果	
---------	--

(1) 市町村及び施設の利用対象地域の状況

区 分	人 口	世 帯 数	保 護 率
市 町 村	人	世帯	%
利 用 対 象 地 域	人	世帯	%

(2) 生活館整備及び改修の計画等

市 町 村 の 現 況	今後の生活館の整備及び改修の考え方		
全生活館数			
内30年以上			
改 修 内 容 (改修内容等の現況 及び規模を記載)			
(3) 工事計画等			
工事着工予定年月日	年 月 日	請負・直営の別	
工事完了予定年月日	年 月 日		

注1 この様式は、生活館改修事業に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2 添付書類

- (1) 施設平面図に改修部分の現状写真を添付したもの
- (2) 改修工事費の設計書又は業者見積書（改修区分ごとに金額がわかるもの）

環生第26号様式の様式中「生活環境施設改善整備事業（ ）実績書」を「生活館整備（改修）事業実績書」に改め、同様式末尾欄外の注の事項中「生活環境施設改善整備事業」を「生活館整備事業及び生活館改修事業」に改める。

北海道告示第 566 号

平成10年北海道告示第500号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年 4 月 1 日

北海道知事 堀 達 也

保福第57号様式及び保福第58号様式を次のように改める。

保福第57号様式（第 3 条第 2 項、第 5 条第 1 項）

平成 年度 乳幼児医療給付事業計画及び補助金算出調書

1 総括表

区 分	医 療 費 事 務 費 名	合 計
補助事業に要する経費①	① 円	円
補助事業に關して生ずる寄附金その他の収入額②	③ 円	
補助対象経費③ （① - ②）	③ 円	
補助基準額④	④ 円	
補助基本額③と④のいずれか低い額⑤	⑤ 円	
補助率⑥	⑥ %	

保福第58号様式（第14条）

1 総括表

区 分	補助事業に要した経費	補助事業に關して生じた寄附金その他の収入額②	補助対象経費③ （① - ②）	補助基本額④	補助率⑤	補助金所要額⑥ （④ × ⑤）	補助金交付決定額⑦	補助金精算額⑧ （⑥と⑦のいずれか低い額）	補助金領収済額⑨	補助金領収未済額⑩ （⑧ - ⑨）	市町村名	備 考
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		

平成 年度 乳幼児医療給付事業精算書

補助金交付(変更)申請額 ⑤ × ⑥ ⑦		
-------------------------	--	--

2 医療費算出内訳表

区 分	補助事業に要する経費①	補助事業に關して生ずる寄附金その他の収入額②	補助対象経費③ （① - ②）
実績（ 月分まで）	① 円	② 円	円
推計（ 月～ 月分）			
計			

3 事務費補助基準額算出内訳表

区 分	対 象 人 員	単 価	金 額
均 等 割			円
対 人 員 割	0 ～ 5 歳 児	人 円	円
計			

- 注 1 この様式は、医療給付事業（乳幼児医療給付事業）に要する経費に係る補助金の交付（変更）を申請する場合に使用すること。
- なお、交付申請の場合には、「2 医療費算出内訳表」の記入は要しない。
- 2 1の④には、初診時一部負担金及び基本利用料を除いた額を、⑤には高額療養費、付加給付等による収入額を記載すること。
- 3 1の⑦の欄の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて記載すること。

医療費	①	円	③	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
事務費																	
計																	

2 医療費支出明細書

区 分	医 院			科 外			歯 科			調 剤			指定訪問看護			そ の 他			計			初診時一部負担金等②	補助事業に要した経費①-②③
	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額①		
現金給付分	件	金	円	件	金	円	件	金	円	件	金	円	件	金	円	件	金	円	件	金	円		
現物給付分																							
計																						③	円

3 初診時一部負担金等明細書

区 分	医 院			科 外			歯 科			指定訪問看護			そ の 他			計		
	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額	入件数	金件数	額
市町村負担	件	金	円	件	金	円	件	金	円	件	金	円	件	金	円	件	金	円
受給者負担																		

4 事務費明細書

補助対象経費①	平 均 対 象 児 童 数	補 助 基 準 に よ り 算 出 し た 額			補 助 基 本 額 ①と④のいずれか低い額⑤
		定 額 ②	対象人員割額 ③	計 ②+③ ④	
円	A 人 (0～ 歳児)	円	A×単価 円	円	円
	B 人 (～ 5 歳児)		B×単価 円		

注 1 この様式は、医療給付事業（乳幼児医療給付事業）に要した経費に係る補助金に関し、実績報告をする場合に使用すること。

2 1の⑤には初診時一部負担金及び基本利用料を除いた額を、⑥には高額療養費、付加給付等に

よる収入額を記載すること。

3 1の⑥及び⑧の欄の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて記載すること。

4 1の①と2の①、2の②と3の③の数値は、それぞれ一致すること。

保福第117号様式を次のように改める。

保福第117号様式 (第3条第2項、第5条第1項)

平成 年度母子通園センター事業費補助金所要額調べ

市町村名

区 分	総 支 出 額 ① 円	補 助 対 象 経 費				補 助 基 準 額		補 助 基 本 額 (④と⑦を比較して少ない方の額) ⑧ 円	$\frac{3}{4} \times ⑧$ 又は $\frac{1}{2} \times ⑧$ ⑨ 円	要 補 道 助 費 額 円
		支 予 定 額 ② 円	寄 附 の 収 入 金 他 人 ③ 円	差 引 額 (② - ③) ④ 円	実 施 延 べ 月 数 ⑤ 月	月 額 単 価 ⑥ 円	金 額 (⑤×⑥) ⑦ 円			
型										
ランク										
事務費・事業費										
初 度 備 品 費										
計										

注1 この様式は、母子通園センター事業に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。
2 「区分」欄の「初度備品費」は、新たにI型に移行する母子通園センターに限り、記載すること。

3 「⑨」の欄には、Ⅰ型にあっては「⑧」の欄の額に4分の3を、Ⅱ型にあっては「⑧」の欄の額に2分の1を乗じて得た額を記載すること。
保福第119号様式を次のように改める。

保福第119号様式（第14条）

平成 年度母子通園センター事業費補助金精算書

市町村名

区 分	総 支 出 額 ① 円	補 助	対 象 寄附金 その他 の収入 ③ 円	経 費 差 引 額 (②-③) ④ 円	補	助 基 準 額 金 額 (⑤×⑥) ⑦ 円	補 助 基 本 額 (④と⑦を比較して少ない方の額) ⑧ 円	$\frac{3}{4} \times ⑧$ 又は $\frac{1}{2} \times ⑧$ ⑨ 円	補助金精算額 ⑩ 円	補助金交付 決 定 額 ⑪ 円	不 用 額 (⑪-⑩) ⑫ 円
		支 出 済 額 ② 円			助 延 べ月数 ⑤ 月						
型											
ランク											
事務費・事業費											
初 度 備 品 費											
計											

注1 この様式は、母子通園センター事業に要した経費に係る補助金に關し実績報告をする場合に使用すること。
2 「区分」欄の「初度備品費」は、新たにⅠ型に移行する母子通園センターに限り、記載すること。
3 「⑨」の欄には、Ⅰ型にあっては「⑧」の欄の額に4分の3を、Ⅱ型にあっては「⑧」の欄の額に2分の1を乗じて得た額を記載すること。
保福第185号様式の次に次の様式を加える。

保福第186号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

地域精神医療確保対策事業経費所要 (予定) 額明細書

病院名

1 支出

区分	支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	選定額 (AとBのいずれ か少ない額) (C)	備考 (支出(予定)額の 算出基礎を記 載すること。)
(人件費等)	円	円	円	
報酬 職員給与費 法定福利費 賃金 報償費 旅費				
計				

2 収入

区分	分	収入済 (予定) 額	備考
寄附金	円	内訳	
その他の収入	円	内訳	
計			

注1 この様式は、地域精神医療確保対策事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 「その他の収入」の欄は、派遣先の医療機関から充当する差益(派遣先の医療機関において、当該派遣医の診療により生じた収益から当該診療に要する費用を控除した額)を含み、派遣先の医療機関からの受益者負担金を除いた額を記載すること。

3 職員給与及び法定福利費については、派遣された職員ごとの年間の支払額を年間診療日数で除した額に職員ごとの派遣日数を乗じた額の合計額とする。

北海道告示第567号

昭和49年北海道告示第808号 (北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式) の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

北海道知事 堀達也

経済第61号様式の次に、次の6様式を加える。

経済第62号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

人材確保支援事業助成金交付申請書

北海道 支庁長 様 年 月 日

名称 所在地 申請事業主 代表者氏名

(印)

新規成長分野においてトライアル雇用を行ったので、人材確保支援事業費の交付を申請します。

なお、対象労働者については再雇用ではありません。

事業所に係る事項

事業名称	主たる事業
所在地	
代表者名	
雇用保険適用事業所番号	創業 年 月
求人番号	従業員 当事業所 人
電話番号	企業全体 人
フックス番号	()
申請者職氏名	

助成金交付申請額	円	対象労働者	人
助成金払込先	銀行・金庫 本・支店 当座・普通		
金融機関	口座番号 口座名義		

処理欄 (支庁において記載)

新規成長分野	交付申請額	雇用保険適用事業所		□ 該 当	□ 不該 当	
		氏 名	氏 名	円	円	
区 分	対象労働者	氏 名	月 日 歳	□ 該 当	□ 非該 当	
		氏 名	月 日 歳	□ 該 当	□ 非該 当	
求人票	紹介状	創業5年	雇用状況	報告書	□ 該 当	□ 非該 当
□ 有	□ 有	□ 以内	□ 有	□ 無	□ 該 当	□ 非該 当
□ 無	□ 無	□ 以外	□ 無	□ 有	□ 該 当	□ 非該 当

経済第63号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

人 材 確 保 支 援 事 業 実 績 書

事業所名

トライアル雇用対象労働者に係る事項

(1) 労働者氏名	年度累計	人目
(2) 生 年 月 日	昭和 年 月 日 (雇入れ時点の満年齢 歳)	
(3) トライアル雇用対象期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
(4) 申請日現在の在職	□ 有 □ 無	
(5) 業 務 内 容		

(6) 賃金支払い内訳 (どちらかに記載)

□ 月給	雇入日	賃金締日	左記期間の総日数 (A)	雇入れ月の総日数 (B)	一カ月の基本給 + 諸手当 (C)	支払額 (支払未済額)
	月 日 ~ 月 日	日	日	日	円	円
□ 日給・時給	雇入日	賃金締日	就業日数又は就業時間 (A)	日給・時給単価 (B)	諸手当 (C)	支払額 (A × B + C) (支払未済額)
	月 日 ~ 月 日	日	時間	円	円	円
締日翌日		トリアル終了日	月 日 ~ 月 日	時間	円	円
合 計					円	円

(7) 助成金交付申請額の算出

区 分	補助対象経費 (助成基本額)	補助率	助成金交付申請額
対象労働者の賃金	①と同額	1 / 2 (但し上限 10万円)	②
道費助成(申請額)	②と同額		
自己負担額	① - ②		

処理欄 (支庁において記載)

支給決定額

円

- 注1 この様式は、人材確保支援事業に係る助成金の交付を申請する場合に使用すること。
- 2 この様式は、対象労働者1名ごとに別葉で作成すること。
- 3 対象労働者について、国の賃金を対象とする助成金及び道の緊急地域雇用促進奨励金を受けている事業主は対象としないこと。
- 4 「(6) 賃金支払い内訳」欄中「支払額」欄には、支払未済がある場合には支払額の下に当該支払未済額をかって書で記載すること。

北海道公報

經濟第64号様式(第3条第2項、第5条第1項、第14条)

育児と仕事両立支援型モデル奨励金交付申請書

卅
卌
卍

北海道知事様

—||

母 姓 名 所 稱

代表者氏名

育児と仕事両立支援型モデル奨励金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

①名称											
	②所在地 〒 (TEL.)										
1 当該申請に係る事業場	③育児休業制度等	ア 労働協約	イ 就業規則								
	④就業規則等に規定した年月日	平成 年 月 日									
	⑤規定の内容	ア イ	育児休業制度の有無 短時間勤務の措置	有・無 有・無							
2 氏名 対象労働者	①雇用保険の被保険者となった年月日	昭和・平成 年 月 日									
	②産前・産後休業	平成 年 月 日	～平成 年 月 日								
	③育児休業期間	平成 年 月 日	～平成 年 月 日	期間	か月 日						
	④短時間勤務の措置期間	平成 年 月 日	～平成 年 月 日	期間	か月 日						
	⑤復職等	復職日	平成 年 月 日								
		復職事業場	ア	育児休業前と同じ	イ	育児休業前と異なる(理由)					
⑥代替要員の確保	雇用形態	ア	育児休業前と同じ	イ	育児休業前と異なる(理由)						
	代替要員の氏名										
	部署等名										
⑥代替要員の確保	雇入れの期間	ア	有期雇用 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (週所定労働時間)	イ	期間の定めのない雇用 平成 年 月 日から (週所定労働時間)	左のうち上記③又は④と重なる期間 か月 日					
		上記①から⑤については、記載のとおりです。 押印									

		代替要員確認欄		上記⑥については、記載のとおりです。 押印	
3	本申請と同一の事由により受給を受けているか又は受給を予定している他の助成金等の有無	有	助成金等の名称 ()		
4	申請金額	① 育児休業取得者の代替要員関係 ② 短時間勤務の措置利用者の代替要員関係 ③ 上記①又は②の継続雇用関係	無		円 円 円 円 円
計					
5	奨励金の振込先				
金融機関名	支店名	口座番号	(右へよせてください)		
(ふりがな)	(ふりがな)				
口座の種類	口座名	義	備	考	
普通・当座 (該当するものを○) (で囲んでください)	(ふりがな)				

この欄は記入しないでください。

支	1の③欄、育児休業制度等が就業規則等に新たに規定されたものであること。	適・否
行	2の⑤欄、復職事業場又は雇用形態が異なっている場合、本人からの申し出であること。	適・否
処	2の⑥欄の期間が3か月以上あり、かつ③欄又は④欄の期間と重なる期間が3か月以上あること。	適・否
理	3の欄の無に○があること。	適・否
欄		

注1 この様式は、ワークシェアリング推進モデル事業（育児と仕事両立支援型モデル）に係る奨励金の

交付を申請すること。

2 「2 対象労働者」欄中の「氏名」欄は、育児休業の取得又は短時間勤務の措置を利用した労働者について記載すること。

3 対象労働者が複数となる場合は、この様式（別葉）に必要な事項を記載し添付すること。

4 この様式には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 就業規則等（常時10人以上の労働者を使用する事業場については、所轄労働基準監督署長に届け出たもの）の写し

(2) 育児休業を取得したことを確認できる書類

(3) 短時間勤務の措置を利用したことを確認できる書類

(4) 代替要員として離職者を雇い入れたことを確認できる書類

経済第65号様式

労働時間短縮促進型モデル奨励金交付申請書

冊
四
四

北海道知事 様

〒 (電話)
住 所
申請事業主 名 称
代表者氏名 印

労働時間短縮促進型モデル奨励金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業場に係る事項

(1) 労働時間の短縮を実施した事業場	①名称		
	②所在地 〒	(TEL)	
(2) 労働時間の現状	週所定労働時間	実 施 時 期	
	①短縮前 ☐ ☐ ☐ 時間 ☐ ☐ 分 ②短縮後 ☐ ☐ ☐ 時間 ☐ ☐ 分	改 定 日 平成 年 月 日 (効力発生日 平成 年 月 日)	
(3) 新たに雇い入れた労働者	雇い入れた人数 (週の所定労働時間が30時間未満のものを除く。) 人		
(4) 計画書提出日の常用労働者数	人	(5) 奨励金支給申請日の常用労働者数	人
(6) 本申請と同一の事由により受給を受けているか又は受給を予定している他の補助金等の有無	有 補助金等の名称 () 無		
(7) 申請金額	円		
(8) 奨励金の振込先			
金融機関名	支 店 名	口座番号 (右へよせてください)	
(ふりがな)	(ふりがな)		
口座の種類	口 座 名	義 備 考	
普通 ・ 当座 (該当するものを○で囲んでください)	(ふりがな)		

この欄は記入しないでください。

支 行 処 理 欄	(5)の人数が(4)の人数を上回っていること。 週の所定労働時間短縮後に1人以上の常用労働者を雇い入れ、6か月以上雇用していること。	適 ・ 否
	(6)の欄の無に○があること。	適 ・ 否

2 雇い入れた労働者に関する事項

(1) 氏 名 生 年 月 日 性 別	年 月 日 (男 ・ 女)	年 月 日 (男 ・ 女)
(2) 住 所		
(3) 雇入れ年月日等	平成 年 月 日 (雇入れより6か月以上経過) ・ している ・ していない	平成 年 月 日 (雇入れより6か月以上経過) ・ している ・ していない
(4) 職 務 内 容		
(5) 週の所定労働時間による区分	・ 週 30 時 間 以 上 ・ 週20時間以上30時間未満	・ 週 30 時 間 以 上 ・ 週20時間以上30時間未満
(6) 雇用期間の定め	・ 無 ・ 有 年 月 日から 年 月 日まで	・ 無 ・ 有 年 月 日から 年 月 日まで
(7) 対象労働者の署名 ・ 押印	(1)から(6)までの記載に相違ない 印	(1)から(6)までの記載に相違ない 印

備考 既に退職等により 雇用しなくなっている 者については、(7) の署名・押印は不要 です。 備考欄に退職等の 年月日を記入してく ださい。	
---	--

注1 この様式は、ワークシェアリング推進モデル事業（労働時間短縮促進型モデル）

- に係る奨励金の交付を申請する場合に使用すること。
- 2 対象労働者が複数となる場合は、この様式（別葉）に必要な事項に記載し添付すること。
- 3 この様式には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 週所定労働時間短縮後の就業規則等の写し（週所定労働時間に関する規定及びその施行日が明らかであるもの。ただし、常時10人以上の労働者を使用する事業場については、所轄労働基準監督署長に届け出たもの）その他これに準ずる書類
- (2) 労働者名簿の写し又は賃金台帳の写し
- (3) 新たに雇い入れた労働者が離職者であることを確認できる書類
- (4) 新たに雇い入れた労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

経済第66号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

奨励金交付申請額の算出調書

1 交付申請額の算出

区	分	奨励事業に要する経費 円	奨励対象経費 円	奨励基本額 円	補助率	奨励金等交付申請額 円
代替要員の賃金						
育児休業取得者の代替要員の賃金					定額	
短時間勤務措置利用者の代替要員の賃金					定額	
継続雇用した代替要員の賃金					定額	

2 支払内訳及び経費の配分

科	目	支払（予定）年月日	支払額 円	負担区分	
				費負担額 道費奨励（申請）額	自己負担額
		年 月 日			

代替要員の賃金	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	合 計	円		

代替要員氏名	
雇入年月日	年 月 日

- 注 1 この様式は、ワークシェアリング推進モデル事業（育児と仕事両立支援型モデル）に係る奨励金の交付を申請する場合に使用すること。
- 2 この様式は、代替要員1名ごとに別葉で作成すること。

経済第67号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

奨励金交付申請額の算出調書

1 交付申請額の算出

区 分	奨励事業に要する経費	奨励対象経費	奨励基本額	補助率	奨励金等交付申請額
雇い入れた労働者の賃金	円	円	円	定 額	円

2 支払内訳及び経費の配分

科 目	支払（予定）年月日	支払額	負担区分	
			道費奨励（申請）額	自己負担額
	年 月 日	円		
		円		

雇い入れた労働者の賃金	年 月 日			
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		
	年 月 日	円		

雇い入れた労働者の氏名	
雇 入 年 月 日	年 月 日

注 1 この様式は、ワークシェアリング推進モデル事業（労働時間短縮促進型モデル）に係る奨励金の交付を申請する場合に使用すること。
2 この様式は、雇い入れた労働者1名ごとに別葉で作成すること。

北海道告示第 568 号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年 4 月 1 日

北海道知事 堀 達 也
農政第58号様式中「一時貸付タイプ」を「特別タイプ」に改め、同様式の3の事項を削り、

4の事項を3の事項とする。
農政第59号様式の末尾欄外の注の2の事項中「ただし、この様式を用いて申請又は報告をするに当たっては、平成12年度以前に買い入れた又は借り入れたものと、平成13年度以降に買い入れた又は借り入れたものについて、別様とすること。」を削る。
農政第62号様式及び農政第63号様式を次のように改める。

農政第62号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

平成 年度アイヌ農林漁業対策事業計画（実績）書

事業区分	事業		業		内		容	工		期	経		費					備考
	事業種目	事業主体	施行箇所又は設置場所	事業量	受益戸数	うちアイヌ戸数		着工（予定）年月日	竣工（予定）年月日		事業費	負担		配			分	
							道費補助金			国費相当額		市町村費	公庫資金	近代化資金	その他			

農 林 業 生 産 基盤整備事業	小 計																		
農 林 漁 業 経 営 近代化施設 整備事業	小 計																		
特 認 事 業	小 計																		
計																			

- 注1 この様式は、アイ又農林漁業対策事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「事業種目」及び「事業量」欄には、別に定めるところにより記載すること。
- 3 「備考」欄には、事業種目ごと、事業実施主体ごとに仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」とし、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載する。
- 4 この様式には、次の書類等を添付すること。
- (1) 交付申請の場合
- ア 知事が認定した事業計画に係る実施設計書（正本1部、副本2部）
- イ 市町村の補助金交付に関する規則等（正副本各1部）
- (2) 実績報告の場合
- ア 出来高設計書（正本1部、副本3部）
- イ 工事を請負の方法によった場合は、請負契約書の写し、検査調査の写し及び完成写真（検査調査の写し及び完成写真については、市町村が検査を行う場合に限り添付すること。）

農政第63号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

実施区分	第	年度
------	---	----

平成 年度
農村振興整備支援事業年度別実施計画（実績報告）書
（地区支援事業）
平成 年 月

都道府県名	市町村名	地区名
-------	------	-----

- 1 事業の概要
- (1) 全体事業計画（実績）の概要
- (2) 前年度までの住民活動の取組の概要
- (3) 本年度の重点課題

- (4) 推進体制
- ア 協議会の名称
- イ 組織体制
- ウ 事務局
- (5) 年間活動計画（実績）

時 期	平 成 年											平 成 年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
活 動 内 容													

- (6) 事業費及び事業費負担方法

ア 事業費
イ 負担区分 千円 (前年度事業費 千円)
国庫補助金 千円 (補助率 %)
 〇 補助金 千円 (補助金 %)
 市町村費 千円 (負担金 %)

2 事業内容別事業費内訳

(1) 施設の計画・整備・利活用等に関する検討会の実施計画 (実績) 事業費 千円

取組事項	実施時期	実施場所	主な内容	備考
事業費積算 (実績) 内訳				

(2) 地域リーダー等の人材育成 (研修会参加等) 計画 (実績) 事業費 千円

取組事項	実施時期	実施場所	主な内容	備考
事業費積算 (実績) 内訳				

(3) 利活用・維持管理活動のための推進体制の整備計画 (実績) 事業費 千円

取組事項	実施時期	実施場所	主な内容	備考
事業費積算 (実績) 内訳				

(4) 住民活動を普及・促進するための広報活動計画 (実績) 事業費 千円

取組事項	実施時期	実施場所	主な内容	備考
事業費積算 (実績) 内訳				

(5) その他活動費計画 (実績)

事業費 千円

取組事項	実施時期	実施場所	主な内容	備考
事業費積算 (実績) 内訳				

3 取組の評価等

実施事項	取組み後の状況及び評価	今後の課題と対処方針

注 この様式は、農村振興整備支援事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

農政第96号様式から農政第100号様式までを次のように改める。

農政第96号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

平成 年度 地域農業経営支援プラットフォーム構築事業実績書

【事業実施主体名: 】

1 地域農業経営支援プラットフォーム構築についての基本的な考え方

基 本 的 な 考 え 方

--

(注) 市町村経営改善支援センター、農協及び地域農業改良普及センター等の役割分担の考え方について記述する。

2 市町村営農サイトの整備

(1) 土壌診断等診断機材の整備

体制整備を行った市町村営農サイト（市町村経営改善支援センター等）の名称	整備した機器	単価	数量	事業費
		円		円
事業費		計		

(2) 情報関連機器の整備

情報関連機器及びソフトウェア	単価	数量	事業費	構築したデータベースの内容及び活用方針
	円		円	
事業費		計		

(3) 展示ほの整備

体制整備を行った市町村営農サイト（市町村経営改善支援センター等）の名称	展示ほの設置・運営	事業費
	課題名（作目、検討事項） 展示ほの概要（面積、技術調査の内容等）	
事業費		円
事業費		計

3 営農指導員等に対する研修の実施

(1) 基本的な考え方

基 本 的 な 考 え 方

(注) 営農指導員等に対する研修の基本的な考え方、地域農業改良普及センターの関わり等について記述する。

(2) 実施実績

研 修 名	対象者	受 講 者 数				研 修 期 間	事 業 費
		営 農 指 導 員	市 町 村 職 員	そ の 他	合 計		
	人	人	人	人	人	月 日～ 月 日 （日間）	円
	人	人	人	人	人	月 日～ 月 日 （日間）	円
	人	人	人	人	人	月 日～ 月 日 （日間）	円
		事業費				計	

農政第97号様式から農政第100号様式まで 削除

農政第101号様式その1の末尾欄外の注の1の事項中「（操作体制整備型及び水管理再編整備型の場合に限る。）」を「操作体制整備型の場合に限る。以下同じ。）」に改め、同注の5の事項中「操作体制整備型の場合は」及び「水管理再編整備型の場合は管理再編強化計画作成費、管理体制再編強化費、施設整備推進費及び事務費を」を削る。

農政第105号様式の末尾欄外の注の1の事項中「及び水管理再編整備型」を削り、同注の農政第108号様式の末尾欄外の注の1の事項中「及び水管理再編強化費、施設整備推進費」を削る。

3の事項中「管理再編強化計画作成費、管理体制再編強化費、施設整備推進費」を削る。農政第112号様式その2の末尾欄外の注の1の事項中「国営造成施設管理体制整備促進事業」を「国営造成施設管理体制整備促進事業（土地改良施設管理情報システム整備型の場合

を除く。)」に改める。

農政第112号様式その3の末尾欄外の注の1の事項中「、土地改良事業負担金積立促進対策事業」、「、農村活性化住環境整備基本計画策定事業」及び「、21世紀型水田農業モデルは場整備促進事業」を削る。

農政第128号様式から農政第134号様式までを次のように改める。

農政第128号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

事業計画 (実績) 書
市町村名

事業の目的	
畑地帯産地形成等基盤整備促進事業	ア 活動主体

農政第129号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

補助金算出 (精算額) 調書

市町村名

対象経費の支出予定額	寄附金その他の収入額	差引額 (① - ②)	補助対象経費の限度額	補助基本額 (③と④のいずれか少ない方の額)	補助金所要額 (⑤× $\frac{1}{2}$ 1,000円未満切捨て)	補助金交付決定額	補助金精算額 (⑥と⑦のいずれか少ない方の額)	備考
① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	

所要額明細表

地区名

区分	補助事業等に要する経費	補助対象象限額			備考
		対象農地面積	単価 (10千円/10アール)	金額	
促進事業	円	ha	100,000円	円	
指導事業					

畑地帯産地形成等基盤整備指導事業	・ 指導内容	イ 活動内容

注 この様式は、畑地帯産地形成基盤整備支援対策事業の補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告を行う場合に使用すること。

計	①	④
---	---	---

- 注1 この様式は、畑地帯産地形成基盤整備支援対策事業の補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告を行う場合に使用すること。
- 2 所要額明細表は、地区ごとに作成すること。
- 3 対象農地面積は、持続的畑作農業推進強化計画の対象農地面積とし、0.1ヘクタール未満は切捨てとする。
- 4 「補助金交付決定額」及び「補助金精算額」欄は、実績報告の際、記載すること。
- 5 「補助事業等に要する経費」欄は、実績報告の際、対象経費の実支出額を記載すること。

農政第130号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

事業計画（実績）書

市町村名

事業の目的	
農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業	ア 活動主体
	イ 活動内容

--	--

注 この様式は、農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業の補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告を行う場合に使用すること。

農政第131号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

補助金算出（精算額）調書

市町村名

対象経費の支出予定額	寄附金その他の収入額	差引額 （①－②）	補助対象経費の限度額	補助基本額 ③と④のいずれか少ない方の額	補助金所要額 ⑤× $\frac{1}{2}$ （1,000円未満切捨て）	補助金交付決定額	補助金精算額 ⑥と⑦のいずれか少ない方の額	備考
① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	

所要額明細表

地区名

北海道公報

区 分	補助事業等に要する経費	補助対象経費の限度額			備考
		面積 2 ha以上の連担団地の面積	単価 (10千円/10アール)	金額	
農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業	円	ha	100,000 円	円	
計	①			④	

注1 この様式は、農地整備関係連麦大豆等生産拡大推進事業の補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告を行う場合に使用すること

場合を使用すること

2 所要額明細表は、地区毎に作成すること

3 2ヘクタール以上の連坦^{たん}地の面積は、対象事業実施地区における前年度の収獲面積のうち、おおむね2ヘクタール以上の連坦^{たん}地の面積とし、0.1ヘクタール未満は切捨てすること

4 対象事業実施地区とは、延べ収穫面積がおおむね5ヘクタールを超えている地区であること

5 「補助金交付決定額」及び「補助金精算額」欄は、実績報告の際、記載すること

6 「補助事業等に要する経費」欄は、実績報告の際、対象経費の実支出額を記載すること

農政第132号様式から農政第134号様式まで 削除

北海道告示第 569 号

昭和49年北海道告示第814号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

北海道知事 堀江 洋

水林第24号様式中「高密度林道調整備事業」を削り、同様式の末尾欄外の注の2の事項を次のように改める。

2 森林居住環境整備事業の種目毎事業名は、林道整備事業にあっては森林管理道。○線開設（改良）事業、森林基幹道。○線改良事業、集落林道にあっては集落林道。○線開設（改良、舗装）事業、用排水施設事業にあっては用排水施設整備。○用水（排水）事業、用地整備事業にあっては用地整備。○整地整備事業、森林整備にあっては。○森林整備事業とすること。

水林第24号様式の末尾欄外の注3の事項として次のように加える。

3 森林環境保全整備事業の種目毎事業名は、森林管理道にあっては森林管理道。○線開設
(改良)事業、森林施業道。○線整備事業又は○線作業がイン整備事業とすること。

水林第25号様式を次のとおり改める。

水林第25号様式 (第14条)

組員 用品 費 業 停 助 補

費目及び工種別	単位	当初設計		出来高		比較増減(△)		備考
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	
切土工	m ³							
盛土工	m ³							
土羽工	m ³							
路盤工	m ³							
舗装工	m ²							
コンクリート擁壁工	(箇所) m m ³							
その他擁壁工	(箇所) m m ³							

市町村名： _____

事業名		区	分	金	額	備	考
市町村森林整備活動事業		現	地 調 査 費				
		意	向 把 握 費				
		体	制 整 備 活 動 費				
			計				

注 この様式は、市町村森林整備計画強化促進事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

北海道告示第570号

昭和49年北海道告示第812号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

北海道知事 堀 達 也

建設第2号様式の末尾欄外の注の1の事項中「ウタリ住宅改良事業」を「アイヌ住宅改良促進事業」に改める。

工	橋りょう工	(箇所) m									
	排水施設工	(箇所) m									
	路側保護工	(箇所) m									
	法面保護工	(箇所) m ³									
	ずい道工	(箇所) m									
費	防護施設工	(箇所) m									
	標識工	(箇所)									
	直接工事費	(小計)									
諸	経費	等									
	本工事費	(計)									
	附帯工事費										
測	量及び試験	費									
	用地	費									
	工事	雑費									
事	務	雑費									
	業務費	(計)									
	補助事業費	(合計)									

注 この様式は、林道事業、森林居住環境整備事業、林道災害復旧事業又は基幹作業道等整備事業に要した経費に係る補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

水林第26号様式中「本機購入費」を「用地費」に改め、「附帯機械機器購入費」を削り、同様式の末尾欄外の注の事項中「林業地域総合整備事業」を「森林居住環境整備事業」に改める。

水林第46号様式を次のように改める。

水林第46号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）
市町村森林整備計画強化促進事業計画（実績）書

平成十四年五月十四日

火曜日

一六〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課